

第六次愛媛県長期計画 愛媛の未来づくり
プラン～第3期アクションプログラム編～

第六次愛媛県長期計画

愛媛の未来づくりプラン

～第3期アクションプログラム編～

愛媛県

令和元年5月

(令和2年3月改訂)

(令和2年11月改訂)

(令和3年5月改訂)

(令和3年11月改訂)

目次	
○ はじめに	1
1 第3期アクションプログラムの趣旨	
2 第3期アクションプログラムの構成	
3 第3期アクションプログラムの期間	
第1章 政策体系	2
第2章 重点的な取組方針（計画推進の仕組み）	4
1 重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底	
(1) 重点戦略方針の策定	
(2) 重点戦略方針に基づく重点事業の企画・立案	
(3) 重点戦略事業への財源の優先的投入	
(4) 重点戦略事業の公表	
2 施策の推進について	
3 「愛媛の未来づくりプラン」推進懇話会による計画推進	
第3章 豪雨災害からの創造的復興	5
○ 人を守る ○ 生活を守る ○ 産業を守る ○ 復旧・復興指標	
第4章 新型コロナの存在を前提とした「新たな日常」の実現に向けた取組み	7
○ 感染拡大を防ぎ、医療提供体制を確保する ○ 暮らしを守り、地域経済を立て直す	
第5章 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	9
○ 行政のDX ○ 暮らしのDX ○ 産業のDX	
第6章 人口減少対策	12
1 基本的な考え方	
(1) 第3期アクションプログラムと第2期総合戦略との関係	
(2) 第2期総合戦略の期間	
2 本県の人口の現状	
(1) 東予地方	
(2) 中予地方	
(3) 南予地方	
3 第2期総合戦略の推進に当たっての基本的事項	
(1) 基本目標	
(2) 取組みに当たっての基本的な考え方	
(3) 施策の検証と推進	
(4) 第3期アクションプログラム及び第2期総合戦略に係る各施策等の相関関係	
4 第2期総合戦略からの新たな視点と取組みの概要	
・デジタルシフトへの迅速かつ的確な対処	
・関係人口の創出・拡大	
・SDGs（持続可能な開発目標）の推進	
第7章 分野別計画	25
1 生き活きとした愛顔（えがお）あふれる「えひめ」づくり【産業】	
(1) 活力ある産業づくり	25
(2) 産業を担う人づくり	33
(3) 農林水産業の振興	38
(4) 愛媛が選ばれるプロモーション戦略と営業展開	47
(5) 観光・交流の拡大	54
(6) 交通ネットワークの整備	62
2 やすらぎの愛顔（えがお）あふれる「えひめ」づくり【暮らし】	
(1) 参画と協働による地域社会づくり	67
(2) 持続可能な活力ある地域づくり	74
(3) 支え合う福祉社会づくり	79
(4) 健康づくりと医療体制の充実	87
(5) 快適で魅力あるまちづくり	96
(6) 安全・安心な暮らしづくり	101
(7) 災害に強い強靱な県土づくり	113

目次

3 輝く愛顔（えがお）あふれる「えひめ」づくり【人づくり】	
(1) 地域で取り組む子育て・子育て支援	120
(2) 未来を拓く子どもたちの育成	126
(3) 生涯学習と文化の振興	136
(4) スポーツ立県えひめの推進	141
4 やさしい愛顔（えがお）あふれる「えひめ」づくり【環境】	
(1) 環境と調和した暮らしづくり	146
(2) 自然と共生する社会の実現	155
(3) 環境にやさしい産業の育成	160
ターゲット指標	166
第8章 地域別計画	168
○ 東予地域 ○ 中予地域 ○ 南予地域	
第9章 推進姿勢	182
1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”	
(1) 地方分権改革の実現に向けた挑戦	
(2) 機能的な組織・業務体制の構築や効率的かつ効果的な行政運営に向けた挑戦	
(3) 財政の健全化に向けた更なる挑戦	
2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”	
(1) 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携	
(2) 多様な主体との協働・連携	
(3) 広域的な視点による他地域との連携	
3 新たな政策と戦略の“創造”	
(1) 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造	
(2) 新たな戦略の創造	

〇はじめに

1 第3期アクションプログラムの趣旨

本県では、平成23年9月に策定した長期ビジョンにおいて、「愛のくに ^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」という基本理念を掲げるとともに、将来像の実現に向けた4年間（第1期：平成23年度～26年度、第2期：平成27年度～30年度）の政策の方向性などを示すアクションプログラムを策定し、その具現化に取り組んできました。

第3期アクションプログラムでは、

〇豪雨災害からの創造的復興

を最優先課題として掲げ、被災地に寄り添いながらスピード感をもって復興に全力で取り組みます。

さらに、喫緊の課題である大規模災害への備え、東京オリンピック・パラリンピック前後の経済動向や、私たちの暮らしや産業を一変させる可能性がある第5世代移動通信システム（5G）などの情報通信技術の急速な進化等を踏まえて、

第2期アクションプログラムで重点を置いて取り組んできた

〇県民の安全・安心を守る防災・減災対策

〇少子高齢化を踏まえた人口減少対策

〇実需の創出につながる地域経済活性化対策

の3本柱を更に深化させるとともに、挑戦・実行・現場主義・オール愛媛を基本姿勢として、「愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けて取組みを充実・強化します。

2 第3期アクションプログラムの構成

・政策体系

基本政策、政策、施策に整理した政策体系

・重点的な取組方針（計画推進の仕組み）

第3期アクションプログラムを推進するための重点的な取組方針

・豪雨災害からの創造的復興

「人、生活、産業を守る」視点で整理した平成30年7月豪雨災害からの復興方策

・新型コロナの存在を前提とした「新たな日常」の実現に向けた取組み

新型コロナへの対応やアフターコロナを見据えて取り組むべき施策の方向性

・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル変革を迅速かつ効果的に推進するための取組み

・人口減少対策

基本的な考え方、本県人口の現状、第2期総合戦略の推進に当たっての基本的事項

・分野別計画

産業・暮らし・人づくり・環境の4分野ごとの施策展開の方向や主な取組み

・地域別計画

地域ごとの特長を生かす視点で示した東・中・南予別の地域振興方策

・推進姿勢

計画を推進するための基本的な姿勢

3 第3期アクションプログラムの期間

令和元年度から令和4年度までの4年間

第1章 政策体系

《最優先課題》 豪雨災害からの創造的復興

- 人を守る 健康支援・就学支援、災害の検証を踏まえた防災体制見直し、肱川治水対策の前倒し実施等
- 生活を守る 生活再建支援、災害廃棄物処理のための体制整備構築、水道施設の早期復旧等
- 産業を守る グループ補助金活用等商工業者支援、かんきつ産地の復旧・復興支援等

○基本政策Ⅰ

生き活きとした愛顔^{えがお}あふれる「えひめ」づくり
～次代を担う活力ある産業を“創る”～

政策1 活力ある産業づくり

- 1 地域に根ざした産業の振興
- 2 企業誘致・留置の推進
- 3 新産業の創出と産業構造の強化

政策2 産業を担う人づくり

- 4 若年者の就職支援と産業人材力の強化
- 5 多様な人材が活躍できる環境整備

政策3 農林水産業の振興

- 6 力強い農林水産業を支える担い手の確保
- 7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備
- 8 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

政策4 愛媛が選ばれるプロモーション戦略 と営業展開

- 9 愛媛製品のブランド力向上
- 10 営業力の強化と市場拡大
- 11 戦略的なプロモーション活動の推進

政策5 観光・交流の拡大

- 12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興
- 13 国際交流の促進
- 14 自転車新文化の拡大・深化

政策6 交通ネットワークの整備

- 15 広域・高速交通ネットワークの整備
- 16 地域を結ぶ交通体系の整備

○基本政策Ⅱ

やすらぎの愛顔^{えがお}あふれる「えひめ」づくり
～快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ”～

政策1 参画と協働による地域社会づくり

- 17 未来につなぐ協働のきずなづくり
- 18 男女共同参画社会づくり
- 19 人権が尊重される社会づくり

政策2 持続可能な活力ある地域づくり

- 20 地域を支える人材づくり
- 21 地域集落の機能強化

政策3 支え合う福祉社会づくり

- 22 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現
- 23 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり
- 24 地域福祉を支える環境づくり

政策4 健康づくりと医療体制の充実

- 25 生涯を通じた心と体の健康づくり
- 26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実
- 27 救急医療体制の充実

政策5 快適で魅力あるまちづくり

- 28 快適な暮らし空間の実現
- 29 ICT環境の整備

政策6 安全・安心な暮らしづくり

- 30 消費者の安全確保と生活衛生の向上
- 31 水資源の確保と節水型社会づくり
- 32 交通安全対策の推進
- 33 犯罪の起きにくい社会づくり
- 34 原子力発電所の安全・防災対策の強化

政策7 災害に強い強靱な県土づくり

- 35 防災・危機管理体制の強化
- 36 災害から県民を守る基盤の整備

○基本政策Ⅲ

輝く^{えがお}愛顔あふれる「えひめ」づくり
～未来を拓く豊かで多様な『人財』を“育む”～

政策1 地域で取り組む子育て・子育て支援

- 37 安心して生み育てることができる環境づくり
- 38 子ども・若者の健全育成

政策2 未来を拓く子どもたちの育成

- 39 魅力ある教育環境の整備
- 40 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進
- 41 特別支援教育の充実
- 42 教職員の資質・能力の向上

政策3 生涯学習と文化の振興

- 43 学び合い高め合う生涯学習社会づくり
- 44 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

政策4 スポーツ立県えひめの推進

- 45 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり
- 46 競技スポーツの振興

○基本政策Ⅳ

やさしい^{えがお}愛顔あふれる「えひめ」づくり
～調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”～

政策1 環境と調和した暮らしづくり

- 47 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進
- 48 地球温暖化対策の推進
- 49 環境への負荷が少ない循環型社会の構築
- 50 良好な生活環境の保全

政策2 自然と共生する社会の実現

- 51 豊かな自然環境と生物多様性の保全
- 52 魅力ある里地・里山・里海づくり

政策3 環境にやさしい産業の育成

- 53 再生可能エネルギー等の利用促進
- 54 低炭素ビジネスの振興
- 55 恵み豊かな森林（もり）づくり

地域別計画

- 東予地域 ものづくり産業を核にした地域連携による活力創造圏域の形成
- 中予地域 人、モノ、情報を駆使して広域的な牽引力を発揮する高機能圏域の形成
- 南予地域 豊かな農林水産物と癒し空間が人を惹きつける交流圏域の形成

○推進姿勢

1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”

- 56 地方分権改革の実現に向けた挑戦
- 57 機能的な組織・業務体制の構築や効率的かつ効果的な行政運営に向けた挑戦
- 58 財政の健全化に向けた更なる挑戦

チャレンジ

アクション

2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”

- 59 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携
- 60 多様な主体との協働・連携
- 61 広域的な視点による他地域との連携

チームワーク

3 新たな政策と戦略の“創造”

- 62 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造
- 63 新たな戦略の創造

ボトムアップ

第2章 重点的な取組方針（計画推進の仕組み）

選択と集中の徹底が求められる厳しい財政状況が続くと見込まれることから、第1、2期アクションプログラムに引き続き、施策等の重点化を図りながら計画を推進するため、計画で示した政策体系の中で特に力点を置くべき分野については、県政を取り巻く環境変化を踏まえながら毎年度検討し、年度ごとの重点戦略方針として定めた上で、その方針に基づいて具体的に取り組むことで、「愛のくに ^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」の実現を目指します。

1 重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底

(1) 重点戦略方針の策定

次年度において、特に重点的に取り組む施策分野等を示す重点戦略方針を毎年度策定します。

同方針については、施策ごとに設定した成果指標の状況や県民のニーズなどを踏まえて政策の優先度を検証するとともに、各部局の方針を踏まえながら、全庁的な政策議論を通じて策定します。

(2) 重点戦略方針に基づく重点事業の企画・立案

策定した重点戦略方針に沿って、関係部局において、政策立案機能を最大限発揮して具体的な取組を検討し、特に必要性が高く、効果が期待される戦略的な取組を重点戦略事業として企画・立案します。

(3) 重点戦略事業への財源の優先的投入

重点戦略事業については、毎年度の予算編成において、財政状況を見極めながら、限られた財源を優先的に投入し、重点的に予算化を図ることにより、事業実施を強力に推進します。

(4) 重点戦略事業の公表

予算編成などを通して実施することとなった重点戦略事業は、県民に分かりやすい形で公表し、毎年度の重点的な取組分野等についての説明責任を果たします。

2 施策の推進について

各施策に設定した成果指標については、達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。このうち、特に重点を置いて達成を目指す指標を「ターゲット指標」とし、関係部局が連携してその達成に向け集中的に事業を展開するほか、最重要課題である「豪雨災害からの創造的復興」の施策効果や進捗を示す「復旧・復興指標」を設定します。

また、成果指標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて目標値等の見直しを行います。

さらに、数値では測れない定性的な取組についても検証し、定量・定性の両面から推進していきます。

3 「愛媛の未来づくりプラン」推進懇話会による計画推進

外部有識者等で構成する推進懇話会により、施策の点検結果の検証や重点戦略方針の策定に係る意見交換などを行い、透明性の高い計画の推進に努めます。

第3章 豪雨災害からの創造的復興

平成30年7月の豪雨災害においては、本県各地で甚大な被害が発生し、被災直後から、県においては「地域を守ることは、人、生活、産業を守ること」という視点に立って、スピード感を持って復旧・復興に取り組んできました。

第3期アクションプログラムにおいても、「豪雨災害からの創造的復興」を最優先課題として位置付け、引き続き、被災地に寄り添い、市町や関係機関と緊密に連携しながら、被災者の方々が前を向いて進むための方策をしっかりと講じていきます。

区 分	概 要	※【 】は、関係施策
人を 守る (5 施策)	被災者・支援者の中長期的な心のケアの継続。専門的な医療ニーズや相談に対応できる体制整備。	【施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり】
	豪雨災害を検証し、得られた教訓や課題等を踏まえて、愛媛県地域防災計画をはじめとする防災体制の見直しを実施。	【施策35 防災・危機管理体制の強化】
	肱川の治水対策の前倒し実施。大規模土砂災害の発生した地区において、砂防施設の整備。	【施策36 災害から県民を守る基盤の整備】
	被災した児童生徒等に対し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを派遣。	【施策38 子ども・若者の健全育成】
	被災した児童生徒等に対し、経済的支援や学習サポートを実施。	【施策39 魅力ある教育環境の整備】
生活を 守る (6 施策)	被災した道路について、路線の緊急性、重要性を踏まえ、市町と連携して早期復旧を推進。	【施策16 地域を結ぶ交通体系の整備】
	豪雨災害を踏まえ、県・市町、社会福祉協議会、NPO等との災害ボランティア活動に関する連携体制を強化。	【施策17 未来につなぐ協働のきずなづくり】
	被災者の個々の状況を踏まえた見守りや生活相談等の支援、避難生活の場におけるコミュニティづくりの促進など、地域全体で支え合う体制の構築。	【施策24 地域福祉を支える環境づくり】
	災害土砂の公共事業への再利用を促進。	【施策36 災害から県民を守る基盤の整備】
	より実効性のある災害廃棄物の処理体制構築の推進。	【施策49 環境への負荷が少ない循環型社会の構築】
	市町の意向も踏まえながら、国等との調整や技術的な助言に努め、被災水道施設の早期復旧を推進。	【施策50 良好な生活環境の保全】

区分	概要
産業を守る (4 施策)	グループ補助金の活用等により、被災した中小企業や、商店街の早期復興を支援。 【施策1 地域に根ざした産業の振興】
	豪雨災害による担い手の廃業を食い止めるとともに、経営再建を促進するための早期復旧に向けた取組みや、新品种・新技術の導入等を支援。 【施策6 力強い農林水産業を支える担い手の確保】
	被災施設や樹園地等の農地について、早期復旧を図るとともに、被害拡大防止や経営継続に必要な対策を実施。樹園地等の農地について、再編整備を検討。 【施策7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備】
	豪雨災害からの復興に向けた誘客促進や、プロモーションの強化。被災した南予地域の復興の状況を見極めた上で、南予復興イベントの開催を検討。 【施策12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興】

復旧・復興指標

各施策に設定した成果指標のうち、最重要課題である「豪雨災害からの創造的復興」の施策効果や進捗を示す指標を「復旧・復興指標」とし、達成に向けて着実な取組みを推進していきます。

3つの視点での分類	No	復興・復旧指標	基準値		目標値		施策No	分野別
			年度・年	数値	年度・年	数値		
人を守る	1	肱川緊急治水対策による浸水被害解消戸数	平成30年度	570戸	令和4年度	1,180戸	36	暮らし
	2	緊急土砂災害対策による保全人家戸数	平成30年度	0戸	令和4年度	1,246戸	36	暮らし
	3	土砂災害警戒区域の指定数	平成30年度	6,238か所	令和3年度	16,311か所	35	暮らし
	4	応急仮設住宅候補地の確保率	平成29年度	99.2%	令和4年度	100%以上	35	暮らし
生活を守る	5	豪雨災害で被災した水道施設の復旧率	平成30年度	0%	令和4年度	100%	50	環境
	6	被災した県が管理する国道・県道及び市町道の災害復旧工事の完成箇所	—	—	令和3年度	878箇所	16	産業
	7	災害ボランティア研修会参加者数	平成30年度	817人	令和4年度	1,300人	17	暮らし
	8	市町災害廃棄物に係る団体等との災害協定締結件数	平成29年度	0件	令和4年度	20件	49	環境
産業を守る	9	樹園地の再編復旧に事業着手した地区数	平成30年度	0地区	令和4年度	4地区	7	産業
	10	樹園地の災害復旧事業による原形及び改良復旧面積	平成30年度	0ha	令和3年度	45ha	7	産業
	11	グループ補助金認定59グループ(R2.3現在)による共同事業実施件数	平成30年度	0件	令和4年度	77件	1	産業
	12	南予地域の観光客数	平成26年	7,242千人	令和3年	7,200千人	12	産業

第4章 新型コロナの存在を前提とした「新たな日常」の実現に向けた取組み

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当たり前であった日常が一変する中、県民の命と生活を守るため、本県では、感染拡大防止への対応はもとより、経済面でも、「チーム愛媛」の強い力を発揮し、事業者の事業継続や雇用維持への支援に取り組むとともに、独自の対処戦略や、将来に向かって効果が生じる「えひめ版協力金」、県政全般へのデジタル技術の活用など、本県にとって有効と考える独自の事業や対応を実施してきました。

第3期アクションプログラムにおいても、県民の安全・安心の確保を最優先に、感染拡大防止と社会経済活動の両立やデジタル技術の活用等による「新たな日常」の実現に向けて、アフターコロナを見据えつつ、本県に持続的成長をもたらす施策の具体化に取り組んでいきます。

区 分	概 要 ※【 】は、関係施策
1. 感染拡大を防ぎ、医療提供体制を確保する	<p>(1) 早期の感染状況の把握、検査・調査体制の強化</p> <p>事例ごとの早期の「囲い込み」と「封じ込め」やウイルス検査体制と保健所での調査体制の強化、コールセンターの設置・運営による相談受付・情報提供を行うとともに、「感染回避行動」の習慣化を始め、接触確認アプリ・システムの活用、空港等での水際対策などを実施するほか、各施設や学校等での感染防止対策を強化する。また、かかりつけ医等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備するとともに、コロナ禍で不安を抱える妊婦に対する分娩前検査を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり】 【施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実】 【施策37 安心して生み育てることができる環境づくり】 【施策39 魅力ある教育環境の整備】</p>
	<p>(2) 感染者の状態に応じた受入体制の構築</p> <p>感染者の状態に応じた受入病床や宿泊療養施設の確保を行うなど、安定した医療提供体制を構築するとともに、医療従事者の確保や負担軽減等に対する支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">【施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実】</p>
	<p>(3) クラスターの発生等に備えた体制の強化</p> <p>クラスター発生時に専門家チームにより早期収束を図る体制や福祉施設等における感染発生時の応援体制を構築する。</p> <p style="text-align: right;">【施策24 地域福祉を支える環境づくり】 【施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実】</p>
	<p>(4) ワクチン接種の着実な実行</p> <p>ワクチン接種を迅速かつ適切に実施できる体制を整備し、着実に実行する。</p> <p style="text-align: right;">【施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり】</p>
	<p>(5) 災害発生時の避難対策の充実・強化</p> <p>コロナ禍における分散避難等の「新たな避難行動」や避難所での衛生管理の徹底などの感染回避行動の定着を図るとともに、市町と連携した避難所の感染症対策等に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">【施策35 防災・危機管理体制の強化】</p>

区 分	概 要 ※【 】は、関係施策
2. 暮らしを 守り、地 域経済を 立て直す	<p>(1) 共に地域で支え合う体制づくり 感染者や関係者への誹謗中傷等、感染拡大防止の妨げとなる行動の防止の呼びかけや新型コロナの影響を受けた生活困窮者の自立に向けた支援を行う。 【施策19 人権が尊重される社会づくり】 【施策24 地域福祉を支える環境づくり】</p>
	<p>(2) 心のケアの充実 専用ダイヤルやSNSによる相談窓口の設置により、相談しやすい体制を整備し、心のケア体制を強化する。 【施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり】 【施策38 子ども・若者の健全育成】</p>
	<p>(3) 児童生徒が安心して学校生活を送るための体制づくり 特別支援学校スクールバスにおける密回避や、学校教育活動支援員の配置などにより、コロナ禍にあっても学校の安全の確保と質の高い学びの確保の両立を図る。 【施策40 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進】 【施策41 特別支援教育の充実】</p>
	<p>(4) 事業継続や雇用維持に向けた支援 中小企業の資金繰り支援や、独自の雇用調整助成金の上乗せ、人材マッチングなどにより、事業継続と雇用の維持や担い手確保等を図るとともに、交通事業者の利用回復等に向けた取組みを支援する。 【施策1 地域に根差した産業の振興】 【施策4 若年者の就職支援と産業人材力の強化】 【施策5 多様な人材が活躍できる環境整備】 【施策6 力強い農林水産業を支える担い手の確保】 【施策13 国際交流の促進】 【施策15 広域・高速交通ネットワークの整備】 【施策16 地域を結ぶ交通体系の整備】 【施策55 恵み豊かな森林（もり）づくり】</p>
	<p>(5) 新たなビジネスモデルの定着促進 新しい生活様式の浸透に対応した商品等の開発を支援するとともに、WEB商談会・展示会等を開催し中小企業等の商談機会の創出を図るほか、地方への関心が高まる中、県内へのサテライトオフィスの誘致を推進する。 【施策1 地域に根差した産業の振興】 【施策2 企業誘致・留置の推進】 【施策3 新産業の創出と産業構造の変化】</p>
	<p>(6) 県産品の販路開拓・消費喚起策の実行 非接触型の対応が求められる中、ポータルサイト「愛媛百貨選」やECサイト「愛媛百貨店」を活用した県産品の販売促進、事業者のEC導入を支援するほか、オンライン営業活動を実施するなどして実需の創出を図る。 【施策9 愛媛産品のブランド力向上】 【施策10 営業力の強化と市場拡大】</p>
	<p>(7) 誘客促進と受入態勢の充実 新型コロナの収束を見据え、えひめ南予きずな博の開催を通じて南予への新たな人の流れを創出するとともに、サイクリングや自然を生かしたコンテンツの磨き上げ、オンライン旅行会社を活用したプロモーション等を実施するほか、国際線の運航再開に向けた態勢を整える。 【施策12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興】 【施策14 自転車新文化の拡大・深化】</p>

第5章 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展に加え、コロナ禍によって社会環境が急速に変わっていき、DX（Digital Transformation：デジタル変革）の推進を通じて、時間や空間の制約を克服しながら、地域課題の解決や新たな価値の創造を促し、住民本位の行政や持続的発展が可能な地域社会の実現を目指す取組みが活発になっています。

このような状況を踏まえ、本県では、「デジタルでつなぎ切り拓く、活力と安心感あふれる愛顔のえひめ」の実現を基本理念に掲げた「愛媛県デジタル総合戦略」を策定しました。「県民本位」、「市町との協働」、「官民共創」という基本方針の下、「官民共創デジタルプラットフォーム（エールラボえひめ）」をDXを推進する上での基盤として位置付け、急激な進化を続けるデジタル技術を積極的に先取りし、「挑戦・連携・創造」の姿勢を堅持しながら、行政の効率化や県民生活の質の向上、地域経済の活性化など様々な分野において、「オール愛媛」の体制でDXに取り組んでまいります。

概 要 ※【 】は、関係施策

1. 行政のDX

「誰ひとり取り残さない県民本位のスマートえひめ」を実現するため、常に、インクルーシブ（包摂）の観点を意識しつつ、サービスデザイン思考に基づく行政運営に努め、時間、場所を問わずに行政サービスが最適な形で受けられる県民本位の行政のDXに取り組む。また、デジタル技術を活用した業務の効率化・省力化等を通じて、職員が新たな政策課題に向き合える環境整備にも取り組む。

(1) 聖域なきDXの推進

県庁組織内に、DXをけん引する責任者、専担部署を設置し、業務可視化と業務改革を推進した上で、ペーパーレス化に向けた押印・署名の段階的な見直し等の取組みを進める。

(2) 手のひら県庁への挑戦

行政手続きのオンライン化やワンストップ化に取り組み、最終的には、プッシュ型の行政サービスの実現を目指すとともに、各種会議やイベント等をオンライン化し、より多くの県民が参加できる仕組みの構築などにより、開かれた県庁を目指す。

(3) 働き方のニューノーマル

職員のデジタルリテラシーの向上、業務ツール・システム及びテレワーク環境の整備等に取り組むほか、産学官が一体となりDXの推進に取り組む官民共創拠点の整備等を行う。

(4) えひめ情報・データハイウェイの構築

マイナンバーの活用促進やカードの取得促進、情報通信インフラの高速・大容量化、データの総合的かつ重層的な利活用の促進及び情報セキュリティ対策の強化に取り組む。

(5) 事業のデジタルシフト

デジタル技術を活用し、合理的な根拠に基づく事業の企画・実施へシフトすることや、必要となる財源の確保等により、デジタル技術を活用した取組みを時期を逸することなく柔軟かつ的確に推進する。

(6) 「チーム愛媛」のDX

これまで蓄積してきた県と市町の連携や協働のノウハウに加え、新たにデジタル上で構築する連携・協働のためのプラットフォーム等を効果的に活用し、県と市町がより一体的にDXに取り組む。

【推進姿勢】

概 要

※【 】は、関係施策

2. 暮らしのDX

教育、医療、福祉、防災、交通、まちづくり等、日常生活に関わるあらゆる分野で、全ての県民が、日常的に、意識することなくデジタル技術を活用し、安全・安心に、自分らしく生き生きと「愛顔」で過ごすことのできる暮らしのDXを推進する。

(1) 「安全・安心」スマート防災の実現

災害時にも基幹業務が継続できる業務継続体制の整備や災害発生状況の迅速・的確な把握、県民への情報提供体制の確立へのデジタル技術の積極活用等を実施する。

【施策35 防災・危機管理体制の強化】

(2) DXによる防犯・交通安全の推進

データ分析やAI等を活用した防犯・検挙の高度化や道路交通の安全確保、近年増加傾向にあるサイバー犯罪の取締り強化等を図り、現実社会とサイバー空間双方での県民の安全・安心を高める。

【施策32 交通安全対策の推進】

【施策33 犯罪の起きにくい社会づくり】

(3) デジタル教育先進県えひめへの挑戦

子どもの学習や校務の効率化等をICT化の観点から進めた上で、本格的な教育のDXに取り組み、一人ひとりの子どもに最適な学びの環境を提供する。

【施策39 魅力ある教育環境の整備】

【施策40 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進】

【施策41 特別支援教育の充実】

【施策42 教職員の資質・能力の向上】

(4) デジタルによる自分らしい生活の実現

デジタル技術に接しやすい環境を整えるほか、自分らしく生きられる教育・学習等を受け、楽しみを見いだす機会を創出するとともに、年齢や障がいの有無、言語等の差異にかかわらず相互理解の促進に努める。

【施策13 国際交流の促進】

【施策23 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり】

【施策29 ICT環境の整備】

【施策43 学び合い高め合う生涯学習社会づくり】

【施策44 個性豊かな愛媛文化の創造と継承】

【施策45 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり】

【施策46 競技スポーツの振興】

(5) ライフステージに応じたDXの推進

医療、保健、福祉、結婚、妊娠、子育て及び介護等の生活シーンにおいて、それぞれの状況やライフステージに応じた通信技術やデータ利活用を通してDXを推進する。

【施策5 多様な人材が活躍できる環境整備】

【施策22 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現】

【施策23 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり】

【施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり】

【施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実】

【施策27 救急医療体制の充実】

【施策37 安心して生み育てることができる環境づくり】

(6) デジタルでつなぐまちづくり

地域交通、都市計画、交流・関係人口の創出等の分野においてデジタル技術の活用を推進するとともに、条件不利地域においても都市部と格差のない情報通信基盤の整備を促進する。

【施策16 地域を結ぶ交通体系の整備】

【施策20 地域を支える人材づくり】

【施策28 快適な暮らし空間の実現】

【施策29 ICT環境の整備】

【施策30 消費者の安全確保と生活衛生の向上】

【施策36 災害から県民を守る基盤の整備】

概要

※【 】は、関係施策

3. 産業のDX

本県は、東・中・南予各地域で特色ある産業が集積し、全国的にも珍しい地域色豊かなバランスの取れた産業構造となっている。そこで、このような県内各地域で育まれてきた産業の特性や強みを生かし、更に伸ばすことを意識しながら、コロナ禍を踏まえた「新たな日常」にも対応した強靱でしなやかな産業のDXに取り組む。

(1) 産業のDXを担う人材・企業づくり

従業員等のデジタル分野に関するリカレント教育（学び直し）の強化、中小企業のDX支援を推進するとともに、テレワーカーやサテライトオフィスの誘致に取り組む。

【施策1 地域に根差した産業の振興】

【施策2 企業誘致・留置の推進】

【施策3 新産業の創出と産業構造の強化】

【施策4 若年者の就職支援と産業人材力の強化】

【施策5 多様な人材が活躍できる環境整備】

【施策17 未来につなぐ協働のきずなづくり】

【施策20 地域を支える人材づくり】

(2) スマート農林水産業の愛媛発モデルの展開

県の試験研究機関における試験研究のデジタルシフトを推進するとともに、第一次産業のスマート化に向けた実証実験を行い、社会実装につなげる。

【施策3 新産業の創出と産業構造の強化】

【施策6 力強い農林水産業を支える担い手の確保】

【施策7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備】

【施策8 選ばれる産地を目指した技術開発の推進】

【施策55 恵み豊かな森林（もり）づくり】

(3) スマートものづくりによる技術革新

県の試験研究機関における試験研究のデジタルシフトを推進するとともに、製造業、建設業等においてスマート化に向けた実証実験を行い、社会実装につなげる。

【施策3 新産業の創出と産業構造の強化】

【施策4 若年者の就職支援と産業人材力の強化】

(4) DXによる営業活動の強化

オンライン会議システムを活用した営業活動のほか、オンライン商談会やバーチャル展示会の開催に取り組むとともに、県内事業者へのEC（電子商取引）対応支援等も推進する。

【施策3 新産業の創出と産業構造の強化】

【施策9 愛媛産品のブランド力向上】

【施策10 営業力の強化と市場拡大施策】

(5) 一歩先行くデジタルプロモーションの実践

愛媛県デジタルマーケティング基本戦略やガイドラインに基づくDMPの運用により、組織横断的な一体感のあるプロモーション等の取組みを推進する。

【施策11 戦略的なプロモーション活動の推進】

【施策12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興】

【施策14 自転車新文化の拡大・深化】

(6) ポストDXへの共創

環境にも配慮した経済の持続可能性、社会に良い影響を与える取組みを意識し、愛媛県からポストDX時代における未来の社会・産業の形を共創する。

【推進姿勢】

第6章 人口減少対策

※本章から第9章までを第2期「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付ける。

1 基本的な考え方

本県では、平成27年に「愛媛県人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）を策定して、本県人口の現状分析及び今後本県が目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すとともに、人口ビジョンを踏まえた5年間（平成27年度～令和元年度）の人口減少の克服に向けた目標や具体的な施策を示す第1期「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第1期総合戦略」という。）を策定して、子育て支援や移住・定住の促進等、様々な取組みを展開してきました。

しかしながら、この5年間で東京圏への一極集中は加速するとともに、合計特殊出生率は若干上昇したものの出生数は減少するなど、人口減少対策は「待ったなし」の状態であり、引き続き粘り強くあらゆる施策を講じていく必要があります。

このため、第2期「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）は、県政の最上位計画であり人口減少対策を柱の一つに掲げる第3期アクションプログラムに統合して、一体的に推進することで、人口減少対策を一層強力に進めていきます。

(1) 第3期アクションプログラムと第2期総合戦略との関係

「第6章 人口減少対策」、「第7章 分野別計画」、「第8章 地域別計画」、「第9章 推進姿勢」を、第2期総合戦略として位置付けるとともに、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）」第9条第1項に規定する総合戦略とします。

【参考：まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）（抄）】

（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

- 第9条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(2) 第2期総合戦略の期間

令和2年度から令和4年度までの3年間

2 本県の人口の現状

本県の人口は、昭和 60(1985)年の 152.9 万人をピークに減少が続いており、平成 27(2015)年には 138.5 万人にまで減少しました。平成 10(1998)年からは死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態となっており、既に本格的な人口減少時代に突入しています。

また、65 歳以上の高齢者の増加が続く一方で、生産年齢人口（15～64 歳）は、昭和 60(1985)年の 100.6 万人をピークに減少に転換しました。若年人口（15 歳未満）も減少するなど、少子高齢化が進展していますが、これらの要因としては出生率の低下と人口の県外流出が考えられます。

出生率については、合計特殊出生率は第 2 次ベビーブーム中の昭和 49(1974)年に 2.16 となつてからは下がり続けて、平成 16(2004)年には 1.33 まで低下しました。その後、平成 25(2013)年には 1.52 まで回復し、平成 30(2018)年には 1.55 となりました。これは人口が将来にわたって増えも減りもせず、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標（人口置換水準）である 2.07 を大きく下回っており、自然減が止まらない状況となっています。

人口の県外流出については、統計データがある昭和 29(1954)年から今まで、本県は一貫して県外への流出が県内への流入を上回る社会減の状況にあり、かつては年 1 万人以上の人口が県外（主に大都市圏）に流出していた時期もありましたが、ここ数年は年 3,000 人から 4,000 人程度の流出となっています。年齢構成別では 15～24 歳の若者が大量に転出する一方、50～64 歳の階層では逆に転入超過しており、これは進学や就職による転出、定年後の U ターンによる転入等が要因ではないかと推測されます。

このままの状態を推移すると仮定した場合、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計の手法を基に、本県で独自に推計したところ、令和 42(2060)年には 82.0 万人にまで減少するとの推計結果（図表 1）となり、人口減少対策は待ったなしの状況にあります。

今回、愛媛県人口ビジョンで行ったシミュレーションに準拠し、出生に関する仮定と移動に関する仮定を加えた推計を行ったところ、令和 42(2060)年には 102.6 万人になるとの結果（図表 2）となりました。

なお、県内の地域別の現状と課題は次のとおりです。

(1) 東予地方

平成 27(2015)年の総人口は 48.1 万人ですが、今後は少子高齢化の進展により、緩やかに人口の減少が続く見込みであり、このままの状態を推移した場合、令和 42(2060)年には 27.8 万人に減少すると推計されています。

平成 30(2018)年の人口の移動状況は 1,880 人の転出超過であり、東京圏・関西地方への転出超過が大きくなっていますが、県内（主に中予）にも全体の約 3 割が転出しています。

同地方には、世界市場を舞台に活動する企業が多く、グローバル化が進展する一方、経営体力の弱い多くの中小企業は事業継続に苦慮していることに加え、優秀な技能を持った職人が定年退職等で減少し、人材の確保と育成が課題となっています。

また、しまなみ海道や別子銅山産業遺産など、他に誇るべき観光資源は豊富にあるものの、活用が不十分な状態となっています。

さらに、人口減少によって地域の足である生活バス路線や島嶼部の生活航路の存続が難しい状況になっているほか、中心商店街の空洞化など、都市機能の低下も懸念されています。

(2) 中予地方

平成27(2015)年の総人口は64.6万人ですが、今後は少子高齢化の進展により、緩やかに人口の減少が続く見込みであり、このままの状態推移した場合、令和42(2060)年には45.6万人に減少すると推計されています。

平成30(2018)年の人口の移動状況は39人の転入超過で、東京圏・関西への転出が大きいものの、県内(南予・東予)からの転入も大きく、県外への転出分を補っている状況となっています。県内での人口集中が進んでいますが、急速な高齢化や人口減少が進展している山間部や島嶼部では、集落機能の維持や生産・生活基盤の確保、地域の振興、安全・安心の確保が大きな課題となっています。

なお、同地方には、雇用吸収力のある産業が数多く立地しており、今後とも都市機能を維持することで人口の県外流出を堰き止める役割が期待されますが、今後は人材誘致を巡る地域間競争の中で、全国から移住・定住先として“選ばれる地域”となるための都市の魅力向上や情報発信が課題となっています。

(3) 南予地方

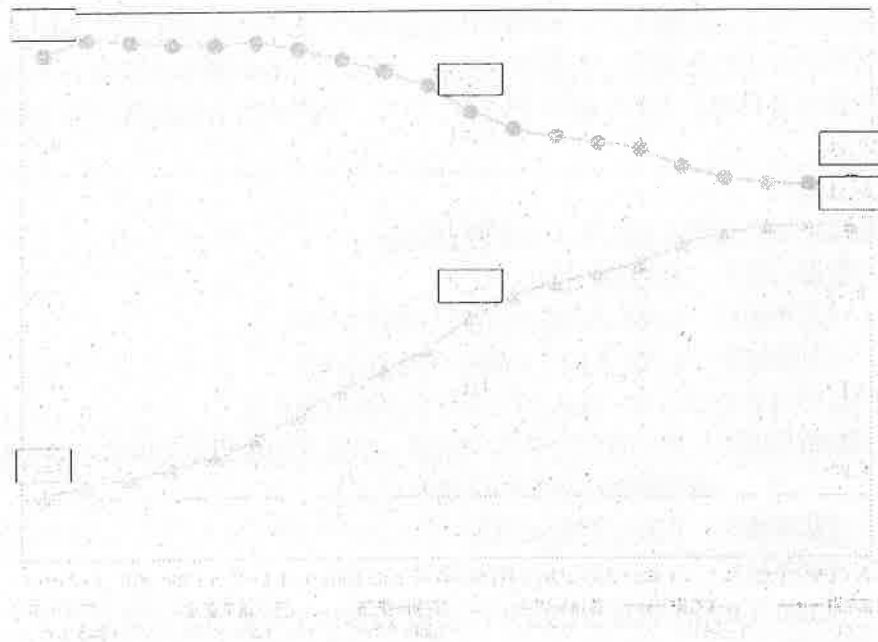
平成27(2015)年の総人口は25.8万人ですが、他の地方と比べて人口減少が早く進んでおり、このままの状態推移した場合、令和42(2060)年には8.7万人に減少すると推計されています。

平成30(2018)年の人口の移動状況は2,222人の転出超過であり、県内(主に中予)への転出超過が約6割を占めており、県外流出よりもウエイトが高くなっています。

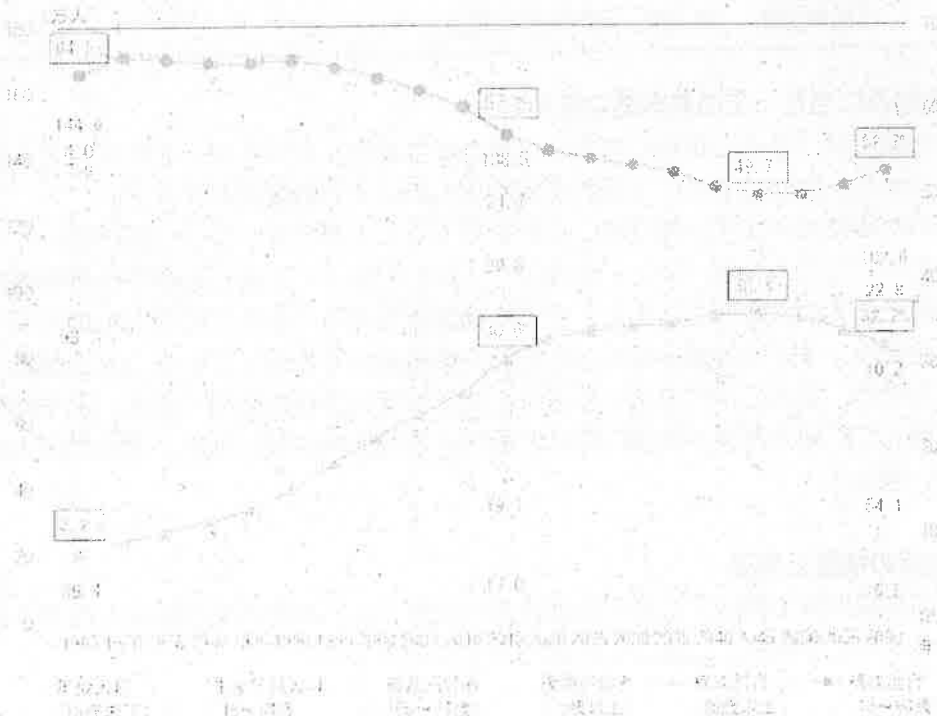
平成30年7月豪雨災害で被災した地域をはじめとして、農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等により、基幹産業である農林水産業の生産力が低下しているほか、低迷が続く地域経済活性化のため、各産業の底上げや観光まちづくりの推進などによる新たな実需創出が強く求められています。

少子高齢化等による急激な人口減少の進行を防ぐため、集落機能の維持・活性化、生活交通の存続、子育て支援など、住民が安心して暮らすことができる環境づくりが必要となっています。

図表1 社人研の推計方法に準拠した人口推計（愛媛県）



図表2 愛媛県人口ビジョンで行ったシミュレーションに準拠した人口推計（愛媛県）



○シミュレーションの概要（基準年：2015年）

社人研の推計方法をもとに、以下の①②の仮定を加味してシミュレートした。

①出生に関する仮定を合計特殊出生率が令和 22(2040)年までに人口置換水準（2.07）まで上昇※する。

※合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度に上昇すると仮定。

②移動に関する仮定を令和 2(2020)年までに移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移する。

3 第2期総合戦略の推進に当たっての基本的事項

(1) 基本目標

「人口ビジョン」を踏まえ、本戦略の目標年次である令和4年度において、県として実現すべき成果（アウトカム）を重視した数値目標を、以下の3つの基本目標のもとに設定し、まち・ひと・しごとの創生を目指して取り組んでいくことで、県内人口の自然減と社会減の是正を着実に進めていきます。

《基本目標》

- ① 地域に働く場所をつくる・人を呼び込む
《数値目標》 社会減の縮小
《基準値》 4,063人の転出超過（平成30年）
《目標値》 1,500人以上の縮小（令和4年）
- ② 出会いの場をつくる・安心して子どもを産み育てる
《数値目標》 若い世代の就労・結婚・子育ての希望が実現することによる
合計特殊出生率の段階的な上昇
《基準値》 1.55（平成30年）
《目標値》 1.63程度（令和4年）
（2030年に1.8程度、2040年に2.07程度に上昇するよう努力）
- ③ 元気で持続可能な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる
《数値目標》 SDGsの達成に向けた取り組みを行っている県内市町の数
《基準値》 0市町（平成30年度）
《目標値》 20市町（令和4年度）

(2) 取組みに当たっての基本的な考え方

地方創生は「ひと」が中心であり、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものとする必要があります。

そのためには、まず、地方に、生計を立てることができ、かつ、質の高い「しごと」が必要であり、その「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立して、本県への新たな人の流れを生み出し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出していくことが急務となっています。

このため、県内の市町をはじめとする産学官等の多様な機関・団体、国や県外の地方公共団体等と連携して、地方創生の実現に向けた取組みを効果的に推し進め、本県の活力の維持・向上を目指していきます。

(3) 施策の検証と推進

外部有識者等で構成する第三者委員会を設置して、事業効果の検証と改善を図る仕組み（PDC Aサイクル）を構築し、施策の着実な推進に努めます。

(4) 第3期アクションプログラム及び第2期総合戦略に係る各施策等の相関関係

図表3の相関表のとおり、第3期アクションプログラムに掲げる分野別計画の各施策を第2期総合戦略の基本目標の実現に向けて取り組む具体的な施策と位置付けます。これに伴い、第3期アクションプログラムの各施策に設定した成果指標は、第2期総合戦略の重要業績評価指標（KPI）とみなして、達成に向けて取り組みます。

図表3 第3期アクションプログラムと第2期総合戦略の相関表

第2期愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略		基本目標①				基本目標②				基本目標③				
		地域に働く場所をつくる・人を呼び込む				出会うの場をつくる・安心して子どもを生み育てる				元気で持続可能な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	
		産業力の強化と成長産業	次世代を担う人材の確保	良質な雇用の場の創出	移住・定住の促進	流入人口の拡大	にぎわいの創出による交流	若い世代の自立と出会い	子ども・子育て支援の充実	子どもや親子に安心な環境の整備	子育てと仕事の両立支援	安心して暮らせる環境の整備	心豊かに暮らせる地域づくり	地域連携による協働の推進
愛媛県長期計画 第3期アクションプログラム														
1. 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり 【産業】														
① 活力ある産業づくり	1	地域に根ざした産業の振興	○	○										
	2	企業誘致・留置の推進	○	○										
② 産業を担う人づくり	3	新産業の創出と産業構造の強化	○											
	4	若年者の就職支援と産業界人材力の強化	○	○				○						○
③ 農林水産業の振興	5	多様な人材が活躍できる環境整備		○					○					
	6	力強い農林水産業を支える担い手の確保	○		○									
④ 愛媛が選ばれるプロモーション戦略と営業展開	7	攻めの農林水産業を展開するための基盤整備	○											○
	8	選ばれる産地を目指した技術開発の推進	○											
⑤ 観光・交流の拡大	9	愛媛産品のブランド力向上	○											
	10	営業力の強化と市場拡大	○											
⑥ 交通ネットワークの整備	11	戦略的なプロモーション活動の推進			○									
	12	魅力ある観光地づくりと国際観光の振興			○									
⑦ 安全・安心な暮らしづくり	13	国際交流の促進			○									
	14	自転車新文化の拡大・深化			○									
⑧ 環境と調和した暮らしづくり	15	広域・高速交通ネットワークの整備								○				
	16	地域を結ぶ交通体系の整備								○				
2. やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり 【暮らし】														
① 参画と協働による地域社会づくり	17	未来につながる協働のきずなづくり												○ ○
	18	男女共同参画社会づくり	○	○						○				
② 持続可能な活力ある地域づくり	19	人権が尊重される社会づくり						○						
	20	地域を支える人材づくり	○	○	○									○
③ 支え合う福祉社会づくり	21	地域集落の機能強化			○					○		○	○	
	22	高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現				○				○	○			
④ 健康づくりと医療体制の充実	23	障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり			○						○			
	24	地域福祉を支える環境づくり								○				
⑤ 快適で魅力あるまちづくり	25	生涯を通じた心と体の健康づくり								○				
	26	安全・安心で質の高い医療提供体制の充実								○				
⑥ 安全・安心な暮らしづくり	27	救急医療体制の充実								○				
	28	快適な暮らし空間の実現				○				○	○			
⑦ 災害に強い強靱な県土づくり	29	ICT環境の整備	○			○								
	30	消費者の安全確保と生活衛生の向上												○
⑧ 環境と調和した暮らしづくり	31	水資源の確保と節水型社会づくり												
	32	交通安全対策の推進				○								
⑨ 自然と共生する社会の実現	33	犯罪の起きにくい社会づくり												
	34	原子力発電所の安全・防災対策の強化												
⑩ 環境にやさしい産業の育成	35	防災・危機管理体制の強化												
	36	災害から県民を守る基盤の整備												
3. 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり 【人づくり】														
① 地域で取り組む子育て・子育て支援	37	安心して生み育てることができる環境づくり				○	○	○	○	○				
	38	子ども・若者の健全育成						○	○					
② 未来を拓く子どもたちの育成	39	魅力ある教育環境の整備							○					
	40	確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進		○					○					○
③ 生涯学習と文化の振興	41	特別支援教育の充実							○					
	42	教職員の資質・能力の向上							○					
④ スポーツ立県えひめへの推進	43	学び合い高め合う生涯学習社会づくり									○	○	○	
	44	個性豊かな愛媛文化の創造と継承									○	○	○	
⑤ 環境と調和した暮らしづくり	45	スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり				○					○			
	46	競技スポーツの振興				○								
4. やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり 【環境】														
① 環境と調和した暮らしづくり	47	環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進												○
	48	地球温暖化対策の推進									○	○		
② 自然と共生する社会の実現	49	環境への負荷が少ない循環型社会の構築	○								○	○		
	50	良好な生活環境の保全									○	○		
③ 環境にやさしい産業の育成	51	豊かな自然環境と生物多様性の保全				○					○	○		
	52	魅力ある里地・里山・里海づくり				○					○	○		
④ 環境にやさしい産業の育成	53	再生可能エネルギー等の利用促進	○											
	54	低炭素ビジネスの振興	○											
⑤ 環境にやさしい産業の育成	55	恵み豊かな森林(もり)づくり	○											

4 第2期総合戦略からの新たな視点と取組みの概要

3つの基本目標から構成される第1期総合戦略の基本的枠組みを維持しつつ、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び社会経済情勢の変化や本県の実情等を勘案したうえで、第2期総合戦略は、次の視点を新たに取り入れて推進します。

○デジタルシフトへの迅速かつ的確な対処

AI、ビッグデータ、IoT、自動運転、ロボット、ドローン等の未来技術は、単に直面する課題に対処するだけではなく、モノやサービスの生産性・利便性を飛躍的に高めるとともに、新しいサービスを生み出し、新たな雇用を創出するなど産業や生活などの質を高める力があり、社会・経済の双方の面から、地域を一層豊かで魅力あるものとし、それがひとを呼ぶ好循環を生む起爆剤となり得るものです。

特に、次世代の通信規格である5Gは、AIやIoTなどの最先端のデジタル技術が真価を発揮するための通信基盤であり、その普及による遠隔操作や自動運転、省力化等の実現が、暮らしや産業を劇的に変化させる可能性を有しています。

本県では、深刻化する労働力不足や生産性の向上等の諸課題に対応し、地域社会を持続的な発展に導いていくため、こうしたデジタルシフトの急速な進化に対し迅速かつ的確に対処し、地域のニーズが高い取組みについて早期具体化を図ることで、地域経済の活性化や県民生活の一層の利便性向上に努めます。

○関係人口（※）の創出・拡大

第1期総合戦略策定以降も、本県では、人口の社会減が進行しており、平成30年（2018年）には約4千人の転出超過となっています。また、全国的に東京一極集中の傾向に歯止めがかかっておらず、本県においても、東京圏への転出超過数が全体の半数近くの約1,800人となっており、今後、より一層の社会減対策が必要です。

このため、これまで取り組んできた移住・定住の促進等の強化・拡充に加え、地域への関心や地域との関わりを深める中で築いた地域との縁（関係）が将来的な地方移住のきっかけとなることから、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組みます。

※ 地域外にあって定住に至らないものの特定の地域への継続的な関心と交流を通じ、多様な形で地域を応援する人々。

○SDGs（※）（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものです。

このため、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組みの推進に当たっても、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組みの一層の充実・深化につなげることが可能となることから、SDGsの理念を反映させた施策展開を推進します。

※ Sustainable Development Goals の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。

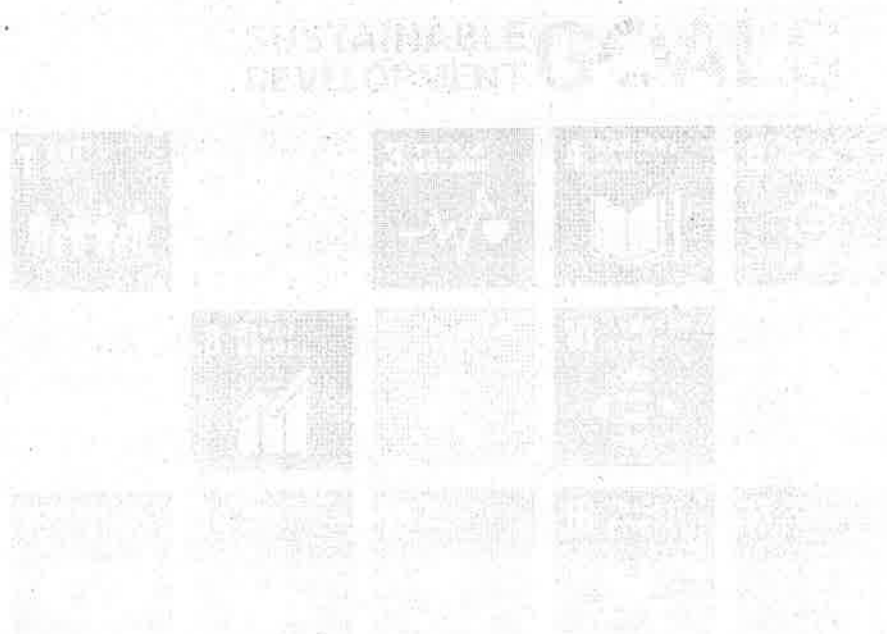
SDGsには、17の持続可能な開発目標（ゴール）と、それらを達成するための169の具体的なターゲットが設定されており、各国の政府や民間セクター、市民社会、国連機関、その他の主体及び動員可能なあらゆる資源を動員して、全てのゴールとターゲットの実施のために、世界的連帯の下、地球規模レベルでの集中的な取組みを促進していくという方向性が示されています。

また、SDGsは、統合的な視点（経済・社会・環境の三分野の関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的に解決する視点）とバックキャストिंगの視点（目指すべき将来の姿から振り返って現在すべきことを考える視点）を意識して推進していくことが重要であるとともに、「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、自分事として一人ひとりが行動し、加えて個人・団体を問わずあらゆる主体がそれぞれの強みを生かしながら積極的に連携、協調を図っていくことが求められます。

新型コロナ感染拡大は私たちの生活に深刻な影響を与えており、この危機の中にあって、経済・社会・環境を統合的な視点で捉えるSDGsの理念は、新型コロナの存在を前提とした「新たな日常」を実現する上での一つの鍵となる指針であり、持続可能なまちづくりを目指す「地方創生」に欠かせない重要なものです。

本県では、第3期アクションプログラムに掲げる分野別計画の各施策を、SDGsの17のゴールの実現に向けて取り組む具体的な施策と位置付け、各施策を展開するに当たって、SDGsの視点からも目標認識を明らかにして県政の推進力の強化を図るとともに、これらの取組みの「見える化」によって県内外の様々なステークホルダーとのパートナーシップの強化を図り、本県ならではのSDGsを推進します。（第3期アクションプログラムに掲げる分野別計画の各施策とSDGsの17のゴールとの関連性は、24ページ図表4参照。）

さらに、市町と連携しながら、県民に身近な施策を数多く展開している市町におけるSDGsの理念を踏まえた取組みの促進を図り、本県の持続的な発展につなげます。



SDGsの17のゴール

1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

4,063人の転出超過
(平成30年)

1,500人以上の縮小
(令和4年)

① 産業力の強化と成長産業の育成

- ・ 県外からの創業人材の呼び込みや、地域課題を解決するビジネスの創出を支援【施策3】
- ・ 機能性食品、高機能素材、ヘルスケア、AI・IoT等の成長産業を創出【施策3】
- ・ 県内企業の5G等次世代通信技術関連産業への参入促進のための環境整備【施策3】
- ・ 産学官及び農商工連携による新商品・サービス開発【施策3】
- ・ 地元大学と結びつきを強化し、産業界とも連携しながら、地域課題の研究を通じた人材の育成や、地域産業の担い手づくりを推進【施策4・20】
- ・ 新品種や新技術導入等、豪雨災害で被災したかんきつ産地の復興に向けた支援【施策6・7】
- ・ 「えひめ愛顔の農林水産人」や「農林水産まるかじり就業支援サイト」による情報発信【施策6】
- ・ 経営効率化やコスト削減、担い手への技術継承を図るため、農業へのICT活用を推進【施策6】
- ・ 2022年度までに県関与年間成約額150億円の安定的確保を目指し、デジタルマーケティングの活用や、「オール愛媛」体制による国内外での販路拡大強化【施策10】

② 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保

- ・ 県内支援機関と連携し、支援ニーズ発掘など事業承継に向けた支援【施策1】
- ・ 地域特性に応じた業種やサテライトオフィスを設置するICT関連企業等への企業誘致活動【施策2】
- ・ 「えひめジョブチャレンジU-15」等キャリア教育の充実【施策4・40】
- ・ ジョブカフェ愛workを核とした若年者へのきめ細かな就職支援【施策4】
- ・ 地元就職への意識醸成を図るため、中高生や大学生及び専門学校生等へ県内企業の魅力発信【施策4】
- ・ 女性、障がい者、高齢者、外国人等多様な人材が能力を発揮できる雇用環境整備【施策5】
- ・ 就職氷河期世代を対象にした職業能力開発及び就労支援【施策4】

③ 移住・定住の促進

- ・ 移住コンシェルジュを中心とした相談体制充実、移住フェアの開催、空き家を利活用した移住・定住の促進【施策20】
- ・ デジタルマーケティングの手法を活用した移住潜在層への効果的な情報発信【施策20】
- ・ 求人・移住総合支援サイト「あのこの愛媛」を活用したUIターン就職支援【施策20】
- ・ 地域おこし協力隊について、農林水産業への就業や起業の支援を行うとともに、県内の隊員・OBの連携強化を図り、任期満了後の定住を促進【施策20】

④ にぎわいの創出による交流人口の拡大

- ・ 愛媛の認知度向上や愛媛ファン増加を目指し、統一コンセプトやみきゃんなどを活用したPR活動及び豪雨災害からの復興に向けたイベントの開催【施策11・12】
- ・ デジタルマーケティングの手法を活用した誘客促進【施策12】
- ・ 東京オリ・パラを契機とした海外からの誘客促進の更なる強化【施策12】
- ・ 国際線の安定運航に向けたインバウンド・アウトバウンド両面からの利用促進【施策12】
- ・ しまなみ海道の魅力向上、「サイクリングアイランド四国」の実現に向けた環境整備、E-BIKE普及促進等自転車利用者の裾野拡大【施策14】
- ・ 隣接するえひめこどもの城、とべ動物園等が連携し、各施設の魅力向上や誘客促進【施策28・37】
- ・ えひめ国体・えひめ大会のレガシーの有効活用及び日本スポーツマスターズ2020の本県開催を通じたスポーツ交流の促進【施策46】

1.55
(平成30年)

1.63程度
(令和4年)

※2030(R12)年に1.8程度、2040(R22)年に2.07程度に上昇するよう努力

① 若い世代の自立と出会いの支援

- ・結婚支援センターを核とする結婚支援として、ビッグデータを活用した1対1の個別お引合せや各種結婚支援イベントの開催など、独身男女に出会いの場を提供【施策37】
- ・結婚を希望される方にボランティアによるきめ細かな交際フォローや成婚へ向けた支援を行い、少子化の主たる要因と言われる未婚化・晩婚化の解消を促進【施策37】

② 子ども・子育て支援の充実

- ・妊娠から子育てまで切れ目のないワンストップ相談【施策37】
- ・県内紙おむつメーカーや市町と連携した紙おむつ購入支援等、本県独自の子育て支援制度を推進【施策37】
- ・官民共同ファンド「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、市町や企業等と連携して、子どもの居場所づくり、貧困、不登校支援等社会全体で子育てを総合的に支援【施策37】
- ・自然の中で心の豊かさを育み、子育てに希望が持てる地域づくりを推進するため、隣接するとべ動物園や総合運動公園等と連携したこどもの城の魅力向上【施策37】

③ 子どもや親子に安心な環境の整備

- ・県内市町における子ども医療費無料化の取組みを底上げ【施策37】
- ・関係機関との連携強化等による児童虐待防止対策の推進【施策37・38】
- ・不登校児童生徒等への学校以外の居場所づくりや学習の充実【施策38】
- ・いじめ防止等に関する児童生徒の主体的な活動を支援【施策38】
- ・「えひめジョブチャレンジU-15」等キャリア教育の充実【施策4・40】(再掲)
- ・ICT環境整備による教育の情報化の一層の推進及び児童生徒の情報リテラシーの育成【施策40】
- ・新居浜特別支援学校分校開設など特別支援教育の環境整備・充実【施策41】

④ 子育てと仕事の両立支援

- ・愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進するなど、子育てと仕事の両立支援が図られる環境づくりを促進【施策5・18】
- ・仕事と育児や介護等の両立支援に取り組む企業を社会的に評価するため、「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及を促進【施策5】
- ・産学官で組織する「えひめAI・IoTコンソーシアム」を核とした県内企業の生産性向上のためのAI・IoT導入・活用促進【施策5】

① 安心できる環境の整備

- ・高速道路や幹線道路の着実な整備、鉄道高速化や空港機能の強化【施策 15】
- ・自動運転やMaaS等の新たなモビリティサービス導入の検討【施策 16】
- ・外国人介護人材の受入れ支援【施策 24】
- ・ビッグデータ及びICTを活用した生活習慣病予防対策【施策 25】
- ・愛媛大学等と連携した医師確保対策を強力に推進【施策 26】
- ・5G技術活用を見据えた医療提供体制の高度化や、医療連携の促進【施策 26・27】
- ・「道の駅」等を活用した地域における「小さな拠点」の整備【施策 21・28】
- ・豪雨や猛暑などの気候変動に対し、「緩和」と「適応」を両輪とする温暖化対策を強化【施策 48】
- ・プラスチック資源循環の推進やプラスチックごみ削減に向けた機運の醸成【施策 49】
- ・外来生物対策の強化等による生物多様性保全の推進【施策 51】

② 心豊かに暮らせる地域づくり

- ・健康と福祉の祭典「ねんりんピック」の本県開催（令和4年※）など、高齢者の社会参加促進と生きがいづくりの推進【施策 22】
※新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、本県大会は1年延期され、令和5年の開催となった。
- ・障がい者と健常者がともに参加し、楽しめるeスポーツへの支援や、障がい者芸術文化祭の開催等による芸術文化活動への支援及びパラサイクルの普及を通じた障がい者の社会参加促進【施策 23】
- ・JR松山駅付近の立体交差化など都市機能の充実したまちづくり【施策 28】
- ・民間住宅の耐震化促進や老朽危険空家の除却による良質な住宅維持確保【施策 28】
- ・国際映画祭やこども芸術祭の開催等、優れた芸術に触れる機会や、様々な文化活動を体験する機会の充実【施策 44】
- ・四国遍路世界遺産登録に向けた取組みの推進【施策 44】
- ・県民誰もががスポーツに親しむことができる環境整備【施策 45】
- ・「愛・野球博」を通じた野球王国復活による地域活性化【施策 45】

③ 地域連携による協働のきずなづくり

- ・NPO等が安定的・継続的に活動できるよう組織力や財務力等の活動基盤の強化や、協働ネットワークの構築【施策 17】
- ・県と市町が役割を分担しながら、住民主体の地域運営の仕組みづくりをサポート【施策 21】
- ・県民自らがふるさとらしさや愛媛らしさを探求する地域学（ふるさと愛媛学）普及推進【施策 43】

④ 地域を支える担い手の確保

- ・県立高校等において、地域や産業界と連携のもと、地域産業を支える人材の育成【施策 4】
- ・地元大学等と連携し、学生にとって魅力ある就職先の創出及び県内企業が求める人材の育成【施策 4・20】
- ・ボランティアやNPOへの参加を促進し、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する機運を向上【施策 17】
- ・みかんアルバイトや、スポーツ合宿で本県に滞在する学生などに加えて、地域と継続的に関わっていく「関係人口」づくりの更なる促進【施策 20】
- ・SDGsの推進を図るための普及啓発や人材育成【施策 30・47】
- ・地域における魅力ある高校づくりに取り組むことを通して、地域を支える人材育成を推進【施策 40】

図表4 第3期アクションプログラムとSDGs17のゴールの関連表

SDGs17のゴール		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	人や国の不平等をなくそう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
愛媛県長期計画 第3期アクションプログラム																			
1 生き活きた愛顔あふれる「えひめ」づくり【産業】																			
①活力ある産業づくり	1 地域に根ざした産業の振興																		
	2 企業誘致・留置の推進																		
②産業を担う人づくり	3 新産業の創出と産業構造の強化																		
	4 若年者の就職支援と産業人材力の強化																		
③農林水産業の振興	5 多様な人材が活躍できる環境整備																		
	6 力強い農林水産業を支える担い手の確保																		
④愛媛が選ばれるプロモーション戦略と営業展開	7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備																		
	8 選ばれる産地を目指した技術開発の推進																		
⑤観光・交流の拡大	9 愛媛産品のブランド力向上																		
	10 営業力の強化と市場拡大																		
⑥交通ネットワークの整備	11 戦略的なプロモーション活動の推進																		
	12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興																		
	13 国際交流の促進																		
	14 自転車新文化の拡大・深化																		
	15 広域・高速交通ネットワークの整備																		
	16 地球を結ぶ交通体系の整備																		
2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり【暮らし】																			
①参画と協働による地域社会づくり	17 未来につながる協働のきずなづくり																		
	18 男女共同参画社会づくり																		
②持続可能な活力ある地域づくり	19 人権が尊重される社会づくり																		
	20 地域を支える人材づくり																		
③支え合う福祉社会づくり	21 地域集落の機能強化																		
	22 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現																		
④健康づくりと医療体制の充実	23 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり																		
	24 地域福祉を支える環境づくり																		
⑤快適で魅力あるまちづくり	25 生涯を通じた心と体の健康づくり																		
	26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実																		
⑥安全・安心な暮らしづくり	27 救急医療体制の充実																		
	28 快適な暮らし空間の実現																		
⑦災害に強い強靱な県土づくり	29 ICT環境の整備																		
	30 消費者の安全確保と生活衛生の向上																		
	31 水資源の確保と節水型社会づくり																		
	32 交通安全対策の推進																		
	33 犯罪の起きにくい社会づくり																		
	34 原子力発電所の安全・防災対策の強化																		
	35 防災・危機管理体制の強化																		
	36 災害から県民を守る基盤の整備																		
3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり【人づくり】																			
①地域で取り組む子育て・子育て支援	37 安心して生み育てることができる環境づくり																		
	38 子ども・若者の健全育成																		
②未来を拓く子どもたちの育成	39 魅力ある教育環境の整備																		
	40 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進																		
③生涯学習と文化の振興	41 特別支援教育の充実																		
	42 教職員の資質・能力の向上																		
④スポーツ立県えひめへの推進	43 学び合い高め合う生涯学習社会づくり																		
	44 個性豊かな愛媛文化の創造と継承																		
	45 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり																		
	46 競技スポーツの振興																		
4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり【環境】																			
①環境と調和した暮らしづくり	47 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進																		
	48 地球温暖化対策の推進																		
②自然と共生する社会の実現	49 環境への負荷が少ない循環型社会の構築																		
	50 良好な生活環境の保全																		
③環境にやさしい産業の育成	51 豊かな自然環境と生物多様性の保全																		
	52 魅力ある里地・里山・里海づくり																		
	53 再生可能エネルギー等の利用促進																		
	54 低炭素ビジネスの振興																		
	55 恵み豊かな森林(もり)づくり																		

※各施策について、SDGsのゴール達成に向けた169のターゲットに対して貢献度の高いものに「○」を付している。

第7章 分野別計画

えがお

〈基本政策1〉 生き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策① 活力ある産業づくり

目指す方向

愛媛の特長や強みをつなぎ合わせるとともに、産学官、農商工など新たな連携を構築して、様々な新技術・新商品やサービスの開発に向けた取組みを促進し、新産業の創出を図ります。

また、愛媛の優れた技術を発掘し、国内外に広くPRしながら、新規取引先の開拓等を促進するなど、グローバル化する経済社会に対応した攻めの経営ができるよう県内企業の体質強化を図るとともに、愛媛の発展可能性に魅力を感じる多種多様な企業の県内への進出や、平成30年7月豪雨災害からの地域産業の復興など、地域に根ざした力強い産業活動を支援します。

そして、活力ある産業の育成を通じ、本県経済の持続的な発展を目指します。

施策1 地域に根ざした産業の振興

目標 県内企業や商店街がもっと力強く活動できるようにしたい

施策2 企業誘致・留置の推進

目標 元気な企業をもっと呼び込むとともに、県内企業の事業活動を支援し、雇用の場を増やしたい

施策3 新産業の創出と産業構造の強化

目標 県内企業の技術力を高め、新しいビジネスへのチャレンジをもっと促したい

施策1 地域に根ざした産業の振興

目標

県内企業や商店街がもっと力強く活動できるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
県内総生産額（農林水産業を除く）	4兆8,214億円 (平成27年度)	4兆9,810億円
名目賃金指数（平成27年を100とする）	98.1 (平成29年)	100.8 (令和4年)
従業者1人当たりの付加価値額	13,526千円 (平成28年)	14,454千円 (令和4年)
県内の商店街数	123箇所 (平成29年度)	123箇所
グループ補助金認定59グループ(R2.3現在)による共同事業実施件数	0件 (平成30年度)	77件

現状と課題

国内景気は緩やかな回復傾向にあるとされておりますが、県内経済はその力強さがはっきりとは見えていない状況の中で、人手不足、国内需要の減少、後継者難による事業者数の減少、海外経済の不確実性等により、県内産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

このような厳しい経済環境の中で高い成長を図るには、様々な情報や経営資源を活用して、それぞれの企業力を伸ばしていく必要がありますが、県内企業は、経営基盤が弱い中小零細企業が多いほか、首都圏や関西圏などのマーケットに遠いことなどから、情報収集・活用力が優れているとはいえない状況にあります。

一方、商店街では、個人消費の低迷や郊外型大型店の相次ぐ立地、電子商取引等の普及などによりにぎわいが失われつつあり、商業機能はもとより、期待されている地域コミュニティの場としての機能も十分に発揮できていない状況にあります。

取組みの方向

愛媛の地域特性に応じた産業立地の強みを生かしながら、戦略的な産業展開を図るため、国内外における販路開拓や中小企業向け融資制度の充実、円滑な事業承継に向けた支援など、企業の立場に立った総合的な支援体制を整え、県内企業が力強く活動できるように、企業力の向上を図ります。

また、小規模企業振興基本法、小規模事業者支援法の趣旨に鑑み、小規模事業者等の経営基盤強化及び経営発達を支援するとともに、個性豊かで魅力あるまちづくりに向けた意欲的な商店街活動を支援します。

なお、各企業が、災害時にも事業継続ができるよう、事業継続計画（BCP）策定のための取組みも、引き続き支援します。

主な取組み

1 企業力向上の支援及び地場産業の活性化

企業や業界団体への定期的な訪問や調査を通じて企業の経営課題等の把握に努め、東・中・南予それぞれの産業立地の特性やニーズに基づき施策化を図るほか、新商品の開発や新たな生産方式の導入をはじめとする企業の経営革新、中小企業の事業継続計画策定を支援するなど、企業力の向上に係る取組みを実施します。

また、東予は紙産業、タオル、海事産業をはじめとするものづくり産業を、中予は炭素繊維、情報関連産業などを、南予は食品、観光関連産業を視野に入れて、その振興策等を展開し、地元企業の設備投資の促進に努めます。

さらに、業界全体の底上げを図るため、業界団体が主体となって取り組むブランド化事業への支援など、地場産業の活性化に係る取組みを実施します。

2 中小企業の資金調達の円滑化と事業承継支援

急激な経営環境の変化等による新たな資金ニーズを的確に捉え、技術力や事業の将来性等に応じて円滑に融資を受けられる制度の確立に努めます。

また、後継者不足が重要な経営課題となっている中小企業に対して、円滑な事業承継の実現に向けた支援に取り組めます。

3 小規模事業者等の経営基盤強化及び経営発達の支援

商工会議所や商工会が行う相談業務や経営指導のほか、経営指導員の資質向上や後継者の人材育成など中小企業経営者の経営力向上を支援し、小規模事業者等の経営基盤の強化と経営の発達を図ります。

また、中小企業団体中央会が中小企業組合に対して行う相談・指導などへの支援を行い、中小企業の体質強化、高度化を促進します。

4 中心市街地・商店街の活性化

商店街が主体的、意欲的に取り組む事業に対して支援を行うほか、次代を担う若手リーダーの育成や外部人材の活用促進、魅力ある取組み・キーパーソン等を情報発信などにより、にぎわいの回復やコミュニティ機能の強化を図り、商店街の活性化を推進します。

5 豪雨災害で被災した商工業者への支援

平成 30 年 7 月豪雨災害で被災した中小企業や商店街の早期復興を支えるため、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（グループ補助金）等の活用により、被災事業者に寄り添った支援に取り組めます。

6 コロナ禍により厳しい経営環境におかれた中小企業等への支援

中小企業に対し資金繰り支援等を継続しながら、県内事業者による感染拡大防止と事業継続の両立に向けた更なる取組みを後押しするとともに、「新しい生活様式」の浸透に伴う新たな消費者ニーズに対応した商品の開発や新たなビジネスモデルの展開を支援するほか、3密回避等の感染防止策を講じた商店街の活性化を図ることにより、地域経済の再起を強力に支援します。

7 中小企業等のデジタルシフト

県内中小企業等へのDXに関する適切な助言・支援等を行う体制整備を図るとともに、DXの研修等を開催し、中小企業等の業務効率化や生産性向上、新規ビジネスの創出支援等を図ります。

施策2 企業誘致・留置の推進

目標

元気な企業をもっと呼び込むとともに、県内企業の事業活動を支援し、雇用の場を増やしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
企業立地に伴い雇用が確保された人数	6,068人 (平成29年度)	6,518人
企業立地に伴う投資額	154,299百万円 (平成29年度)	162,799百万円
県が誘致又は関与したサテライトオフィス開設数	3件 (令和元年度)	12件

現状と課題

大都市圏等への移動距離が長いことや輸送コストがかさむという地理的なハンディに加えて、全国的な人手不足により、新たな事業所や工場の本県への誘致は依然として厳しい状況にあります。

このような中、近年、積極的な企業誘致活動により南予地域に誘致が相次いで実現したほか、県内立地企業の生産拠点化や機能強化を支援する制度を創設したことにより、大手企業の生産設備の増強につながるなど、着実な成果が挙がっています。

一方で、若年者を中心に人口流出が続く中、歯止めをかけるためには、魅力ある雇用の場を増やしていくことが重要であり、引き続き本県の強みや地域の特性を生かした戦略的な取組みを進めることで、企業の立地を促進していく必要があります。

取組みの方向

地域経済の活性化を図る上で、平成30年7月豪雨災害からの復興が現状における最大のテーマであり、企業訪問等を通じたきめ細かなフォローアップ等に努めることにより、立地企業の円滑な事業継続と県外への流出防止を図ります。

その上で、愛媛の風土や地域特性を生かして、県内に定着し、地域とともに発展していくことが見込める元気な企業を積極的に誘致するために、愛媛の魅力のPRや立地環境の整備に努め、地域経済の活性化を図ります。

主な取組み

1 強みを生かした積極的誘致

県内企業の優れた技術情報(スゴ技)、本県の優れた豊富な食情報(すご味)及び本県の伝統的特産品情報(すごモノ)の3つのデータベースも活用しながら、本県の農林水産物をはじめとした地場産品や県内ものづくり企業の高い技術力など本県の魅力や可能性を効果的にPRします。

また、情報収集力と営業力をより一層強化し、鮮度の高い情報の収集に努めるとともに、東予はものづくり産業、中予は情報通信関連産業、南予は食品関連産業など、地域特性に応じた業種をターゲットにした積極的な誘致活動やトップセールスを実施します。

さらに、あらゆるものがインターネットに接続する「モノのインターネット(IoT:Internet of Things)」の広がりや、「ビッグデータ」、「人工知能(AI:Artificial Intelligence)」の様々な分野への活用が急速に拡大し、「第4次産業革命」が産業全般に係るテーマとなっていることか

ら、県内企業の第4次産業革命への対応の基盤づくりの一助として、県内企業との相乗効果が見込まれるIT企業の誘致に取り組みます。

2 立地環境の整備・充実

適切な用地の確保や工場跡地など居抜き物件の情報提供、工業用水の安定供給のほか、人材の確保・育成に関する協力など、誘致企業の要望に可能な限り応えることができるよう、立地環境の整備・充実を図ります。

3 県内企業の留置対策

企業のニーズやシーズの把握に努め、各種支援制度に関する相談や県に対する要望等にワンストップで対応することにより、県内企業の新たな事業展開を支援し、県外への流出防止、県内への再投資の促進に努めます。

4 サテライトオフィスを契機とした本社機能等の誘致

コロナ禍で都市部の企業が地方へオフィスを分散化する動きを活発化させており、県内のシェアオフィス等を活用して、都市部からサテライトオフィスを誘致することで、県外企業との関係構築・深化を図り、本社機能移転や大規模誘致等に繋がるよう努めます。

施策3 新産業の創出と産業構造の強化

目標

県内企業の技術力を高め、新しいビジネスへのチャレンジをもっと促したい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
愛媛グローバル・フロンティア・プログラム(EGFプログラム)の推進による創業件数	—	80件
産学官連携や農商工連携により事業化された件数	136件 (平成29年度)	174件
試験研究で得られた技術のうち県内企業に技術移転された件数	238件 (平成29年度)	290件
県内特許権登録件数	9,438件 (平成29年)	15,478件 (令和4年)

現状と課題

近年、県内では、人手不足や国内需要の減少等による企業業績の悪化、事業所等の再編・統合・撤退など様々な問題が生じています。

また、本県には、全国一の生産量を誇るタオル産業のほか、造船業、製紙業をはじめ、機械・鉄工業、食品加工業など、地域特性に応じた多様なものづくり企業が集積しており、それぞれが高い技術力を持っていますが、地域間、企業間の垣根を越えた連携が希薄な状況にあります。

このような中、県内経済の活力回復と持続的な発展を図っていくためには、企業の生産性と競争力をさらに高めることが求められており、新しい技術や付加価値の高い新商品・サービスを開発するなど、新たな社会ニーズに合った産業や新規ビジネスを創出することが必要となっています。

取組みの方向

大学と企業とのマッチングを支援するなど産学官連携を進めるとともに、新製品や新技術の開発にチャレンジするものづくり企業等に対して助成等の支援を行うことで、企業の研究開発能力の向上を促進します。

また、本県の地域特性と資源を活用した農商工連携や企業間連携、異業種間でのお互いの強みを生かした新たな連携を構築し、食品や環境・エネルギー、健康、観光といった県内経済を牽引する分野の成長産業を創出します。

さらに、ベンチャー企業の創出支援、戦略的な試験研究の推進、知的財産の創造・保護・活用などの取組みと合わせて、産業構造の強化を図ります。

主な取組み

1 成長産業の創出

本県の東・中・南予それぞれの産業立地の特性や企業集積、成長産業の核となるシーズやニーズを分析し、従来の産業分野の枠にとらわれない新たなビジネスモデルとして、機能性食品、高機能素材、ヘルスケア、AI・IoT等の成長関連産業を創出し、その集積を戦略的に進めます。

2 産学官連携による研究・開発の推進

県産業技術研究所や（公財）えひめ産業振興財団が中心となって、企業が保有する技術力と大学等が保有する研究開発成果・知識をコーディネートし、新技術・新製品の開発や付加価値の創造を図ります。

また、中小企業者等に対し、独創的で実現性の高い技術シーズについて、実用化・製品化に向けた総合的な支援を行うことにより、県内産業の牽引役となる成長産業を創出します。

さらに、砥部焼や菊間瓦の振興を図るため、地元と連携して、新窯業技術センターの機能強化に向けた検討を行うなど、県産業技術研究所における研究開発・技術支援機能等の強化を図ります。

3 農商工連携など異業種や異分野等の新たな連携によるビジネス拡大支援

ろくじすとクラブやチームえびすなど、農林水産業者と中小企業者とのネットワーク構築やマッチングを支援する体制を充実させるとともに、農商工連携による新商品・新サービスの開発や販路開拓などの新たなビジネス展開を支援します。

また、伝統産業を支えるために産学官による商品開発に努めるほか、異業種や異分野等の新たな連携と技術の交流を促進し、新たな付加価値を持つ商品・サービスの開発などビジネスの拡大支援に取り組みます。

4 優れた企業力の発信

県内企業の優れた技術や製品の情報をデータベース化して発信するなど、愛媛の企業力を対外的に広くPRし、知名度向上や新規取引先の開拓を促進します。

5 創業・起業への支援

ベンチャー企業の創出・育成を図るため、（公財）えひめ産業振興財団による支援を強化するほか、本県経済を牽引し得る次代の中核企業の輩出を目指し、将来有望な県内ベンチャー企業の成長支援に取り組みます。

さらに、愛媛グローバル・フロンティア・プログラム（略称：EGFプログラム）を推進し、県内はもとより県外からの創業人材を呼び込むとともに、地域資源を生かして地域課題を解決するビジネスの創出を支援するほか、企業や金融機関、産業支援機関や大学、市町等が協力・連携して様々な形で創業希望者をサポートする体制を構築するなど、創業の実現と定着に取り組みます。

6 戦略的な試験研究の推進と知的財産の活用

経済活性化や環境問題への対応など、県が抱える政策課題の解決に向け、県の試験研究機関における分野横断的な連携をはじめ、大学・企業等との共同研究に取り組むなど、戦略的な試験研究を推進します。

また、質の高い知的財産の創造に始まり、権利としての保護、商品開発等による実用化に至るまで、産学官が連携して、切れ目なく取り組むことができる体制整備を進めます。

7 新型コロナを契機としたビジネス拡大支援

県内ものづくり企業等を対象に非対面型のWEB商談会・展示会等を開催するなど、コロナ禍においても商談機会の創出や販路拡充を支援します。

8 ものづくりのデジタルシフト

デジタル技術導入に知見を有する専門家による製造現場診断等を取り入れながら、県内ものづくり企業と実用的なデジタル技術を有する県内IT企業等とのマッチングを行い、県内における製造業の生産性向上及びIT企業等の実需の創出を図ります。

また、5G製品の研究開発支援や、県試験研究機関において、事業者ニーズに即応する試験研究を行い、県内産業の振興に取り組むほか、スマートファクトリーの事例研究や県内事業者への情報提供、導入を促し、モデルケースを積み重ねることで、新たな技術の創発につなげ、品質や生産性の向上など、新たな付加価値の提供等を目指します。さらに、省力化など県試験研究機関の研究員が試験研究に注力できる環境づくりに努めます。

9 官民共創による地域経済活性化

官民共創デジタルプラットフォームを活用し、県内外の事業者等の参加や意見交換等を自由に行うことができる環境を整備し、様々な課題と事業者の解決策等を適切にマッチングすることにより、官民共創による課題解決や価値創造を通じた地域経済活性化に取り組みます。

10 スマート6次産業化への挑戦

6次産業化商品のオンライン商談会やEC販売に取り組むなど、関係事業者や団体の6次産業化に向けた取組みを支援することで、付加価値の拡大や地域資源を活用した産業の創出を目指します。

11 i-Construction (※) の促進

建設現場におけるICTを活用した高機能・高精度な施工を推進するため、モデル工事・実証実験への支援等を継続しつつ、県内外のi-Constructionの事例を研究・紹介するとともに、県内の建設業者への実装に向けた支援に取り組むことにより、県内建設業者が抱える労働力不足の解消や生産性の向上を目指します。

※ i-Construction

… 「ICTの全面的な活用」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性の向上を図り、魅力ある建設現場を目指す取組みのこと。

〈基本政策1〉 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策② 産業を担う人づくり

目指す方向

若年者をはじめ、働きたい人なら誰でも、自分の能力を十分に発揮し、誇りを持っていきいきと働くことができるよう、安定した雇用の場を確保するとともに、職業能力の向上につながる職業訓練や雇用情勢の悪化などにも迅速に対応できるサポート体制の充実を図ります。

また、県内産業の発展を支えることのできる人材を育成し、雇用のミスマッチ解消を図るとともに、働く人がもっと生活と調和しながら働ける快適な労働環境の整備に努めます。

そして、多様な人材が県内産業の発展を支えながら、いきいきと働くことのできる愛媛の実現を目指します。

施策4 若年者の就職支援と産業人材力の強化

目標 若年者が能力を発揮して、いきいきとした職業人生を歩めるようにしたい

施策5 多様な人材が活躍できる環境整備

目標 多様な人材が生活と調和しながら、安心して快適に働けるようにしたい

施策4 若年者の就職支援と産業人材力の強化

目標

若年者が能力を発揮して、いきいきとした職業人生を歩めるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (令和4年度)
県内高校新規卒業者の就職決定率(全体・県内就職)	全体 99.3% 県内就職 79.2% (平成29年度)	全体 99.3%以上 県内就職 83.8%
県内大学新規卒業者の就職決定率(全体・県内就職)	全体 98.0% 県内就職 51.0% (平成29年度)	全体 98.0%以上 県内就職 58.3%
産業技術専門校における就職率	82.4% (平成29年度)	87.6%以上
県内高校工業科生徒数の技能検定3級合格率率	6.8% (平成29年度)	7.3%
5日間の職場体験学習に取り組んだ公立中学校(県立中等教育学校前期課程を含む)の生徒の活動に対する充実度	93.0% (平成30年度)	97.0%

現状と課題

景気回復により雇用情勢が緩やかに改善する一方で、少子化の進展に伴う労働力人口の減少や若者のものづくり離れに加え、熟練労働者の退職等により、多くの中小企業では、人材の確保や育成、技能継承に支障が生じており、経営活力の維持が課題となっています。

また、若年者の非正規雇用率や早期離職率の高止まりなど雇用のミスマッチが顕在化しており、依然として多く存在するニートも含めて大きな問題となっています。

取組みの方向

雇用のミスマッチや地域間格差が解消され、若者が適切に就職できる雇用環境の整備を図るとともに、県内就職の促進に努めます。

また、労働者一人ひとりの職業能力の向上を図ることにより、基幹産業の中核的な役割を担う人材や新たな成長産業に必要とされる人材を育成・確保し、経済成長の源泉である産業人材力を強化します。

さらに、雇用政策に関しては、国と地方の役割分担に基づき、連携しながら効果的な施策の展開に努めます。

主な取組み

1 若年者の就職支援

ジョブカフェ愛workの機能を拡充・強化し、関係機関と連携して、若年者の「働く意欲と能力」の向上など人材育成に努めるとともに、企業の採用力と職場定着の向上を支援します。

また、新規学卒者、若年求職者など個々のケースに応じたきめ細かな就職支援を行い、若年者と人材を求める企業との出会い・交流の場の提供、県外学生やUターン求職者に対する支援、愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用したマッチング支援などにより、積極的に県内企業とのマッチングを促進するほか、県内の公立中学生による地元産業や企業等の魅力に触れる5日間の職場体験学習「えひめジョブチャレンジU-15」によるキャリア教育の充実、県内の中高生や県外学生向けにスゴ技企業などの紹介を行い、将来の県内就職に結び付けていきます。

さらに、ニートの若者に対しては、地域若者サポートステーションを核に地域の関係機関と連携し、状況に応じた専門的な相談や職場体験など様々な就労支援策を通じて若者の職業的自立を促進します。

2 中核的な役割を担う人材の育成

地域企業のニーズを踏まえた専門的な知識や技術を習得するための実践的なカリキュラムを高等学校で作成します。

また、ものづくり分野を中心とした若年技能者の育成を行うとともに、労働者の技能を公定基準により検定・公証する技能検定の実施を通じて、専門技術・技能の継承に努めます。

さらに、民間教育訓練機関等を活用して、若年者を中心とした非正規労働者など、意欲があっても就労が難しい状況にある求職者を対象に、雇用情勢の変化や時代のニーズに応じた就職に必要な知識や技術を習得するための職業訓練を実施します。

3 基幹産業を支える人材の育成

産業人材育成拠点としての県立産業技術専門校において、新居浜の機械・鉄工業や今治のタオル・造船業など、地域の特色ある産業との連携を図り、本県の基幹産業を支える人材を育成します。

4 地域を支える建設産業の担い手確保・育成

社会資本の整備、維持管理はもとより、災害時には最前線で応急復旧作業を行うなど、安心・安全な地域づくりに重要な役割を果たしている建設産業の将来の担い手となる中学生等を対象とした建設機械の操作体験、工事現場の見学を行うイベントの開催や建設産業の魅力や役割をPRする新聞の発行などにより、入職意識の喚起、イメージアップを図り、担い手の確保に努めます。

また、技術者の資格取得を支援することにより、若手技術者の育成と県内企業への定着を図るなど、建設業団体と連携し、担い手の確保・育成に資する施策の展開に努めます。

5 新型コロナを契機とした人材育成と就職支援・雇用確保

コロナ禍において増加する休業者や離職者を対象にオンライン職業訓練を実施するほか、中小企業の採用活動等のオンライン化を支援し、若者人材の県内定着化を図ります。

また、人材マッチングを推進しコロナ禍における労働需要の不均衡を是正するほか、休業を余儀なくされた事業主に対しては、本県独自の雇用調整助成金への上乗せ助成により、県内の雇用維持を図ります。

6 デジタル人材の育成

就職後においても高等教育機関で新たな知識・技術を習得するリカレント教育等の提供や、先端IT技術の研修に対する支援など、デジタル人材の育成を目指した取組みを推進することで、様々な業種でのDXを推進します。

特に、人手不足が深刻化している高度な技術の伝承等を伴うものづくり企業でのDX推進のリーダーとなる人材の育成支援に取り組むことで、デジタル技術導入の促進を図り、生産性向上や省力化、競争力の強化を目指します。

施策5 多様な人材が活躍できる環境整備

目標

多様な人材が生活と調和しながら、安心して快適に働けるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
育児休業取得率	男性 4.8% 女性 91.7% (平成29年度)	男性 10.0%以上 女性 91.7%以上 (令和5年度)
えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証件数	620件 (平成29年度)	720件
えひめ仕事と家庭の両立応援企業の上位認証件数	13件 (平成29年度)	40件
従業者1人当たりの付加価値額	13,526千円 (平成28年)	14,454千円 (令和4年)
県の完全失業率	2.3% (平成29年)	2.3%以下 (令和4年)
県の有効求人倍率	1.55倍 (平成29年度)	1.55倍以上
民間企業における障がい者雇用率	1.97% (平成29年度)	2.30%

現状と課題

急速な少子高齢化の進展に伴い、今後、労働力人口の減少が見込まれる中、多様な人材がそれぞれのライフステージや生活環境に合った働き方を実現できる職場環境を整備することや、女性や高齢者など多様な人材を活用することが求められています。

しかし、出産を機に多くの女性が退職するとともに、男性の育児休業の取得率は低調に推移し、さらには介護離職の顕在化など、企業や職場の意識改革等を通じて、これらの問題に対処することが課題となっています。

また、職場におけるトラブルや労働に関する問題が多様化する傾向にあり、これらを原因とする紛争等の未然防止と自主的な解決の促進が求められています。

取組みの方向

経営者の意識啓発や企業における取組みを促進するとともに、労使関係の安定化を支援することにより、多様化する生活スタイルにおいても、仕事と生活が調和し、働く人誰もが安心して働き続けることができ、能力を發揮できる労働環境の整備を図ります。

また、女性や高齢者など就労意欲のある多様な人材が適切に就職できる雇用環境の整備を図ります。

主な取組み

1 仕事と育児や介護をはじめとした家庭生活が両立できる職場環境づくり

仕事と育児や介護等の両立支援に取り組む企業を社会的に評価するため、「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大に努めるとともに、積極的に取り組む企業の好事例を発信し、仕事と家庭生活の両立支援に対する経営者の意識や企業が取り組むインセンティブを高めます。

また、労働局等の関係機関と連携して働き方改革に関する相談・支援体制を整備し、各企業の状況に応じたきめ細かな支援を行うほか、愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進し、仕事と家庭生活の両立が図られる職場環境づくりを促進します。

2 労使関係の安定化支援

県の各地方局・支局に設置されている中小企業労働相談所において、労働関係全般に係る相談に応じるとともに、労働委員会において、労働組合と使用者との間に生じる労働争議の調整や労働者個人と使用者との間の紛争について相談・あっせん等を実施することで、労使関係の安定を図り、誰もが安心して働き続けられる環境づくりを促進します。

3 勤労者への資金貸付

勤労者の様々な資金需要に応える融資制度の実施により、勤労者の生活安定や福祉の向上を図ります。

4 多様な人材への就労支援

民間教育訓練機関等を活用して、出産・子育て等で仕事を離れた女性や障がい者、非正規労働者など、意欲があっても就労が難しい状況にある求職者を対象に、雇用情勢の変化や時代のニーズに応じた就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を実施します。

また、女性、障がい者、高齢者及び外国人など多様な人材が能力を発揮し生き生きと働けるよう、関係機関と連携して、企業とのマッチング促進や就労機会の拡大、仕事と家庭生活の両立支援など雇用環境の整備等に努めます。

5 県内企業の生産性向上のためのAI・IoTの導入・活用促進

近年、あらゆる業種で急速に進む人手不足に対応するため、産学官で組織する「えひめAI・IoT推進コンソーシアム」を核として、AI・IoT等の先端技術や導入事例を紹介する普及啓発セミナーの開催や企業からの相談等へのアドバイザー対応等により、AI・IoT等を使った既存パッケージやサービスを導入して自社における事業効率化や生産性向上を図ろうとする企業を支援します。

6 新たな日常の実現に向けた働き方の推進

テレワークや時差出勤等の導入など、「新たな日常」の実現に向けた県内企業の働き方改革を支援します。

7 テレワークによる雇用創出

テレワークにより就業が可能な仕事を呼び込むことに市町と連携しながら取り組むことで、本社や事業所立地の有無に左右されない新たな形態の雇用創出を図ります。

8 多様な働き方の推進とオンラインによる総合的支援

それぞれの実情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現に向け、デジタル技術を活用し、誰もが自分らしくやりがいを持って働ける事業者の取組みを支援するとともに、県民個々の立場に立った助言や相談をオンラインで提供できる取組みを総合的に検討することにより、積極的に社会に参画し、自分らしく充実して暮らせる環境づくりに努めます。

《基本政策1》 生き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策③ 農林水産業の振興

目指す方向

意欲的で経営感覚に優れた担い手と、各地域の特性に合わせて整備された田畑や果樹園、漁場等の優れた生産基盤、そして、低コスト化や高付加価値化を実現する高度な技術を組み合わせることによって、大きな相乗効果を創出します。

また、消費者ニーズに応じて、良質な愛媛の恵みを全国に安定供給できる生産体制を構築し、「もうかる一次産品の優良産地」の形成に努めるほか、平成30年7月豪雨災害からの産地復興に取り組みます。

そして、若者をはじめとする意欲あふれる多様な担い手に支えられた、活力ある農林水産業の確立を目指します。

— 施策6 力強い農林水産業を支える担い手の確保

目標 農林水産業の担い手の力をもっと伸ばしたい

— 施策7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備

目標 豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

— 施策8 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

目標 多様な消費者ニーズに応え、安定供給のできる産地になりたい

施策6 力強い農林水産業を支える担い手の確保

目標

農林水産業の担い手の力をもっと伸ばしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
新規農業就業者数	139人 (平成24～29年度の平均値)	180人 (令和5年度)
認定農業者数	4,521経営体 (平成29年度)	5,140経営体 (令和5年度)
新規林業就業者数	58人 (平成29年度)	85人 (令和3年度) ※1
漁業就業者数	6,529人 (平成29年度)	4,568人
農業産出額	1,207億円 (令和元年)	1,200億円 (令和7年)
県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	523千m ³ (平成30年度)	580千m ³
漁業産出額	887億円 (平成30年)	900億円 (令和7年)
林業・木材産業産出額	415億円 (平成28～30年平均)	430億円 (令和7年)

※1 令和4年度以降は、次期愛媛県林業労働力確保促進基本計画で検討

現状と課題

本県は、全国トップの生産量を誇るかんきつをはじめ、マダイや真珠などの養殖業やヒノキに代表される林業・木材産業などに見られるように、全国屈指の農林水産県として、県内はもとより全国に向けて、安全・安心な農林水産物を日々供給しています。

しかし、近年、農林水産業の就業人口の減少や高齢化によって、地域の担い手は減少し、生産力の低下や耕作放棄地・放置森林が増加するなど、本県農林水産業の持続的な発展が困難な状況にあります。

また、市場価格の低迷や産地間競争の激化に加え、国際貿易交渉の着地点も見通しがつかないことから、農林水産業の経営はますます不安定になっています。

このような中、県内経済を牽引する「力強い農林水産業」を確立するためには、農林水産業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、所得向上の実現に向けた意欲と能力のある担い手を確保・育成する必要があります。

取組みの方向

地域の強みを最大限に生かした経営を実現するため、集落営農の組織化及び農業経営の法人化への支援や担い手の確保・育成、各種団体の健全化・組織力強化の支援などを推進します。

また、今後ますます進展する産地間競争や国際化をビジネスチャンスと捉え、本県農林水産業の積極的な展開を支える基盤づくりとして、経営感覚を備えた生産者の育成などによる経営能力の向上や融資制度の充実など、経営の改善・安定化に取り組めます。

主な取組み

1 担い手の確保・育成

市町や（公財）えひめ農林漁業振興機構、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、年齢や性別、個人や企業などを問わず多様な新規就業者を確保するため、頑張っている生産者の経営概況を幅広く紹介する「えひめ愛顔の農林水産人」や、経営シミュレーションによる所得試算、各種就業情報を掲載した「農林水産まるかじり就業支援サイト」等を通じて、必要な情報の発信や技術習得のサポートに取り組むほか、農林水産業に関する学習の場の充実や地域のリーダーとなり得る担い手の育成を図ります。

また、農業の担い手確保や障がい者等の就労機会の確保のため、農作業マッチング等を通じた農業者の障がい者雇用を進めるとともに、障がい者に適した栽培技術による農福ビジネスモデルの開発など、農福連携に取り組みます。

さらに、農林業分野における外国人材の受入れ・活用の拡大を促進していきます。

2 経営能力の向上

各種相談会や研修会の開催などにより、経営者としての意識改革を促すとともに、経営ノウハウの習得をきめ細かく支援します。

また、生産者自らが加工、販売まで手掛けるなど、新しい分野へチャレンジしやすい環境づくりに努めるほか、経営の効率化や生産コストの削減、担い手への技術継承を図るため、農業へのICT活用を推進します。

3 経営の安定化

農林水産物の生産から加工、販売までを総合的に推進するなど、生産性向上や低コスト化を目指した生産体制を一層強化するとともに、経営の改善・安定化のための各種融資制度の充実や利用促進に取り組みます。

また、日本一の生産量を誇る真珠・真珠母貝養殖業は、高品質化などにより、収益性を高めるとともに、経営多角化など、長期的視点に立った対策を支援します。

4 組織化・法人化の支援

地域の強みを生かしながら経営効率化を図るため、集落営農の組織化及び農業経営の法人化に向けた指導や助成を行うとともに、法人設立後の適切な運営のための研修や講習など、運営を担う人材の育成に取り組めます。

5 各種団体の健全化・組織力強化

農業・漁業協同組合や森林組合、土地改良区などの団体・組織が、地域の農林水産業の核となってその役割を果たすことができるよう、管理・検査体制の充実などに取り組み、団体・組織運営の健全化を図るとともに、適切な統廃合を促進するほか、各種団体との連携に一層努めるなど、組織力の強化を支援することにより、農林水産業を支える担い手の経営基盤を強化します。

6 豪雨災害で被災した担い手への支援

平成30年7月豪雨災害による若い農林水産業者や地域の担い手の流出を食い止め、経営基盤の早期復旧に努めます。特に甚大な被害を受けたかんきつ農業については、JAグループとともに新たなかんきつ産地の創造を目指す有効な復興策を構築します。

7 コロナ禍における担い手の確保

農林漁業者の事業継続を支援するとともに、地方移住への関心が高まる中、(公財)えひめ農林漁業振興機構やJA等の関係機関と連携し、オンラインによる就業相談や体験ツアーなどを通じて、本県への移住就業を促進します。

8 スマート農林水産業の担い手育成

普及指導員への技術習得・研修等を進めるとともに、事例や知見の収集を行い、現場への普及検討や事業関係者への情報提供等を通じて、スマート農林水産業の担い手を育成することにより、労働集約型の農林水産業の在り方を変革し、高齢化や担い手不足、業務の効率化など農林水産業が有する様々な課題の解決を目指すとともに、「儲かる産業」として飛躍できるよう取り組みます。

施策7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備

目標

豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
認定農業者等への農地利用集積率	29.8% (平成29年度)	64.0%
水田・畑のは場整備面積	19,935ha (平成29年度)	20,300ha
効率的な森林整備に向けた森林施業の集約化面積	5,000ha/年 (平成29年度)	35,000ha
漁場整備面積	13,776ha (平成29年度)	14,231ha
野生鳥獣による農作物被害額	433,598千円 (平成29年度)	365,000千円
樹園地の災害復旧事業による原形及び改良復旧面積	0ha (平成30年度)	45ha (令和3年度)
樹園地の再編復旧に事業着手した地区数	0地区 (平成30年度)	4地区

現状と課題

本県には全国トップクラスの面積を誇る樹園地や瀬戸内海・宇和海といった漁場環境の異なる海域のほか、県土の7割を占める豊富な森林資源など、本県農林水産業を支える多様な生産基盤が存在しています。

しかし、急しゅんで複雑な地形や用水不足に対する対策など、更なる生産基盤の整備が求められているほか、老朽化が著しい施設については、機能の低下や維持管理費の増大といった問題を抱えています。

また、担い手への農地集積や高齢化の進展を踏まえた効率化・省力化を図るための基盤整備、鳥獣害への対策が急務となっています。

取組みの方向

地産地消などによる消費拡大に加え、県外や国外へ販路を拡大するため、良質な農林水産物を安定的・効率的に生産するための生産体制の構築と基盤整備に取り組むとともに、既存施設を有効に活用し、地域特性や生産者の実情に合った機能を確保することにより、地域の自然環境を守りつつ、生産や物流の効率化・円滑化を図ります。

また、効果的な防護柵設置など、集落ぐるみで取り組む住民参加型の鳥獣害防止対策を推進します。

主な取組み

1 生産力の強化

優れた新品種等の導入、生産拡大により産地の競争力を強化するとともに、生産性向上を図るための施設・高性能機械のほか、情報通信技術（ICT）やスマート農業等の新技術の導入を推進します。

また、樹園地や水田などを次の世代に引き継ぐために必要な生産基盤の整備や共同利用施設の機能向上を支援します。

2 生産性向上のための農地整備

優良農地を確保し、農地中間管理機構等を活用して担い手への利用集積・集約化を図りつつ、経営規模の拡大や農地集積のための水田の大区画化・汎用化を促進するとともに、低コスト化・省力化の実現に向けた樹園地における園内道の整備や新たなかんがい方式の導入などに取り組みます。

また、市町や土地改良区自らが行う基盤整備事業を充実させるとともに、地元を中心とした基盤整備の推進体制を構築し、各地域のニーズに合った生産基盤の向上に努めます。

このほか、農地中間管理機構等を活用し、農業者の生産意欲の低下要因でもある荒廃農地の発生防止や解消等にも努めます。

3 森林資源活用のための条件整備

搬出コストの低減を図るため、森林経営計画の作成を支援し、集約化・団地化を促進します。

また、生産性や安全性を高めるため、高性能林業機械の導入に併せ、計画的な林道等の路網整備に取り組みます。

4 漁業施設や生態系に配慮した漁場整備

水産資源の維持・回復を図るため、環境の保全に努めるとともに、海域全体の生態系と調和した藻場や漁場を造成するなど、生産基盤の多面的な整備に取り組みます。

また、操業の安全性の確保や省力化を図るとともに、食の安全・安心志向の高まりに対応した品質確保や衛生管理を行うための共同利用施設の整備を進めます。

5 既存施設の保全管理

老朽化した農業水利施設や農道・林道、漁港など、既存の施設については、適切な保全管理に取り組み、水源かん養機能や防災機能の発揮などにも留意しながら、その有効活用や長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図ります。

6 鳥獣害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、有害鳥獣を侵入させないための被害防止施設の整備、効果的な有害鳥獣捕獲を推進するとともに、有害鳥獣を呼び込まない集落環境の整備を促進し、鳥獣害を受けにくい集落づくりを進めます。

併せて、捕獲隊・実施隊の組織化、指導者や狩猟者の育成、隣接市町や隣接県との連携捕獲に取り組むとともに、捕獲獣肉の有効利用を支援するなど、総合的に鳥獣害防止対策を推進します。

7 豪雨災害で被災した農林水産施設等の復旧・復興

災害復旧事業による対応を基本に早期復旧を図るとともに、被害の拡大防止や経営の継続に必要な応急対策を早期に実施し、市町と連携して被災地の復旧・復興に努めます。

また、被災した樹園地等について、大規模な区画整理により、災害に強く生産性の高い農地に再生する再編整備を検討します。

8 デジタル技術を活用した農林水産業のスマート化

デジタル技術を活用した野生鳥獣の遠隔監視型捕獲システムの開発・実証や、5G通信網の整備を見据え、家畜生体情報高度利用技術の確立に取り組むほか、ICT技術を活用した木材生産管理等のシステムの実証、産学官連携によるローカル5G技術を活用した養殖飼育管理におけるデータ収集の実証や利活用に取り組むことにより、農林水産業における生産性の向上を目指します。

施策8 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

目標

多様な消費者ニーズに応え、安定供給のできる産地になりたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
県農林水産研究所が開発した新品種・新技術数	29件 (平成26～29年度の平均値)	30件
新品種の栽培方法などの技術マニュアルの作成率	88.0% (平成29年度)	90.0%

現状と課題

本県では、これまでの試験研究や技術開発によって、紅まどなや甘平、愛媛甘とろ豚や媛っこ地鶏に代表される愛媛独自の高品質な品種を多く開発し、市場で高評価を得てきました。

しかし、全国各地で行われている様々な研究開発やブランド化に伴い、産地間競争はさらに激化し、他産地との差別化が非常に困難になってきています。

また、近年、地球温暖化などの影響により気候や自然環境の変化が進み、収穫量の減少や品質の低下などの問題が顕在化するとともに、燃料・資材の高騰によって、農林水産業の経営は不安定な状況になっています。

取組みの方向

地域間競争が激化する中で消費につなげていくためには、多種多様な商品の中から「愛媛産」が選ばれる必要があります。

キウイフルーツ、愛育フィッシュ、愛媛甘とろ豚、媛っこ地鶏などの既存ブランド產品に、新たなブランド牛「愛媛あかね和牛」、新たな養殖魚種「伊予の媛貴海」、かんきつの甘平「愛媛Queen スプラッシュ」、イチゴの新品種「紅い雫」、水稻新品種「ひめの凜」などを加えて、本県一次産業全体のブランド力を高めます。

また、他産地との差別化を図り、新たな市場を開拓するため、多様なニーズに応じた新たな農林水産物を研究開発していくとともに、燃料・資材の高騰や気候変動などによる課題の解決に向け、低コスト化・省力化を実現し、環境や食の安全・安心にも配慮した生産技術の開発・普及に取り組みます。

主な取組み

1 新たな需要創出に向けた新品種・新技術の開発

消費者ニーズに適切に対応するため、新たな養殖魚種などのブランド產品及びかんきつ王国の維持・発展につながるかんきつや、水稻など新品種の開発に取り組むとともに、新品種に対応した生産技術の開発・実用化を進め、高品質で付加価値の高い農林水産物の生産拡大を図ります。

また、地域資源の新たな利用方法や食材の機能性を研究するなど、新しいビジネスチャンスを生み出す試験研究を進め、県内事業者による事業化・製品化を支援します。

2 経営を支える技術の普及

・重油等の価格変動の影響緩和のための燃料の節減対策や自然エネルギー導入、ブラッドオレンジをはじめとする温暖化に適応できる品種の選定など、様々な課題に対応するため、最新技術や地域の特性を生かすことができる新品種の導入支援に努めます。

3 環境や安全に配慮した技術の開発

環境への負荷低減や食の安全・安心を確保するため、化学肥料や農薬の節減技術、病害虫防除技術の開発を行うとともに、水産資源を適正に管理するための調査研究や養殖業における魚病被害対策に取り組みます。

4 研究施設の整備・拡充

みかん研究所や畜産研究センターなど、本県農林水産業の基礎を支える県農林水産研究所については、大学や各種機関との連携により、より地域に密着した研究を行うとともに、消費者に選択される愛媛産品の開発につながるよう機器の充実や施設の整備に努めます。

5 試験研究のデジタルシフト

AI、5G等の最新のデジタル技術等の活用を促進し、農林水産業のスマート化を推進することで、農林水産物の高品質化や作業の省力化、生産者の所得向上を目指します。

特に、各試験研究機関においては、気象データの把握・提供や、センシング技術による様々なデータの取得、AIによる解析と現場へのフィードバックなど、生産者ニーズに応じた試験研究におけるデジタル技術の活用検討のほか、デジタル技術活用により研究員が試験研究に注力できる環境づくりに努めることで、試験研究機関の機能強化を図り、生産現場と一体となったスマート農林水産業を推進します。

〈基本政策1〉 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策④ 愛媛が選ばれるプロモーション戦略と営業展開

目指す方向

魅力ある様々な愛媛産品が生み出されるとともに、情報発信力の一層の強化によって、安全かつ新鮮な農林水産物をはじめとする様々な愛媛産品への理解が進み、消費拡大に伴い、県内外にその魅力が広く浸透する好循環の構築に努めます。

また、愛媛を強く印象付ける統一コンセプトのほか、アンテナショップや各種広報ツール、デジタルマーケティングの手法を活用しながら、豊かな自然や文化などの愛媛の魅力を戦略的に情報発信するとともに、首都圏や近畿圏、台湾をはじめとした東アジア等におけるトップセールスや営業本部による営業活動により、愛媛をまるごとPRする取組みを進め、好感度や認知度の向上を図ります。

そして、県民はもとより、国内外の愛媛ファンが信頼と愛着を持てる「愛媛ブランド」の確立を目指します。

— 施策9 愛媛産品のブランド力向上

目標 愛媛産品をもっとたくさんの人に選んでもらいたい

— 施策10 営業力の強化と市場拡大

目標 県産品の販路を拡大し、地域経済を活性化したい

— 施策11 戦略的なプロモーション活動の推進

目標 愛媛県をもっとたくさんの人に知ってもらいたい

施策9 愛媛産品のブランド力向上

目標

愛媛産品をもっとたくさんの人に選んでもらいたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
「愛」あるブランド産品の年間販売額の伸び率(対前年度比)	2.6% (平成29年度)	5.0%

現状と課題

本県では、統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」の下、生産者が愛情を込めてつくり上げた農林水産物や加工食品を「愛」あるブランド産品として認定し、ブランド化を推進してきました。

また、地産地消・愛あるサポーター制度、えひめ地産地消の日や水産の日などを活用した地産地消の推進に取り組むとともに、県内の意欲ある中小・ベンチャー企業等が開発、生産している製品については愛媛プロダクツサポーター制度を創設し、工業製品の地産地消にもつなげてきました。

さらには、生産者団体や民間企業とともにトップセールスや物産展、フェア等の各種イベントを実施するなど、県内外や国外における県産品販売の拡大にも積極的に取り組んできました。

しかし、経済のグローバル化が一段と進み、多種多様な商品やサービスが市場にあふれ、差別化が難しくなるとともに、低価格化や地域間競争の激化、さらには人口減少社会の進展による国内マーケットの縮小など、販路や流通などの面で本県産業を取り巻く環境は依然厳しいものとなっています。

取組みの方向

農林水産業や地域産業を活性化させるためには、まずは愛媛産品の消費を拡大し、そこから得る所得を向上させる必要があります。

そのためには、県産農林水産物や加工品、伝統工芸品、工業製品など、優れた県産品の長を理解して選んでいただく愛媛ファンを増加させる取組みが求められています。また、消費者ニーズを捉えるとともに、これを踏まえた新たな商品の開発・改良に向け、生産者や民間企業とも連携するほか、生産者自らが加工、販売まで手掛ける6次産業化への支援を強力に推進し、その効果を県内に広く波及させます。

さらに、本県産業は県民や企業が自ら支えるという意識の下、地産地消の推進など、県内外での愛媛産品の認知度を向上させるための取組みを図ります。

主な取組み

1 愛媛産品の総合的なブランド化の推進

「愛」あるブランド産品の認定やその戦略的なPRを展開することにより指名買いされるようなブランド価値を創造するとともに、その他の産品についても、愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズの「愛媛産には、愛がある。」やイメージアップキャラクターをアイコンとして使用するなど、県内外で県産品の認知度を高める活動に取り組めます。

特に、人口と情報が集中する大都市圏において、トップセールスや営業活動を積極的に行うことで、市場関係者等が愛媛県産を認識する機会を増やすとともに、一般消費者への影響力が強い量販

店や流通業者、食材のプロである調理師や飲食店等を活用したプロモーションや、パブリシティ効果の高いイベントを実施するなど、愛媛高品質ブランドを前面に押し出しながら一次産業全体のブランド力を高めるための取組みを重層的に進めます。

2 新たな商品づくりの促進

真珠やヒジキ、養殖マダイ、和紙など、これまで素材にとどまっていた県内各地域の優れた県産品を発掘し、企業や大学などと連携した加工品開発の支援や県試験研究機関が開発する重点的製品の販売戦略の構築を推進します。

また、生産者自らが加工、販売まで手掛ける6次産業化の推進に努めるほか、消費者や流通業界のニーズを踏まえた商品やサービスの改良に向けた取組みを支援します。

3 地産地消の推進

県産農林水産物の学校給食等への利用促進や食育活動など、県内における効果的な普及啓発に取り組むことにより、愛媛産品に対する県民の理解促進を図ります。

また、各種イベントの開催やマスメディアを活用した効果的なプロモーションを展開するとともに、地産地消の拠点となる産直施設の活性化や民間住宅等への県産材活用に向けた支援を行います。

4 新型コロナを契機とした県産品の販路拡大

コロナ禍における消費者の関心と行動の変化を踏まえ、かんきつをはじめとする県産農林水産物について、デジタルとリアルを組み合わせたPR活動を展開するとともに、大都市圏での新たなマッチングの機会を創出することにより、販売拡大を図ります。

施策10 営業力の強化と市場拡大

目標

県産品の販路を拡大し、地域経済を活性化したい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
県関与年間成約額	138億8千万円 (平成30年度)	150億円

現状と課題

本県経済の活性化に向け、県産品の販路拡大を図るため、行政の営業部隊として全国に先駆け「愛のくに えひめ営業本部」を設置し、これまで国内外への営業活動を積極的に展開した結果、当初掲げた目標を前倒しで達成するなど着実に成果を上げ、平成30年度の成約額は138億3千万円となり、営業活動中期計画の目標を達成しました。

しかしながら、消費者ニーズの多様化や、地域間競争の激化、さらには少子高齢化に伴う国内マーケットの縮小など、地域経済を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

取組みの方向

こうした厳しい環境の中でも、本県経済を活性化していくためには、本県産品の販路を切り拓いていくことにより、これまで以上に実需を創出していく必要があることから、「スゴ技」、「すご味」、「すごモノ」データベースを活用したトップセールスを国内外で展開するとともに、引き続き「営業」というフェイス・トゥ・フェイスでの売込みにこだわるほか、県内市町や経済団体・金融機関など関係機関との連携を深めた「オール愛媛」体制の維持・強化に加え、デジタルマーケティングなどの情報関連技術を活用した営業活動にも取り組むなど、国内外での販路拡大をより一層強力に進めるという本県独自の経済活性化策を展開していきます。

主な取組み

1 県関与成約額150億円達成を目指した営業展開

優れた技術力を有する「スゴ技」企業等の成約に向け、大都市圏での展示会の出展による潜在需要の掘り起しや、県内企業のニーズを踏まえた個別マッチング活動とフォローに取り組むとともに、経済団体等と連携した海外商談会等を継続して実施し、成約額の一層の拡大を目指します。

また、本県が誇る農水産物、加工品などの「すご味」の販路拡大に向けては、「愛」あるブランド産品や愛育フィッシュなど質の高い県産品の知名度向上や生産と販売を両輪とする一体的な営業活動にも取り組むほか、農商工連携や6次産業化などによる商品の高付加価値化などの入口戦略と、ターゲットを絞った国内外における販路開拓などの出口戦略を確実に展開するなど、成約額の伸展を目指します。

さらに、伝統的特産品などの「すごモノ」については、大型展示会出展等によりビジネス機会を積極的に開拓するとともに、「すご味」との相乗効果を狙ったフェアを開催するほか、地域ブランドをコンセプトとした売場づくりを提案するなど、戦略的な営業活動を展開します。

2 地域ブランド「愛媛」の確立

県産品を一堂にそろえた、インパクトのあるフェアの開催、インターネットを活用した情報発信の強化のほか、観光誘客も含めた多様な営業活動を展開し、国内外の消費者から「愛媛のものを食べたい。買いたい。」さらには、「愛媛に行きたい。」と提供いただけるような「愛媛」ブランドの確立を目指します。

3 新型コロナを契機とした営業活動

非接触型の対応が求められる中、対面での営業活動に加えて、ポータルサイト「愛媛百貨選」等を通じた県産品情報発信強化やECサイト「愛媛百貨店」での販売促進キャンペーンの実施に取り組むほか、バーチャル展示会やオンライン商談会の開催など、リアルとデジタルを組み合わせた営業活動を展開します。

また、県内事業者等のEC導入やデジタルを活用した稼ぐ力の向上の支援に取り組むとともに、購入データ等の分析による効果的な情報発信や魅力的な商品開発等を支援するなど、コロナ禍においても、本県の優れた産品や製品、技術の販路開拓・販路拡大を図ります。

施策 1.1 戦略的なプロモーション活動の推進

目標

愛媛県をもっとたくさんの人に知ってもらいたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
県HPへの訪問者数	402,175 件/月 (平成29年度)	453,515 件以上/月
本県の施策情報を発信しているウェブサイトの訪問者数 (実人数)	12,302,150 人 (令和2年度)	13,564,000 人

現状と課題

本県は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、多彩なかんきつ類や魚介類などの農林水産物に加え、今治タオルや宇和海の真珠など、優れた特産品が数多くあります。

また、しまなみ海道や道後温泉などの観光資源や、伝統あるものづくり産業から生まれた高度な技術力による多種多様な工業製品など、愛媛が誇る地域資源には、愛媛の魅力を上昇させる大きな可能性が秘められています。

しかしながら、近年の地域間競争の激化により、ありきたりの情報発信では差別化が困難なため、多くの情報が埋没する傾向にあります。また、スマートフォン等の急速な普及を背景に、人々の情報収集源がデジタル媒体に大きくシフトしています。

このため、愛媛という地域ブランドの全国的な地位向上に向けて、愛媛を強く印象付けるコンセプトにより統一感を持たせるとともに、最新のIT技術等の積極的かつ効果的な活用を図りながら、受け取る側の印象に残り、好感度や認知度を高める戦略的な情報発信を展開する必要があります。

取組みの方向

テレビやラジオ、新聞などの各種マスメディアやデジタルマーケティングの手法を活用した情報発信など、様々な媒体を戦略的かつ効果的に組み合わせたPRを実施し、認知度向上に取り組めます。

また、発信する情報が受け手の印象に残り、結果、多くの方々から愛媛を選択してもらえるような、魅力的な情報発信を展開します。

これにより、県民自らがふるさと愛媛の良さを認識し、誇りを持って県内外にPRすることができる気運の醸成にもつなげ、県民総ぐるみの愛媛セールスを積極的に展開することができるようサポートしながら、愛媛ファンの増加に努めます。

主な取組み

1 統一コンセプトによる戦略的な情報発信

激しさを増す地域間競争に打ち勝つため、本県を強く印象づけるためのインパクトのある統一コンセプトを設定し、全国に浸透させることで、本県の認知度を飛躍的に向上させます。

また、自転車新文化の推進をはじめ、観光や農林水産物、歴史・文化・スポーツなどの様々な分野において、統一コンセプトを活用した一体感のある情報発信を戦略的に実施することで、情報の訴求効果を高め、更なる実需の創出による地域の活性化につなげていきます。

2 デジタルマーケティングの手法を駆使した情報発信

本県の魅力を戦略的かつ効果的に発信するため、マーケティング施策における実施結果と課題の可視化を図り、より精緻なPDCAサイクルを回すことのできる、グローバルスタンダードのデジタルマーケティング戦略を展開します。

また、デジタルマーケティングに関する手法やノウハウを組織内で横断的に共有・活用していくことで、データに基づく市場分析手法の導入や、デジタルを活用した情報発信の高度化を推進し、組織全体で施策効果の最大化、業務効率の向上を図ります。

3 各種広報ツールを活用した愛媛の魅力発信

愛媛の魅力的な地域資源をつなぎ合わせることで、愛媛ならではのストーリー性のある情報を創出し、最適な広報媒体を活用して効果的に発信します。

また、県ホームページで、愛媛の旬の話題をタイムリーに発信するとともに、民間活力も活用しながら首都圏・近畿圏等のメディアに愛媛の話題を取り上げてもらうよう、市町とも連携し、積極的にパブリシティ活動を行うほか、ロケ地誘致を推進するフィルムコミッション事業の積極的な展開支援、県のイメージアップキャラクター「みきゃん」、「ダークみきゃん」及び「こみきゃん」を活用したPR活動等により、愛媛の認知度向上を図ります。

4 県民総ぐるみの愛媛セールス

積極的なトップセールスや県ホームページを活用した広報などの様々な誘致活動により、本県を訪れた修学旅行生をはじめとする観光客に対して、県民一人ひとりが、愛媛の魅力を余すことなく伝えられる広報パーソンとして接することができるよう、様々な媒体や機会を通じて愛媛の魅力を発信し、県民総ぐるみの愛媛セールスにつなげます。

5 愛媛ファンづくりの推進

県外のアンテナショップや物産フェア等を通して県産品をはじめとする愛媛の魅力を大都市圏等に売り込むとともに、スマートフォンやSNS等を活用したリピーターの確保、伊予観光大使やマスコットキャラクターによるイメージアップ活動等に取り組み、新たな愛媛ファンづくりを積極的に展開します。

6 愛媛県版DMPを活用したデジタルマーケティングの実施

県の情報発信等から得られるデジタルデータの蓄積・活用を目的として構築した愛媛県版DMPのデータ分析等を踏まえ、新たに実施するプロモーション事業等において、ターゲット層の明確化や関連事業での効果的なデータ利活用を行うなど、施策の高度化を図ることにより、効率的・効果的な事業実施を目指すとともに、情報を受け取る側にとっても有益な情報提供や関心向上につなげることで、愛媛ファンの拡大を図り、実需の一層の創出に努めます。

《基本政策1》 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策⑤ 観光・交流の拡大

目指す方向

東予の優れた産業や中予の史跡・文化、南予のありのままの自然や食など、県内の多彩な地域資源の魅力を、観光客の印象に残る情報に組み立て、デジタルマーケティングの手法や様々なメディアを効果的に活用しながら強力に発信します。

また、県内外の観光エリアを組み合わせた魅力ある広域観光ルートや、外国人のニーズに合った快適に周遊できる観光ルートの形成、サイクリスト等の受入環境を整備するとともに、温かな心配りやお接待の心による観光客との交流を進めるほか、外国人が安心して訪問し、生活できる地域づくりに努めます。

そして、愛媛ならではの地域資源を活用しながら、交流人口の拡大を目指します。

施策12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興

目標 もっとたくさんの人に訪れてもらい、地域を活性化したい

施策13 国際交流の促進

目標 海外とのつながりを強め、交流を深めたい

施策14 自転車新文化の拡大・深化

目標 自転車を活用して交流人口を拡大させ、地域を活性化したい

施策12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興

目標

もっとたくさんの人に訪れてもらい、地域を活性化したい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
観光客数	26,468千人 (平成26年)	29,000千人 (令和3年) ※1
観光消費額	1,090億円 (平成26年)	1,200億円 (令和3年) ※1
外国人延宿泊者数	64,120人 (平成26年)	297,000人 (令和3年) ※1
南予地域の観光客数	7,242千人 (平成26年)	7,200千人 (令和3年) ※1
アウトドア系の主要観光施設の入込客数	2,969千人 (令和元年)	3,180千人 (令和4年)
県公式観光サイト「いよ観ネット」のページ閲覧回数	4,048千回 (令和2年度)	4,700千回

※1 令和4年以降は、次期愛媛県観光振興基本計画で検討

現状と課題

少子高齢化により国全体の人口減少が進行する中、本県への観光客数をいかに維持・拡大するかが大きな課題です。

また、県内観光地の認知度は道後温泉が突出して高いものの、他の観光地の認知度向上が課題であり、誘客やリピーターを増やすことなどが求められています。

今後、県内全体の観光客総数の約4割を占める松山圏域の集客力を生かして、他の圏域の底上げを図るためには、産業観光資源として特色のある別子銅山産業遺産や多彩な産業群、石鎚山を中心とした東予エリアの山岳ルート、体験型観光資源として世界に誇れるしまなみ海道、ありのままの自然や古い町並みが残る南予地域など、大きな可能性を持つ本県の魅力をさらに発揮する必要があります。また、観光情報の発信においては、人々の情報収集源がデジタル媒体に大きくシフトしている現状を踏まえ、インターネットを十分意識した施策展開を図る必要があります。

取組みの方向

観光客の増加を図るため、各地の観光資源の魅力を発掘し、磨き上げ、つないでいくことにより、県全体の魅力を高めるとともに、デジタルマーケティングの手法も活用しながら観光客のニーズに合わせた効果的な観光宣伝を行うなど、その魅力を強力に発信し、誘客促進に努めます。

また、日本遺産にも認定された四国遍路で培われたお接待により育まれた「おもてなし」や温かな心配りが県民一人ひとりから自然に醸し出されるような、魅力的な観光地づくりと地域のにぎわ

い創出に向けて、県内市町や四国4県、広島県をはじめとする瀬戸内圏域での連携を強化するとともに、地域の特性を生かした各種イベントを開催するほか、東アジアや東南アジア等を中心に外国人観光客の誘致拡大に向け、本県が有する国際航空路線等のインフラやサイクリングをはじめとする魅力ある観光資源を生かしながら、近隣県、DMO（観光地域づくり法人）等と連携した広域周遊観光の促進等に取り組み、外国人観光客の増加を目指します。

主な取り組み

1 多彩で上質な観光地の形成

観光に携わる人材の育成や観光客にやさしいまちづくりを進めるなど、県民総ぐるみになって「おもてなし」の充実・向上を図るほか、日帰りも可能な県内スキー場の魅力に着目するなど県内各地の観光資源を掘り起こすとともに、宿泊施設などの受入態勢の強化や積極的な情報発信に努めます。

また、豊かな自然や伝統文化、産業遺産を生かした体験教育型の観光プログラムの策定や物語性のある観光ルートの開発など、県内各地の観光資源の魅力向上と旅行商品化を図るほか、修学旅行の商品化などリピーターの確保につながる上質な観光地の形成に取り組みます。

さらに、今後は大型クルーズ船の寄港継続や新たな誘致のため、関係者と地域が一体となって、松山港などの受入態勢の充実とセールス活動の強化に継続的に取り組んでいきます。

2 広域観光の推進

県内市町をはじめとする各主体との連携を強化し、松山圏域への集客効果をできるだけ広域に波及させながら、県全体の活力向上へとつなげます。

また、四国4県や瀬戸内圏域で連携し、観光資源の情報を一体となって発信するほか、県境を越えた観光ルートの形成に努めます。

3 魅力的なイベントの開催

「えひめ町並博2004」や「いやし博2012」、「南予博2016」の開催等で蓄積したノウハウを活用しながら、平成30年7月豪雨災害からの復興に向けた誘客促進や、プロモーションの強化に取り組み、南予地域の観光振興を図ります。

また、平成31年4月に開幕した東予東部地域では初となる広域振興イベント「えひめさんさん物語」を成功させるほか、平成30年7月豪雨災害で被災した南予地域の復興の状況を見極めた上で、「いやしの南予・復興イベント（仮称）」の開催を目指します。

そして、「サイクリングしまなみ」の開催成果を生かし、「サイクリストの聖地」しまなみ海道を舞台としたサイクリングイベントの継続開催を目指すとともに、全県下での「サイクリングパラダイス愛媛」の実現に向けて、サイクリングを活用した観光振興に取り組みます。

加えて、「ねんりんピック」をはじめ、経済波及効果のある全国的イベントやコンベンションを積極的に誘致し、県外からの誘客促進に取り組みます。

4 外国人が求める観光ルートの開発

本県の地域資源である温泉や自然、食、歴史のほか、遍路文化で培われた「おもてなしの心」、サイクリングや溪谷でのキャニオニング、スキーなど、季節ごとに楽しめる本県ならではの体験型コンテンツ等を広くPRするとともに、近隣県やDMO等との連携を図りながら地域資源を結びつけ、外国人の観光ニーズに合った魅力ある観光ルートの開発を促進します。

また、2020年※の東京オリンピック・パラリンピック、2025年の大阪万博等を見据えて、瀬戸内周遊ルートや四国周遊ルートなど、広域周遊観光の促進に取り組み、外国人観光客の増加を目指

します。（※新型コロナウイルス感染拡大の影響により1年延期され、令和3年の開催となった。）

5 松山空港国際線の観光振興への活用

韓国、中国に加え、新たに就航する台湾との間の松山空港国際線の強みを生かし、それぞれの航空会社の特性や、国・地域ごとの観光客のニーズ、旅行形態等を踏まえたプロモーションに取り組むとともに、県内市町や関係団体等との連携の下、観光やサイクリングをはじめとした幅広い分野での相互交流を一層促進し、インバウンド需要の拡大を図ります。

6 外国人への情報発信の強化や受入環境整備

個人の関心や動向に応じた情報を直接届け、その反応を検証していくデジタルマーケティングの手法を駆使した情報発信に取り組むとともに、海外メディアやインターネット、SNS等の活用、トップセールスなどと連動したプロモーション等を通じて、海外における本県の認知度向上と誘客拡大を図ります。

また、ビッグデータの活用を含め、本県を訪問する旅行者の動向に係るデータの蓄積や分析、スマートフォンアプリ等を活用した観光情報の発信等を通じた県内滞在・周遊の促進に努めるとともに、空港や道路、観光施設の外国語による案内標記やWi-Fi環境の充実、通訳コールセンターの運営や通訳案内人材の育成等に取り組み、外国人観光客の受入環境の充実・強化を図ります。

7 えひめ南予きずな博の開催

令和3年に開催する「えひめ南予きずな博」では、復興を通して生まれた地域外の人々との新たな絆を未来につなぐとともに、被災者の方々が力強く復興に向けて歩んでいる姿を全国に発信します。

また、コロナ感染拡大に伴い、テレワークやワーケーションなど働き方の変化による都市部から地方への仕事・生活の場の移動などが加速しており、こうした流れをしっかりと受け止め、南予地域への新たな人の流れが創出できるよう、市町や企業・団体等と連携してイベントを実施します。

8 新型コロナを契機とした誘客促進

県内旅行を促進し観光需要の回復を図るとともに、3密回避を重視する旅行意識の変化に対応するサイクリング観光の推進や、豊かな自然を活用した体験型コンテンツの一層の磨き上げのほか、旅行者のニーズの変化を捉え、マイクロツーリズム等の新しい旅行スタイルの創出・定着を支援することにより、誘客拡大を図ります。

また、オンライン旅行会社（OTA）サイト上で個人旅行に重点を置いた誘客プロモーションを実施するとともに、魅力的な宿泊プランの造成を支援します。

さらに、国際線の早期運航再開に向け、オンライン視察ツアーや商談会の開催、消費者向けオンライン旅行体験会の実施、安心・安全なツアー商品の造成等を支援するほか、現地旅行会社との連携強化、OTAや現地メディアを活用したプロモーションを実施するなどして、運航再開に向けた態勢を整えるとともに、再開後の安定運航につなげ、インバウンド誘客拡大を図ります。

9 データを活用した観光振興

デジタルマーケティングの活用モデルとして本県が構築してきた、デジタル上で広告配信から宿泊予約までを完結するスキームで得られたデータの分析等を通じ、よりプロモーション効果が高い手法の検討を進めるほか、来訪時に活用される可能性の高いオンラインマップ上への情報登録等を飲食事業者等に働き掛けるなど、デジタル技術を活用し実需に直結する観光振興施策を展開します。

施策13 国際交流の促進

目標

海外とのつながりを強め、交流を深めたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
在県外国人登録者数(人口千人当たり)	8.4人 (平成30年)	8.6人
海外渡航者数(人口千人当たり)	58.6人 (平成29年)	61.3人
県・市町の国際交流協定締結数	14箇所 (平成30年度)	20箇所
若年層(29歳以下)新規旅券取得件数	9,842人 (平成29年)	13,000人 (令和4年)

現状と課題

インターネットの普及や高速交通基盤の整備に伴い、経済、文化などあらゆる分野において、人、モノ、情報が世界的な規模で移動するようになったことにより、地域経済や住民の日常生活も国際社会の動向に大きく影響される時代を迎えている中で、本県においても、常に海外との接点を意識し、世界に開かれた愛媛づくりを進める必要があります。

また、これまで外国人技能実習制度等を通じて海外との技術的、人的連携は強化されてきたものの、単純労働を対象にした在留資格による外国人を労働者としては受け入れていませんでした。しかしながら、平成31年4月1日施行の改正出入国管理法により、新たな在留資格「特定技能」が創設されたことに伴い、さらに多くの外国人材の本県での就労や居住が想定されることから、その対策が必要となっています。

取組みの方向

姉妹提携自治体、在外県人会、外国人留学生との交流を通じて、海外との人的つながりや相互に支え合う関係の構築と、県民の国際理解の促進に努めるとともに、地域においても、在住外国人と共に支え合いながら、心豊かな生活を営むことができるよう、意識啓発による国際感覚を備えた人材の育成に取り組めます。

また、外国人技能実習制度の適正化や外国人労働者の受入れ、留学生等の就職支援に努めることにより、外国人材の受入れを進めます。

このほか、外国に関する相談専門家の配置などにより、国際交流を支える基盤づくりと、外国人にとっても安心して訪問し生活できる地域づくりに努めます。

また、会議開催、宿泊、飲食、観光等の経済効果の高い国際会議を誘致し、地域の活性化を図ります。

主な取組み

1 多文化共生地域づくりの推進

県民と外国人が、互いの文化や習慣を理解できるよう、留学生を含めた外国人の地域行事等への参加を促進するなど、気軽に友好を深めることのできる機会を拡充するとともに、県国際交流セン

ターへの外国人支援・海外連携推進員の配置による相談・情報提供体制の整備、日本語学習機会の提供、災害時の外国人支援などを通じて、外国人にとっても暮らしやすい多文化共生地域づくりを推進します。

また、県国際交流協会と市町国際交流協会との連携強化を図ります。

2 相互に支え合う海外との友好関係の構築

県出身の海外移住者とその子弟等により組織されている在外県人会、米国ハワイ州をはじめとする県や市町の姉妹提携自治体など海外の団体や、本県ゆかりの個人等と、訪問団や次代を担う子どもたちの相互派遣等を通じて、友好・親善の輪を深めます。

また、国際協力機構や県国際交流協会、愛媛大学など関係機関との連携の下、県や市町、団体、企業等が持つ水産食品加工などの技術やノウハウ、人材を活用した国際協力を努めるなど、未来を見据えた交流の枠組みづくりにも取り組みます。

3 国際化を支える人材の育成

国際社会の一員として主体的に行動できる広い視野と判断力を養成するための外国語教育や国際理解を深める教育の充実強化、外国に関する相談専門員の設置、外国人との交流や海外への渡航機会の拡大等により、本県の国際化と平和で豊かな国際社会の構築に貢献できる人づくりを進めます。

4 外国人材の受入れ・共生

中小企業団体中央会が中小企業組合に対して行う外国人技能実習制度の趣旨や労働関係法令の順守に関する啓発活動への支援を行い、技能実習の適正化に取り組むほか、出入国管理法改正により拡大された外国人労働者の受入れが適正、厳格に行われ、外国人労働者を生活者として迎えていくことができるよう支援を行います。

また、留学生・研修生・インターン生などの人材育成や就職支援等を行い、多文化共生地域づくりに取り組みます。

5 経済波及効果の高い国際会議等の誘致

会議開催、宿泊、飲食、観光等の経済消費活動の裾野が広く、滞在期間が比較的長いと言われる国際会議等を誘致し、経済波及効果を生み出すとともに、会議を通じて本県の食、自然・歴史、スポーツ・文化等の多彩な魅力を国内外に情報発信し、観光振興、県産品、県内企業のPR等を行い、地域の活性化に取り組みます。

また、本県で令和元年9月に開催される「G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合」、更に同年10月に開催される「日中韓3か国地方政府交流会議」の成功に向け取り組みます。

6 コロナ禍における外国人材の受入れ

コロナ禍等により新規送出国の開拓が難しくなる中、引き続き技能実習生の安定的な確保は重要であり、特にコロナ禍による在留期間の延長により、重要性を増す実習生の日本語能力向上などに向けた取組みを一層支援することで、優秀な実習生の定着を促進します。

7 多文化共生社会の実現に向けたデジタル技術の活用

多様な外国籍住民の言語・文化等に配慮し、デジタル技術を活用しながら、多文化との共生や相互理解、国際交流を促進することにより、異なる文化に根差した考え方や意見等の違いを認めながら理解し、多様性に触れることで、多文化共生社会の形成を促します。

施策14 自転車新文化の拡大・深化

目標

自転車を活用して交流人口を拡大させ、地域を活性化したい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
しまなみ海道(今治市)におけるレンタサイクル利用者数	66,372件 (平成29年度)	73,000件
愛媛マルゴト自転車道サイトの会員登録者数	1,188人 (平成29年度)	3,000人

現状と課題

本県は、日本で唯一海峡を自転車で渡ることができるしまなみ海道をはじめ、西日本最高峰の石鎚山や日本一細長い佐田岬半島など風光明媚なサイクリングに適した地域資源が数多くあります。

県では、これらの資源を有効に活用し、サイクリングを核とする交流人口拡大のため、平成23年に、自転車を通じて健康・生きがい・友情を育む「自転車新文化」を提唱し、「しまなみ海道をサイクリストの聖地に」、「愛媛県をサイクリングパラダイスに」を目標に、しまなみ海道を舞台とする国内最大級の国際サイクリング大会の開催をはじめ、愛媛マルゴト自転車道構想の推進、サイクルオアシスなど受入態勢の整備、シェア・ザ・ロードの精神をうたった自転車の安全利用を促進するための条例の制定などの取組みを進めてきたほか、「四国をサイクリングアイランドに」を目標に、四国4県や国、民間企業等と連携し、四国一周サイクリングルート環境整備やプロモーション活動を展開しています。

これまでの取組みにより、しまなみ海道は、世界有数のサイクリングロードとして認知度が向上し、交流人口が拡大してきており、今後、より効果的な施策を展開することにより、更なる誘客の拡大が期待されます。

さらに、県内各地でサイクリング大会が開催されるなど、サイクリングによる地域活性化の動きが徐々に拡大してきており、今後は、自転車の特性である広域的な行動範囲を踏まえ、しまなみ海道の効果を愛媛県、さらには四国全体に波及させ、「サイクリングパラダイスえひめ」、「サイクリングアイランド四国」の実現に向けた取組みを強化する必要があります。

取組みの方向

年齢、性別、体力の有無等に関わらず、県民誰もが気軽にサイクリングを楽しむことができる環境を整備するとともに、自転車の安全利用やシェア・ザ・ロードの精神の定着等にも取り組むことにより、安全で快適な「サイクリングパラダイスえひめ」の実現と、自転車新文化の更なる普及・拡大を進めます。

また、市町や企業・団体等と連携しながら、サイクリスト等の受入環境を整備するとともに、県内の優れたサイクリング資源を活用したプロモーション活動の強化や、四国をはじめ広域連携による誘客促進により国内外からサイクリストを誘致するなど、地域活性化と交流人口の拡大を図ります。

主な取組み

1 県民みんながつくり育てるサイクリングパラダイス

女性、高齢者、子ども、障がい者など、幅広い層を対象にスポーツ自転車を体験できる機会を提供するとともに、市町と協働した「サイクリングの日」の実施など、誰もがサイクリングを気軽に親しめる環境づくりに努めるほか、更なる裾野拡大のため、スポーツ型電動アシスト付自転車（E-BIKE）の普及促進及び環境整備により、新たな魅力あるサイクリングモデルの構築を図ります。

また、全ての自転車利用者が、安全・快適に通行できるよう、自転車道や自転車通行帯など自転車通行空間の創出などのまちづくりに努めるとともに、自転車の安全利用を促進する条例の趣旨に沿って、ライフステージに応じた自転車交通安全教育を充実させ、ヘルメット着用や左側走行など自転車の基本的なルールの徹底を図り、他の交通にも配慮した安全で快適なサイクリング環境づくりを進めます。

2 ブランド力の向上と魅力発信

しまなみ海道を「サイクリストの聖地」として、国内外での認知度を一層高めるため、定期的な国際サイクリング大会の開催をはじめ、しまなみ海道を起点に、県内の風光明媚な自然や魅力ある地域資源の認知度向上につなげます。

また、E-BIKEの活用や自転車以外のアクティビティと組み合わせることによって、新しいツーリズムのスタイルを提案するほか、デジタルマーケティングを活用し、ターゲット層に直接情報を伝達するなど、積極的かつ戦略的なプロモーション活動を展開することにより、国内外からの更なる誘客を目指します。

さらに、しまなみ海道や四国一周サイクリングルートについては、更なるブランド力の向上と国内外への情報発信強化を見据え、国において検討が進んでいるナショナルサイクルルートの指定を目指します。

3 受入環境・おもてなし態勢の整備

市町と連携して愛媛マルゴト自転車道のブラッシュアップを行うとともに、レンタサイクル拠点やサイクルオアシス等の充実、サイクルトレイン・バス・タクシーの拡充、FreeWi-Fiスポットの整備、サイクリングガイドの育成・活用、各種案内の多言語対応の充実・強化など、国内外からのサイクリストを想定した受入体制、おもてなし態勢の整備を促進します。

さらに、「サイクリングアイランド四国」の実現に向け、四国4県や国、民間企業等と連携し、路面案内ピクトの敷設等、四国一周サイクリングルートの環境整備を促進します。

4 コロナ禍及びアフターコロナを見据えた自転車新文化の拡大・深化

コロナ禍における5つのサイクリングマナーの一層の普及啓発を図るとともに、しまなみエリアにおけるローカル5Gを活用したサイクリング・オリジナルロードムービーや利便性向上に向けた各種実証実験といった話題性の高い新たなコンテンツによる誘客促進、受入環境整備に取り組むほか、国内外へ認知度回復に向けたPRを強化するなど、3密回避と親和性の高い自転車新文化の拡大・深化を一層推進します。

《基本政策1》 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策⑥ 交通ネットワークの整備

目指す方向

災害時の緊急輸送道路ともなる高速道路の南予延伸など「四国8の字ネットワーク」の早期形成をはじめ、これからの地域の交流や持続的な発展を支える道路・橋りょう・港湾等の整備を進めるとともに、適切な維持管理のための新しい協働システムの構築に努めます。

また、いつでも誰でも安心して利用することができる、鉄道やバス路線、航路等の公共交通機関の利便性向上を図るとともに、関係機関と連携して基本計画に留まっている四国の新幹線の整備計画への格上げに取り組みます。

そして、人やモノがスムーズに移動できる機能性の高い交通ネットワークの確立を目指します。

— 施策15 広域・高速交通ネットワークの整備

目標 もっとスムーズに県内外を移動できるようにしたい

— 施策16 地域を結ぶ交通体系の整備

目標 日常生活において、もっと安心して移動できるようにしたい

施策15 広域・高速交通ネットワークの整備

目標

もっとスムーズに県内外を移動できるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
高規格幹線道路等の整備率	77.3% (平成30年度)	78.4%
愛媛発着の旅客流動数	69百万人 (平成28年度)	69百万人以上
愛媛発着の貨物流動数	157,321千t (平成28年度)	157,321千t以上
松山空港の年間利用者数	3,012千人 (平成29年度)	3,200千人

現状と課題

本県にとって、高速道路は広域的な交流・連携や、地域活性化はもとより、大規模災害時の避難・救援活動や緊急物資の輸送などに不可欠ですが、その整備は、特に南予地域で遅れており、安全・安心な生活や救急医療等の不安を解消するまでには至っていません。

また、高速鉄道については、全国的に新幹線の整備が進む中、四国が今後も継続して発展していくには新幹線導入による鉄道の抜本的高速化が必要です。このため、現在、基本計画に留まっている四国の新幹線の整備計画への格上げについて、国に働きかけを行うとともに、四国内外の住民の機運醸成を図ることが不可欠です。

さらに、松山空港を発着する航空路線については、現在、国内線は羽田線、成田線、伊丹線、関空線、名古屋線、福岡線、鹿児島線、那覇線及び札幌線の9路線、国際線は上海線、ソウル線の2路線の合わせて11路線であり、令和元年7月には台北線の就航が決定しましたが、引き続き、利用者ニーズに沿った航空路線の維持・拡充と利便性の高いダイヤ編成が求められています。

取組みの方向

県内産業の発展はもとより、県境を越えた広域的な交流・連携や、救急医療、災害時の緊急輸送にも必要不可欠な高速道路や地域高規格道路等の幹線道路網の着実な整備、港湾機能の強化、さらには、鉄道輸送の高速化や空港機能の拡充、交通モード間の連携強化等を図ることにより、充実した広域・高速交通ネットワークを整備します。

主な取組み

1 高速道路・港湾施設等の整備・利便性向上

地域経済の活性化に不可欠な物流の効率化、救急医療や災害時の緊急輸送道路の確保、さらには、観光客の利便性向上などにつながる基盤として、高速道路の南予延伸など「四国8の字ネットワーク」の早期形成や今治小松自動車道の早期全線開通を図るほか、地域高規格道路（大洲・八幡浜自動車道、松山外環状道路等）の事業推進などにより幹線道路網の整備に努めるとともに、港湾利用企業と連携しながら、三島川之江港ガントリークレーンの整備、県管理港湾のしゅんせつなど、港湾機能の強化に取り組めます。

2 鉄道輸送の高速化

鉄道輸送の更なる高速化を図るため、四国の新幹線の整備計画への格上げを目指し、引き続き四国各県や県内自治体、経済団体など、関係機関と一体となって、必要な調査を国に実施するよう働きかけるとともに、新幹線導入の効果や課題について県民の理解の促進を図り、機運の醸成に努めます。

3 フェリー・旅客船航路の維持

環境負荷の低減につながるモーダルシフトの促進や、大規模災害時における緊急輸送手段の確保等の観点から、本県と関西・中国・九州方面を結ぶフェリー・旅客船航路の維持に努めます。

4 松山空港の機能強化

空の玄関口として、利用者ニーズに応じた国内・国際定期航空路線の維持・拡充と利便性の高いダイヤ編成の実現に努めます。

また、空港と空港周辺地域の調和ある発展を図るために、生活基盤施設の整備をはじめとして、利便性向上に向けたアクセス道路等の整備を推進するとともに、震災に備えた耐震化対策や航空路線の拡大に対応できる空港整備と運営を推進するなど、災害に強く利便性の高い交通拠点としての機能確保を図ります。

5 交通モード間の連携強化

県内への交流人口の拡大を図るため、県外から各交通モードを使ってスムーズに県内各地を移動できるよう、空と陸については路面電車の空港延伸に向け、実現の可能性を引き続き検討するとともに、海と陸については、交通機関の連携を図り、航路との円滑な乗り継ぎによるバスや鉄道の利用増に取り組むなど、市町と連携した公共交通機関同士のアクセスの向上及び利用促進を図ることにより、交通モード間の連携強化に取り組みます。

6 コロナ禍における広域公共交通ネットワークの維持

コロナ禍により大きく落ち込んだ、鉄道や空港等の広域公共交通機関の国内外の利用客数について、各交通事業者と連携しながら回復を図り、安定運行（航）・維持に努めます。

また、県内でのコロナ感染拡大を未然に防止するため、各交通事業者が実施する感染予防に向けた取組みを支援するとともに、空港等における水際対策に取り組み、県民の安全・安心の確保を図ります。

施策16 地域を結ぶ交通体系の整備

目標

日常生活において、もっと安心して移動できるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
拠点形成を支援するための道路改良率	88.7% (平成30年度)	89.2%
大型車等すれちがい困難解消率	84.4% (平成30年度)	85.5%
過疎・離島地域の地域交通の路線数	492 路線 (平成29年度)	492 路線以上
県内の主要公共交通機関の年間輸送人員	41,216 千人 (平成28年度)	41,216 千人以上
被災した県が管理する国道・県道及び市町道の災害復旧工事の完成箇所数	—	878 箇所 (令和3年度)

現状と課題

高度経済成長期以降、我が国では多くの交通基盤が整備されてきましたが、本県では、生活道路網の整備が依然として遅れており、道路改良率は全国水準を大きく下回る状況にあります。

今後は、費用対効果のみならず、災害時や緊急時の社会基盤としての効果も勘案しながら、地域の実情に合った適切な生活道路網の整備に努める必要があります。

また、県内の公共交通機関は、モータリゼーションの急速な進展や、人口減少、高齢化に伴う利用者の減少などの影響を受け、減便や路線廃止を余儀なくされており、県民の暮らしに欠かせない地域の公共交通を維持することが急務となっています。

さらに、公共交通や物流を担う運転手及び船員の不足が深刻化しています。

取組みの方向

幅広い分野で地域間の交流・連携を支える県内道路網を整備するとともに、適切な維持管理に努めます。

また、鉄道・バス・離島航路など、地域住民の重要な交通手段となっている公共交通機関の維持に努めるほか、長期的な視点を持ちながら、交通体系の構築に取り組みます。

主な取組み

1 道路網の整備・維持

路線の重要度や整備効果に着目し、安心して快適な暮らしと地域の活性化に必要な路線を中心に、県内の道路ネットワークの充実を図るとともに、上島架橋（岩城橋）の整備を推進します。

また、道路のバリアフリー化や歩道整備を推進するほか、道路補修を住民や企業に委託するなど、効果的な維持管理のための新しい協働システムの構築に努めます。

2 鉄道・バス・航路など地域における生活交通の維持

国による支援策を十分に活用しながら、運営経費への支援や税制面での優遇などを行うとともに、地域交通の実情に応じたきめ細かな施策の充実や、関係者と連携した利用促進に努め、県民の生活の足として欠かせないJR予土線などのローカル鉄道や過疎地域等のバス路線、離島航路の存続を図ります。また、運輸業の人材確保の支援に取り組みます。

3 公共交通を補う地域の実情に応じた交通システムの構築

高齢化が進み、交通弱者が増える中、地域における住民の足を確保するため、地域住民や企業、市町と連携しながら、コミュニティバスやデマンド交通（乗合タクシー）など、各地域の実情を踏まえた交通システムの構築を目指します。

4 県民の暮らしに最適な交通体系の構築

公共交通を維持し、県民の移動手段を確保するとともに、人口減少や地球温暖化対策等の課題にも対応するため、市町と連携して将来の本県地域交通のあり方を検討し、地球環境に優しい公共交通や自転車の利用拡大を図るなど、日常生活や経済活動にとって最適な交通体系の構築を目指します。

5 豪雨災害で被災した道路の早期復旧・復興

平成30年7月豪雨災害により被災した道路については、路線の緊急性、重要性を踏まえ、市町と連携しながら早期復旧に努めており、原則として令和2年度末までに全ての復旧工事の完了を目指します。

6 コロナ禍における地域公共交通の維持

コロナ禍において、地域公共交通の確保・維持を図る観点から、公共交通事業者の感染予防や利用促進等に向けた取組みを支援します。

7 地域交通の利便性向上と最適化

Ma a S（※）の実証・導入や、自動運転技術、カーシェアリング等、移動に係るあらゆる技術・サービスをデータと組み合わせることで、地域交通の利便性向上と最適化を図り、交通弱者の課題を解決し、県民が移動したいときに移動できる環境整備に努めます。

※ Mobility as a Service の略称。いろいろな種類の交通サービスを、需要に応じて利用できる一つの移動サービスに統合することであり、例えば、スマートフォンやアプリ等を活用し、地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位（人がある目的を持って、ある地点からある地点へ移動する単位）での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外のサービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

《基本政策2》 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策① 参画と協働による地域社会づくり

目指す方向

県民一人ひとりが、暮らしている地域の将来像を描き、それを実現するための課題に正面から向き合い、行政はもとより、地域住民やNPO、企業など地域で活動する多様な主体と連携・協力して解決に取り組む活動を促進します。

また、男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら、社会の対等な構成員として責任を分かち合い、あらゆる人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

そして、県民がお互いに助け合い、支え合う地域社会の構築を目指します。

— 施策17 未来につなぐ協働のきずなづくり

目標 多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

— 施策18 男女共同参画社会づくり

目標 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

— 施策19 人権が尊重される社会づくり

目標 互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

施策17 未来につなぐ協働のきずなづくり

目標

多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
NPO法人数(認定NPO法人を含む)	464 法人 (平成29年度)	500 法人
愛媛ボランティアネット会員登録数	4,118 会員 (平成29年度)	5,100 会員
地域づくりリーダー育成数	283 人 (平成30年度)	383 人
災害ボランティア研修会参加者数	817 人 (平成30年度)	1,300 人

現状と課題

人口減少や過疎化、急速な高齢化など社会構造の変化に加え、震災や風水害など大規模災害の頻発等により県民のニーズや価値観が多様化する中、行政だけでは全てのニーズに的確に応えることが困難になりつつあります。

また、核家族化や都市化の進展に伴い、自治会や町内会等の地縁型コミュニティが担ってきた地域活動に参加する住民の割合は減少する傾向にあり、地域の絆の希薄化が問題となっています。

こうした中、地域住民やNPO、企業など地域における多様な主体が連携・協力して地域課題の解決に取り組む活動が重要となっています。

取組みの方向

地域が抱える様々な課題に県民一人ひとりが正面から向き合う意識を高め、地域課題の解決に主体的に取り組む担い手の育成を図ります。

また、NPO等が安定的・継続的に活動できるよう、組織力や財務力等の活動基盤の強化を支援します。

そして、住民の関心と愛着、行政の参加と支援のもとに、地域に関わる様々な主体が連携・協力して課題解決を図り、絆を深めながら地域づくりに参画することができる協働ネットワークの構築に取り組みます。

さらに、市町や民間団体等が、自らの創意工夫により地域の一体的かつ自立的発展に向けた取組みを支援し、地域コミュニティの強化を図ります。

主な取組み

1 地域を結び、支える人材の育成

ボランティアやNPO活動への参加を促進し、子どもから大人まで多くの県民に様々な活動や交流を知ってもらうことにより、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する気運を高め、自分たちが暮らす地域に誇りと愛着を持った人と人の絆を結び付ける人材の育成に取り組みます。

また、多様な主体と行政との協働の方向性を示し、県・市町職員の協働に対する意識の向上や地域活動への積極的な参加促進に努め、NPOなど多様な主体と行政との協働推進体制の強化を図ります。

2 地域課題に取り組む団体の活動基盤強化

NPO法人が安定的・継続的に活動できるように、「あったか愛媛NPO応援基金」を活用して助成するなど、活動基盤の強化を支援するとともに、NPO法人の情報公開や寄附環境の整備、企業の社会貢献活動を促進し、地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、NPO等やボランティア団体、自治会をはじめとする地縁団体、学校、公民館等の社会教育施設、企業等を機能的につなげていく中間支援組織の機能強化を図るとともに、NPO等や中間支援組織を広域的・専門的に支援することができる仕組みを整備し、協働ネットワークの構築を推進します。

3 個性あふれる地域づくり

自らの創意工夫により、地域の活性化に取り組む市町や地域づくり団体の活動を支援するとともに、ビジネス的手法も取り入れた地域課題の解決方策や地域雇用の創出につなげます。

4 豪雨災害を踏まえた災害ボランティア活動に関する連携体制の強化

平成30年7月豪雨災害を契機に生まれた行政（県・市町）と社協（県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会）、NPO等（ボランティア団体、NPO及び中間支援組織）との災害ボランティア活動に関する3者連携体制を、県下全域に展開するなど機能強化を図り、将来の南海トラフ地震も見据えた災害支援ネットワークづくりにつなげます。

5 新型コロナを契機とした新たなコミュニティの創造

テレワーカーなど多様な人材が利用するコワーキングスペースを基軸とした新たなコミュニティの形成を促進することにより、テレワーカーと地域住民との交流活性化や移住者が活躍できる場づくりを図ります。

施策18 男女共同参画社会づくり

目標

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
県審議会等における女性委員の割合	41.1% (令和2年度)	45%以上 (令和12年度)
男女の地位が平等と感じる人の割合 (「平等になっている」及び「どちらかといえばどちらかの性が優遇されている」と感じる人の割合の合計)	71.4% (令和元年度)	85% (令和12年度)
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	40.5% (令和元年度)	40.5%以上 (令和6年度)

現状と課題

女性の社会進出は進んでいますが、様々な意思決定の場への参画は十分とはいえず、依然、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」等のように性別を理由として役割を分ける固定的性別役割分担意識も根強く残っているほか、配偶者等からの女性に対する暴力も社会問題となっています。

また、本格的な人口減少社会の到来など、社会情勢が大きく変化する中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が家庭生活と仕事や地域活動を両立できる環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するとともに、行政・政治・民間部門の意思決定の場への女性の参画拡大を促進するほか、女性の就業・起業を支援します。

また、身体的、性的、心理的暴力等あらゆる暴力の根絶に向け、ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者等からの暴力)の未然防止や被害者対策の充実等に取り組めます。

主な取組み

1 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進週間における普及啓発活動の強化や、県審議会等への女性委員の登用等に努めるほか、市町や関係団体、企業、学校等とのネットワークの強化を図り、男女共同参画を推進する上での地域課題の検証や解決に向けた取組みを進めます。

2 県男女共同参画センターの機能拡充

性別や就業の有無にかかわらず幅広く県民のニーズに対応した学習機会を提供するなど、県男女共同参画センターの機能拡充に努めるとともに、同センターと市町関連施設との連携強化を図り、地域活動をはじめとする様々な分野への女性の参加促進と自己実現に向けた活動支援に取り組めます。

3 女性の就業・起業支援

情報提供サイトの活用を図り、各種団体と連携し、女性の再就職や起業を希望する女性の支援に努めるとともに、女性がライフステージに応じて将来像を描く際に参考となる事例(ロールモデル)の普及啓発に取り組み、自分の個性や能力を生かせる主体的な取組みを促進します。

4 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶に向け、若年層に対する普及啓発を一層推進するなど、DV等を許さない社会的認識を徹底するほか、被害者の気持ちに寄り添ったきめ細かな支援を提供するため、関係機関と連携して、えひめ性暴力被害者支援センター等の相談窓口支援体制の充実を図ります。

施策19 人権が尊重される社会づくり

目標

互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
人権問題に関する研修・講座等の受講者数	5,474人 (平成29年度)	9,500人以上
人権・同和教育研究大会への参加者数	2,371人 (平成30年度)	2,400人
人権問題に関する指導者研修等の受講者数	1,780人 (平成30年度)	1,800人

現状と課題

私たちの周りには、同和問題や、女性や子ども、高齢者、障がい者への人権侵害など、様々な人権課題が存在しています。

また、近年、一部の人権課題については、個別法が成立するなど社会的関心の高まりが見られるものの、子どもの貧困、家庭内での暴力や虐待、インターネット上の誹謗中傷など、人権課題は複雑多様化しています。

このため、これら人権課題への対応や相談・支援体制を一層充実させるとともに、県民一人ひとりが自らの問題として捉え、誰もがかけがえのない存在として共に生きることの大切さを認識する必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが多様な生き方を否定されることなく、相手の立場に立って考え、行動することにより、互いの人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

また、誰もが地域社会を構成する一員として、あらゆる分野に自由に参画でき、多様な文化や価値観等を認め合いながら共に安心して暮らすことができるよう、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害に対して、迅速かつ適切に対応できる相談体制やネットワークの整備に取り組みます。

さらに、国内外の状況を適切に把握しながら、重要課題における問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

主な取組み

1 人権教育・啓発の推進

あらゆる差別や偏見を解消するために、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進し、教職員をはじめとする人権教育の指導者を育成するとともに、若年層の学習機会を確保し、県民一人ひとりが人権の意義や重要性について生涯にわたり継続した学習ができる環境の整備に努めます。

また、差別をなくする強調月間を中心に研究会や講演会、広報媒体等を活用した啓発活動を実施し、県民の人権意識を高めます。

2. 人権課題に対する相談・支援体制の強化

県民が安心して気軽に相談できるように、県人権啓発センターを総合的な人権相談窓口として体制を整備するとともに、人権に関する研修会の開催や映像ソフトの貸出しを行うなど、県民の人権啓発活動を支援します。

また、国や市町、NPO等の民間支援団体と連携・協力しながら、相談活動の充実・強化に努めます。

3 重要課題への取組み強化

女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者、犯罪被害者等、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、被災者等の重要課題について、国内外の状況を適切に把握しながら、それぞれの固有の問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

4 新型コロナに共に立ち向かう社会づくり

感染者や関係者への誹謗・中傷や、事実無根の情報の拡散など人権を侵害し感染拡大防止の妨げとなる行動をしないよう強く呼びかけを行うとともに、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーへの理解を深め、新型コロナウイルスに共に立ち向かう社会づくりを目指します。

《基本政策2》 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策② 持続可能な活力ある地域づくり

目指す方向

人口減少が進む中、地域運営に取り組む県民同士が情報を交換できる広域的なネットワークを構築するなど、県民主体の地域運営の仕組みづくりをサポートします。

また、移住・定住やU・Iターン就職の促進に積極的に関わり、地域の新たな担い手を確保するとともに、地域活動の中心となる人材を育成します。

そして、地域の問題を地域主体で解決できる、活力あふれる地域社会の構築を目指します。

施策20 地域を支える人材づくり

目標 地域を支える人材を呼び込み、育成したい

施策21 地域集落の機能強化

目標 より広い範囲で支え合う住民主体の集落運営を進めたい

施策20 地域を支える人材づくり

目標

地域を支える人材を呼び込み、育成したい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
移住窓口相談件数	3,637件 (平成30年度)	6,000件
県外からの移住者数	1,715人 (平成30年度)	3,500人
県外からの移住者数に占める若者世代の割合	42.7% (令和元年度)	48.7%

現状と課題

人口減少や高齢化が急速に進行する中、地域の維持・活性化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっています。とりわけ、県内過疎地域などでは都市への人口流出による課題が顕著であり、県・市町が連携して行った集落实態調査の結果においても、集落の抱える課題の大半は、地域活動や産業の後継者、担い手不足に起因するものでした。

今まで集落を支えてきた昭和ひと桁生まれの方々が、全員80歳代後半となるなど、今後、地域の担い手が大きく減少するおそれがあり、これに対応した仕組みづくりや、移住・定住施策の推進による人材の確保が大きな課題となっています。

また、都市部から地域へ移住する上での不安・懸念材料として、「働き口が見つからないこと」を挙げる人が多く、地域を支える人材の確保のためには、移住希望者それぞれのニーズに即した就業や就農の支援が不可欠となっています。

取組みの方向

近年、大都市圏では、田舎暮らしやスローライフへの関心を持つ人々が増加しつつあり、こうした地方移住への気運が高まる中、市町や関係団体と連携しながら、受入れから定着に至るまで切れ目のない重層的な支援を行い、若い世代を中心に、地域を支える担い手の呼び込みを図ります。

また、実態に即した研修会の開催等を通じて地域を支える人材のスキルアップを支援します。

主な取組み

1 地域の担い手確保・育成

地域の実情に応じ、調整役・つなぎ役となる人材（集落支援員等）や外部から地域課題の解決に取り組む人材（地域おこし協力隊等）を効果的に活用した仕組みづくりを推進し、地域における担い手の確保を支援します。

また、地域の実態に即した実践的な研修や県内各地の地域づくり実践者との交流を通じて、地域における活動の中心となる人材のスキルアップや将来にわたる幅広いネットワークの構築を支援するほか、大学と連携し、地域課題の研究を通して人材の育成を図ります。

さらに、地域おこし協力隊に対しては、農林水産業への就業や起業の支援を行うとともに、県内の隊員・OBの連携強化を図ることにより、任期終了後の定住を促進し、地域における担い手確保を図ります。

2 移住・定住の促進

人口減少が進む中、地域の新たな担い手として移住者の呼び込みを一層加速させていくため、市町や民間団体と緊密に連携しながら、オール愛媛の体制で移住コンシェルジュを中心とした相談体制の充実や県単独移住フェアの開催等による情報発信力の強化を図るとともに、地域住民が主体となった移住の取組みを支援していきます。

また、空き家を利活用した移住・定住の促進に取り組みます。

さらに、将来的な移住希望者の裾野拡大につなげるため、地域外にあって、定住には至らないものの、特定の地域への継続的な関心と交流を通じ、多様な形で地域を応援する「関係人口」の創出・拡大を図ります。

3 就業・就農支援

愛媛県へのU・Iターン就職を希望する方とU・Iターン採用を希望する企業の情報を収集・管理し、双方に情報を提供するほか、愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用したマッチング支援やU・Iターンに関する相談を行うなど、愛媛県へのU・Iターン就職の促進に取り組みます。

また、市町や（公財）えひめ農林漁業振興機構、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、年齢や性別、個人や企業などを問わず多様な新規就業者を確保するため、必要な情報の発信や技術習得のサポートに取り組みます。

4 新型コロナを契機としたテレワーカーやワーケーション誘致の推進

えひめ南予きずな博や首都圏経済界と連携した取組みを展開することにより、テレワーカーやワーケーションの誘致を推進し、関係人口の増加につなげ、大都市圏からの若者世代を中心とした移住・定住の拡大を目指します。

5 オンラインによる交流・関係人口の拡充

オンラインでの移住相談会やバーチャル体験ツアーの開催など、デジタルマーケティングも活用し、交流・関係人口を拡充する取組みを推進することで、より多くの県外在住者に、本県に関わるきっかけを提供することで、地域の活性化につなげます。

施策 2.1 地域集落の機能強化

目標

より広い範囲で支え合う住民主体の集落運営を進めたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
集落活性化意識の醸成に取り組む市町数	—	20市町
地域づくりリーダー育成数	283人 (平成30年度)	383人

現状と課題

県では、関係市町と連携しながら、基盤整備や産業振興を中心に、県内過疎地域の総合的かつ計画的な対策を推進してきました。しかし、人口減少が進展し、高齢化率の高まりにも歯止めがかからないことから、当該地域の集落機能の低下や、生活扶助機能の喪失などが懸念されています。

また、同様に県内過疎地域の公共交通機関は、人口減少や高齢化に伴う利用者の減少により、減便や路線廃止を余儀なくされており、県民の暮らしに欠かせない生活交通の維持を図ることも急務となっています。

本県の過疎地域は、県土の約65%を占め、農林水産物の供給や水源のかん養など、重要な公的機能を果たしていることから、集落機能の低下は、地域住民を支える市町の課題であるのはもちろん、県全体の課題として、早急に対策を講じる必要があります。

こうした中、市町と連携して実施した全県にわたる集落实態調査の結果、県内過疎地域等における深刻な課題として、高齢化や人口減少による活動衰退、基幹産業である第一次産業の担い手不足のほか、地域活動を維持するための規模や仕組みが不十分であることが明らかとなりました。

取組みの方向

今後更なる人口減少が見込まれる中、地域活動の維持を図るためには、小規模の地縁組織（単一集落）では限界があることから、県と市町が役割を分担しながら、概ね小学校区程度の規模を持つ複数集落のネットワーク構築や機能強化を支援し、それぞれの地域が抱える課題に住民主体で対応する仕組み（※地域づくり協働体）づくりを促進するとともに、地域づくり協働体を基盤とした人口安定化モデルの構築を図ります。

さらに、鉄道、バス・離島航路など地域住民の重要な交通手段となっている公共交通機関の維持に努めます。

〔※地域づくり協働体：地域の意思を決定する会合等を持つ概ね小学校区程度の規模を持つ複数集落群であって、独自の規約、意思決定の仕組み（総会等）、予算、代表者が存在している団体の総称〕

主な取組み

1 新たな地域運営の仕組みづくりの促進

市町と連携しながら、複数集落による話し合いや計画策定の支援を行うことにより、住民主体の地域運営の仕組みづくりをサポートし、地域づくり協働体の構築を促進します。

また、集落の維持・活性化に不可欠な人口の安定化を目指し、地域住民が主体となり、目標を設定して、その達成に向けて積極的に活動し、意識の醸成を図ろうとする取組みを支援します。

さらに、国の施策も十分に活用しながら、地域におけるグリーン・ツーリズム活動の推進、特産品開発や遊休施設の利活用等を幅広くサポートするほか、研修会の開催や情報発信力の強化等を通じて、県内集落間のネットワークづくりを促進します。

2 地域コミュニティへの参画促進

多様な主体の地域コミュニティへの参画を促進するため、地域運営に取り組む住民相互の情報交換や広域的なネットワーク構築を支援します。

3 地域の実情に応じた生活交通ネットワークの維持・確保

市町や企業、地域住民などの関係者と連携し、国による支援策を十分に活用しながら、地域の実情に応じた施策の充実や、過疎地域等において効率的な運送が可能となる規制緩和に向けた取組みを行うこと等により、県民の生活・交流の基盤として、地域に適した持続可能な地域公共交通の存続を図ります。

政策③ 支え合う福祉社会づくり

目指す方向

高齢者や障がい者を含め、誰もが個性を発揮しながら、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、ニーズに応じた適切な福祉サービスの提供に努めます。

また、気軽に相談できる場所が身近なところにあり、地域の仲間と一緒に不安や孤独を解消することができる地域づくりを進めます。

そして、県民同士が支え合いながら暮らし続けることができる福祉社会の形成を目指します。

施策2-2 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標 高齢者が健やかに長寿を楽しみ、住み慣れた地域で安心・安全に生活できるようにしたい

施策2-3 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標 障がい者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

施策2-4 地域福祉を支える環境づくり

目標 住民が互いに支え合うとともに、もっと安心して福祉サービスを受けられる社会にしたい

施策22 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標

高齢者が健やかに長寿を楽しみ、住み慣れた地域で安心・安全に生活できるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
重度要介護(要介護4・5)高齢者の割合	4.64% (平成29年度)	4.81%以下
要介護認定を受けていない人の割合	79.22% (平成29年度)	77.66%以上
認知症サポーター数	125,927人 (平成29年度)	192,400人 (令和5年度)
ねんりんピック参加活動人数	6,165人 (平成29年度)	10,000人 (令和5年度)

現状と課題

本県では令和7年には、高齢者人口がピークを迎え、いわゆる「団塊の世代」が心身機能の低下の傾向が見られる75歳以上となります。また、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されています。

高齢化の進行や社会的状況において、介護需要の増大が見込まれますが、高齢者が介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるためには、介護保険サービスの充実強化はもとより、生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりが求められています。

取組みの方向

高齢者の要介護状態の増加・重度化を抑制し、健康寿命の延伸を図るとともに、生涯にわたる健康づくりと、社会参加活動や学習機会を通じての生きがいの充足を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めます。

このほか、介護保険制度が持続可能性を維持されるよう、介護給付の適正化や安定的な保険運営を行うための支援に努めます。

主な取組み

1 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり

高齢者の生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、栄養・食生活、運動などを意識した健康づくりに取り組むとともに、歯と口腔の健康づくりに努め、健康寿命の延伸を図ります。

また、就業支援や生涯学習機会の提供、ICTの利活用を促進するほか、高齢者を対象とするスポーツサイクルの普及促進や、健康と福祉の祭典「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」の本県開催(令和4年※)に向けた取組み等、高齢者のスポーツ活動を通じた社会参加の促進と生きがいを推進します。(※新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、本県大会は1年延期され、令和5年の開催となった。)

2 高齢者自立に向け、地域で共に支え合う社会づくり

高齢者が住み慣れた自宅や地域で各自の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムを核として、各市町による自立支援や介護予防、重度化防止等に向けた取り組みを支援します。

また、認知症の早期発見や認知症サポーターの活用等による認知症高齢者への支援、高齢者の移動・交通手段の確保や新しい総合事業による生活支援の推進のほか、介護を必要とする高齢者を支えるため、県在宅介護研修センターの利用促進や介護サービス事業者・人材の確保に努めます。

3 高齢者が安心・安全に暮らせる社会づくり

高齢者の住まいや施設の整備・充実を図るとともに、交通事故や犯罪による被害等の防止に努めます。

また、近年多発する自然災害から高齢者等の命を守り、安全を確保するため、避難場所の整備などハード面だけでなく、平時からの情報提供や避難訓練など、ソフト面での対策を講じることにより、災害時の効果的な「援護」に努めます。

さらに、市民後見人を含めた成年後見制度の推進を図るとともに、虐待防止など、高齢者の権利擁護の取り組みを推進します。

4 介護保険制度を支える仕組みづくり

市町による地域の実情を踏まえた居宅・施設サービスの整備・充実化を支援するとともに、AI・ICT・介護ロボットの導入や身体的負担の少ない介護技術の推進等により労働環境の効率化とイメージアップを図り、各種施策を通じた介護人材の安定的な確保と育成に努めます。

また、介護サービス情報の公表や外部評価、苦情処理体制の強化等を通じた利用者保護とともに、サービス事業者等の指導・監督、要介護認定やケアマネジメント、事業者のサービス提供体制等に関する介護給付の適正化を図ります。

5 高齢者福祉のDX

AIを活用したケアプラン作成の実証を進め、導入促進に取り組むほか、ICT機器や介護ロボット等の導入による介護現場の業務効率化を促進し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して自分らしく愛顔で暮らせる共生社会づくりを推進します。

施策23 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標

障がい者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
施設入所から地域へ生活の場を移した人数(率)	36人(1.8%) (平成30、令和元年度)	88人(4.4%) (令和3～5年度)
県障がい者スポーツ大会の参加者数	1,877人 (平成29年度)	2,500人
全国障害者スポーツ大会の団体競技の出場種目数	0種目 (平成28年度)	3種目
民間企業における障がい者雇用率	1.97% (平成29年度)	2.30%

現状と課題

県内では、身体・知的・精神障がいの手帳交付者数が増加傾向にあるとともに、障がいの重度化や重複化、障がい者及び介護者である家族の高齢化などの多くの課題が顕在化しており、また、発達障がいや高次脳機能障害に加え、難病などの障がいの多様化や、障がいのある女性、子ども、高齢者に配慮したきめ細かい支援が求められています。

加えて、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者が身近な地域において必要な支援を受けられるよう、障害福祉サービスや相談支援体制の充実等、地域基盤の整備が必要であるほか、障がい者が、自らの決定に基づき社会参加できる環境整備を関係機関と連携して分野横断的に支援する必要があります。

取組みの方向

障がい者自身が、社会の構成員の一員として主体性・自立性を持ち、自ら選択した地域に居住しながら自立した日常生活を営むだけでなく、その能力を十分発揮して生きがいを見つけ、積極的に社会活動に参加することができるよう、市町等関係機関と連携しながら、質の高い障害福祉サービスの提供や相談支援体制の充実、ライフステージを通じて切れ目のない支援体制の構築等を行うとともに、障がい者の虐待防止や差別解消をはじめとする権利擁護の体制整備、地域における災害時の支援体制の整備促進、障がい者スポーツや芸術文化活動の推進に努めるなど、安心して、充実した生活ができる環境づくりを進め、施設入所者等の地域生活への移行及び障がい者の地域生活を支援します。

また、障がい者が意欲を持って仕事に就けるよう、労働関係機関と連携し、個々の障がい者の特性に配慮した就労支援を強力的に推進します。

主な取組み

1 障がい者が自立できる地域社会づくり

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における相談・支援機能の強化・拡充に加え、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の相互連携のもと広域的・専門的な相談機能を構築するなど、重層的な支援体制の整備を図ります。

また、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて必要とする支援をきめ細かく提供するため、人材育成や施設整備も含めサービスの量的・質的充実に努めます。

特に、発達障がい者は、早期に適切な支援につなげて、生活の質の改善や社会参加の促進が図られるよう各市町における発達障がいに総合的に対応するワンストップ相談窓口の設置を支援します。

さらに、施設等から地域へ生活の場を移した方を含め、障がい者が地域で定着し自立した生活を送るために必要なボランティアの確保や、虐待防止及び差別解消など、地域住民の理解を深める啓発活動を推進するとともに、障がいの特性等にも配慮した災害時支援対策を講じるなど、障がい者が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進します。

2 障がい者の社会参加

障がい者のあらゆる分野への活動参加機会が確保されるよう、障がい者に対する差別解消を含む幅広い理解促進に努めるほか、障がい者の性別や年齢、障がいの状態に配慮し、当事者の意向を尊重した教育を実施します。

また、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や芸術文化活動については、障がい者自身や関係団体による様々な取組みを支援するとともに、その活動の成果を発表する機会を増やすことにより、障がい者の生きがいづくりを推進します。

特に、障がい者スポーツへの支援では、「障がい者スポーツの裾野拡大」から「パラアスリート選手の競技力向上」まで、幅広い取組みを行うとともに、障がい者・健常者の区分のない競技としてeスポーツを推進するほか、障がい者の芸術文化活動への支援では、芸術文化祭の開催などにより、障がい者の社会参加を促進します。

3 障がい者の就労支援

障がい者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用や保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成するとともに、職場への適応に課題を有する障がい者への援助者の派遣や障がい者の態様に応じた職業訓練の実施など、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援に取り組みます。

また、事業主には、障がい者雇用への理解を求めるほか、雇用実績のない企業等にとって障がい者雇用のきっかけとなる取組みを進め、障がい者の多様な就業機会を確保するとともに、個々のニーズに応じた一般就労を促進することにより、障がい者の経済的自立を支援します。

さらに、一般就労が困難な障がい者については、障害者就労施設等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組みを推進します。

特に、県では、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を早期に達成するため、職員採用における障がい種別の拡大や、出先機関における非常勤職員の雇用など雇用形態の多様化に取り組むほか、常時勤務による就労が困難な障がい者を対象とする「えひめチャレンジオフィス」を開設し、就労経験を積む機会を提供することにより、民間企業等への就労（ステップアップ）を支援します。

4 デジタル技術の活用による誰もが自分らしく生きられる社会の構築

生活・労働・雇用等、障がい者の社会生活において、デジタル技術を積極的に活用し社会的障壁をなくすための取組みや社会参加を推進するとともに、様々な障がいや考え方に応じた配慮、適切な応対等の普及啓発や障がい特性に適応したパソコン等の情報機器の普及促進に取り組むほか、市町と連

携し、タブレット端末を使用した遠隔手話派遣サービスの支援体制整備を推進することで、障がいの有無やその特性にかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会の構築を推進します。

また、障がい福祉施設等の介護ロボットやICT導入を支援することで、現場の職員の負担軽減や業務効率化を図り、利用者に対するサービスの向上につなげます。

視覚支援の普及促進 3

視覚支援の普及促進は、視覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。視覚支援の普及促進は、視覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。

視覚支援の普及促進は、視覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。視覚支援の普及促進は、視覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。

視覚支援の普及促進は、視覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。視覚支援の普及促進は、視覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。

視覚支援の普及促進は、視覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。視覚支援の普及促進は、視覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。

聴覚支援の普及促進 2

聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。

聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。

聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。

聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。

聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。

聴覚支援の普及促進 1

聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。

聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。聴覚支援の普及促進は、聴覚障害者の生活の質を向上させる重要な施策の一つである。

施策 2.4 地域福祉を支える環境づくり

目標

住民が互いに支え合うとともに、もっと安心して福祉サービスを受けられる社会にしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
社会福祉施設等従事者数	8,373人 (平成29年度)	10,187人
民生児童委員1人当たりの平均訪問回数	164回/人 (平成29年度)	175回/人

現状と課題

急速な少子高齢化や核家族化の進展に伴い、これまで家族が担ってきた介護や子育てなど、家庭内での支え合い機能が弱体化する傾向にあります。

さらに、住民意識の変化により、地域における人と人とのつながりも希薄化し、無縁社会がクローズアップされるなど、コミュニティの弱体化が地域全体の深刻な問題となっており、社会情勢の変化に伴い高度化・複雑化した福祉ニーズに対して、これまで以上に地域における包括的な地域福祉の推進体制の構築を図ることが必要となっています。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指して行くことが求められています。

さらに、様々な情報が氾濫する現代社会で、利用者が自らの判断で質の高い福祉サービスを選択し、受けることができるようにするためには、人材の育成・定着の推進等により福祉サービスの質を高めることや、事業者の情報公開及び第三者機関による専門的かつ客観的な評価制度の適切な運用が不可欠となっています。

また、利用者の安全・安心を確保するため、地域福祉の活動拠点である社会福祉施設等の適正な維持管理が求められています。

取組みの方向

地域共生社会の実現に向けて、これからの本県の新しい地域福祉のあり方について方向性を示すとともに、福祉を支える関係機関・団体や人材をつなぐネットワークづくり、県民の福祉に対する自発的な参画意識の醸成などに取り組むことにより、行政や関係機関・団体、県民等が一体となり、本県の包括的な地域福祉の推進体制の構築を目指します。

生活保護受給者に対する就労支援や生活困窮者への相談支援など、適切なセーフティネットの構築や社会的孤立の解消を図るほか、人と人とのつながりの再構築を担う人材育成を図ります。

また、社会福祉事業に関する情報等の積極的な公表や第三者評価の適正な運用に加え、従事者の資質向上や人材確保及び定着に努め、福祉サービスの質の向上等を図るとともに、社会福祉施設等の整備を促進するなど、地域のニーズに応じた福祉コミュニティの形成に努めます。

主な取組み

1 これからの本県の新しい地域福祉のあり方の形成

高齢、障がい、子ども等の福祉分野をはじめ、まちおこしや防犯・防災、環境等の福祉以外の分野も含めた地域の様々な生活課題に対して、課題の把握から解決に向けて地域住民等が主体的に取

り組むことができる環境の整備や、関係機関・団体等による包括的な相談・支援体制の構築、共生型サービスの推進など、これからの本県の新しい地域福祉のあり方について、県内市町をはじめ関係機関・団体等と連携しつつ、具体的な方向性を示した上で、強化を図ります。

2 生活困窮者に対する支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的・継続的な伴走型の支援により、個々の課題に応じた支援を行うとともに、住民同士が支え合える地域づくりを推進します。

3 地域で活躍する人材の育成と地域福祉ネットワークづくり

地域住民やボランティア、NPOなど地域で活躍する人材を育成し、求められるマンパワーを確保するとともに、その人材と地域の様々な支援機関等をつなぎ合わせて地域生活課題の解決を目指す地域福祉ネットワークの構築に努めるなど、支援体制の強化を図ります。

また、民生児童委員について、高齢者や生活困窮者への見守りや相談対応をはじめ児童虐待防止やいじめの防止などの活動を支援するため、活動費への支援を拡充します。

さらに、事業者団体等とも連携しながら、外国人介護人材の円滑な受入れや、活躍できる環境整備及び職場定着を支援します。

4 質の高い福祉サービスの提供

地域福祉を支える福祉事業従事者の処遇改善や福祉施設等の職場環境の整備を促進するとともに、市町や関係機関と連携した専門性を高めるきめ細かな研修事業を実施するなど、質の高い地域福祉を担う人材の育成・定着を推進します。

また、必要とする福祉サービスを多様な事業者の中から比較・検討して、利用者やその家族が適切に選択できるよう、事業者の情報公開を促進するとともに、福祉サービス第三者評価事業の更なる充実を図り、質の高い福祉サービスを確保しながら、利用者の安心感・満足感の向上に努めます。

5 社会福祉施設等の整備促進

地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進するとともに、地震や火災といった災害発生時の安全・安心の確保に向け、既存施設の防災対策等の強化を図ります。

6 福祉コミュニティへの参画促進

地域住民が取り組む福祉コミュニティづくりを総合的にコーディネートできる人材を育成するとともに、市町や社会福祉協議会、企業、各種団体等の関係機関との連携・情報共有を図りながら地域のニーズに合った情報を発信することにより、県民の福祉コミュニティへの自発的参画を促進します。

7 豪雨災害被災者の生活再建支援

豪雨災害被災者の心身の負担を軽減し、安心して日常生活を送れるようにするため、市町や社会福祉協議会等と連携して、健康管理をはじめ、個々の被災者の状況に応じた見守りや生活相談等の支援、仮設住宅等避難生活の場におけるコミュニティづくりの促進など、地域全体で支え合う体制を構築し、一日も早い生活再建に向けた支援に努めます。

8 コロナ禍での地域全体で支え合う体制づくり

社会福祉施設間の相互応援体制を構築するため立ち上げた「E-WE L (イーウェル) ネット」を運用し、感染者が発生した施設からの要請に応じた職員派遣の調整や応援職員の派遣に協力する法人への支援等を行うことにより、施設でのサービスの提供を継続できるよう取り組みます。

また、新型コロナウイルスの影響を受けた生活困窮者の生活維持や自立に向けた支援を行います。

政策④ 健康づくりと医療体制の充実

目指す方向

県民誰もが、栄養・運動・休養のバランスが取れた生活を送り、「自分の健康は自分で守り、つくる」という強い気持ちで取り組む、自発的な健康づくりを促進します。

また、けがや病気になったときでも、住み慣れた地域で、誰もが安心して良質な医療を受けられる体制づくりや、限りある医療資源を最大限に有効活用した救急医療体制の充実・強化、医薬品等の安全対策等に努めます。

そして、県民誰もが生涯にわたって健やかに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり

目標 もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標 もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

施策27 救急医療体制の充実

目標 傷病者の状態に応じた適切な救急医療を受けられるようにしたい

施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり

目標

もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
75歳未満のがん死亡者数(人口10万人当たり)	75.2人 (平成29年)	67.9人 (令和4年)
65歳未満で死亡する人の割合	男性 11.8% 女性 5.6% (平成29年)	男性 7.2%以下 女性 3.2%以下 (令和4年)
自殺死亡率(人口10万人当たり)	18.3人 (平成28年)	12.8人以下 (令和5年)
介護保険施設等における新型コロナ発生時の業務継続計画の策定率	—	100% (令和5年度)

現状と課題

衛生状態の改善や医療提供体制の整備等により、県民の平均寿命は伸びているものの、介護を要する状態にある高齢者は年々増加する傾向にあります。

また、栄養の偏りや運動不足等に起因する生活習慣病が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動による生活習慣の改善が求められています。

そして、生活習慣病の一つである「がん」は、県民の死亡原因で最も多く、約4分の1(平成29年)を占めており、早期発見・早期治療を目的とするがん検診の受診率向上が、喫緊の課題となっています。

なお、自殺者数は、平成26年以降、年間300人以下で推移し、概ね減少傾向にありますが、うつ病などの精神疾患患者数が増加する中、心の健康を保持増進するための取組みは、重要性を増しています。

取組みの方向

県民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくりの目標を設定し、県民自らが行う健康管理を支援するとともに、それをサポートする社会環境づくりを進めるなど、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や、心身ともに健康でいきいきと暮らすための食育の推進に努めるほか、健診・医療・介護のビッグデータを活用した生活習慣病の疾病予防等に取り組みます。

また、がん検診の受診率向上につなげる普及啓発に努め、がん患者や家族に対する精神面や生活面での相談機能を強化するなど、がんと向き合い、がんに立ち向かう人々を支えるサポート体制の構築を図ります。

さらに、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や関係機関の連携強化をはじめ、心の健康づくりに向けた各種の対策を総合的に推進するとともに、感染症対策、難病対策に取り組みます。

主な取組み

1 県民参加型の健康づくりの推進

健康的な生活習慣を身に付けるため、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ（喫煙）等について、ビッグデータの分析に基づく課題や効果的な対策の情報提供や普及啓発等に取り組み、県民一人ひとりが自発的に生活習慣病対策に取り組む気運の醸成を図ります。特に、栄養・食生活についての正しい理解を促進するため、家庭や学校、地域等それぞれの役割に応じて、県民のライフステージに合った食育や、栄養バランスに配慮した食生活の改善に県民自らが取り組む方策を推進します。

また、県・市町が実施する普及啓発事業と企業が従業員向けに実施する健康教育、健康相談をマッチングするなど、地域保健と職域保健が連携しながら生活習慣病の予防効果が高い世代を中心とした、重点的かつ効果的な保健指導を実施します。

2 歯と口腔の健康づくりの推進

歯科保健に関する啓発イベントや研修会の開催、歯科検診や歯科保健指導・相談等を行うことにより、県民の関心と理解を深め、全身の健康づくりに大きく関わる歯と口腔の健康づくりを推進します。

3 総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がん検診の必要性を理解し、自発的な予防や早期発見に取り組むことができるよう、科学的根拠に基づいた正しいがん予防知識の普及啓発を強化するとともに、検診の実施主体である市町等と連携し、受診機会の拡大を図るなど、がん検診の受診率向上に努めます。

また、がん患者一人ひとりの病状に応じた医療を提供するため、医療機関相互の連携を強化するとともに、住み慣れた自宅や地域で質の高い治療を受けながら、家族と共に患前と同様の環境で生活を送れるサポート体制を構築するなど、がん患者の視点に立った対策を推進します。

4 心の健康づくりの推進

県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問指導等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策、ひきこもり対策、各種依存症対策などの心の健康の保持増進に積極的に取り組みます。

5 感染症対策の推進

結核、HIV・エイズ、肝炎、新型インフルエンザなどの感染症の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供及び感染症に関する知識の普及啓発等の感染症予防対策を推進します。

6 難病対策の推進

難病及び小児慢性特定疾病患者に対する医療費助成や保健所における医療・福祉の相談事業等を実施し、本人及びその家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。

7 豪雨災害被災者への健康支援

被災者・支援者の中長期的な心のケアを継続していく必要があることから、専門的な医療ニーズや相談に対応できる体制を整備します。

8 新型コロナ感染拡大防止とコロナ禍での心のケア

事例ごとに早期の「囲い込み」と「封じ込め」による感染の連鎖を断ち切る対策を講じるとともに、ウイルス検査体制と保健所での調査体制の強化を図るほか、コールセンターを設置・運営し、相談受付・情報提供を行います。

また、「感染回避行動」の習慣化を始め、接触確認アプリ・システムの活用、業種別ガイドラインの実践、空港等での水際対策の実施など、感染防止対策を徹底するとともに、社会福祉施設等の感染症対策への支援や県有施設等の感染防止対策の強化などにより、「オール愛媛」で県内での感染拡大防止を図ります。

さらに、ワクチン接種を迅速かつ適切に実施できる体制を整備し、着実に実行します。加えて、感染者やその家族、関係者等を対象とした専用ダイヤルによる相談窓口を設置することにより、心のケア体制を強化するとともに、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談しやすい体制を整備することで、自殺対策を強化します。

9 データ利活用による健康増進

本県が導入したスマートヘルスケアアプリの活用促進を図るとともに、健診・医療等ビッグデータの分析・活用による県民の健康づくりの取組みを促進することで、県民に対し生活習慣の改善等の行動変容を促し、健康寿命の延伸や医療費の適正化を目指します。

施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標

もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
医療施設従事医師数(人口10万人当たり)	262.5人 (平成28年度)	282.2人
県の医師確保奨学金貸与生の人数	190人 (平成30年度)	254人 (令和3年度)
県内の医薬分業率	58.7% (平成29年度)	72.8%

現状と課題

身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズや、医療安全、終末期医療に対する関心が高まる中、患者が医療機関や治療方法に関し十分な情報を得ることができる環境づくりが求められています。

また、全国的に医師不足が深刻化する中、県内でも病院の診療科の休止・廃止が相次ぐなど、地域医療を取り巻く環境は、かつてない厳しい状況に直面するとともに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には医療需要が増大することが予想されており、住み慣れた地域で誰もが安心して良質な医療を受けられる体制づくりに向け、医療制度の抜本的な改革が急務となっています。

加えて、看護師等の需要も増加しており、結婚、出産・育児だけでなく、時間外労働が多い、夜勤の負担が大きい等を契機とした離職に対応するため、働き続けられる環境整備や再就業を促進し、医療従事者の確保・定着対策を推進する必要があります。

また、全国平均に比べ低い医薬分業率の向上を図るとともに、医薬品製造業者・薬局等に対する監視指導の強化等を通じた、医薬品等に関する一層の安全の確保が求められています。

取組みの方向

医師等確保対策については、愛媛大学や関係機関等と連携して強力に推進するとともに、国に抜本的な制度改革を強く働きかけます。

また、院内感染対策や医薬品等の安全管理はもとより、適切な医療情報の公開を推進するなど、地域医療の安全性向上と信頼確保を図ります。

さらに、各地域における医療提供体制の将来あるべき姿を見据え、医療と介護の連携を図りながら、県民誰もが適切な医療を不安なく受診できる、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を図ります。

主な取組み

1 医師等確保対策の推進

地域医療を担う医師の養成に向けて、奨学金制度や寄附講座等の効果的な運営に努めます。

特に、奨学生を、地域医療に貢献できる高いモチベーションと能力を持った医師として育成するとともに、愛媛大学との連携の下、医師としてのキャリア形成を支援しながら、政策医療を担う地域の病院等に効果的に配置し、地域の医師不足や偏在の解消に努めます。

併せて、医療従事者の負担軽減や離職防止、復職促進に向けて、病院内保育施設等の整備・運営の支援や、離職中の潜在的な医療従事者が復職しやすい環境整備など、勤務環境の改善に努めます。

2 医療情報等の適切な提供

県民が適切な医療機関を選択できるよう、えひめ医療情報ネット等を活用した効果的な情報提供を進めます。

また、セカンドオピニオンの正しい理解やインフォームド・コンセントの徹底を促進するための普及啓発を推進し、医療の主役である患者一人ひとりの視点に立った地域医療を確立します。

3 地域の実情にあわせた医療提供体制の整備

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域の医療需要の将来推計や病床機能の情報等を活用して、将来的に各地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に進めるため、医療提供体制のあり方を検討するとともに、将来のあるべき姿を実現するために必要な施設・設備の整備や在宅医療・介護を含め地域一体となった医療連携の促進、医療人材の育成等に取り組みます。

4 県民の安心の拠り所となる県立病院の実現

県立中央病院は、県内全域を対象とした県民医療の基幹病院として、MRIやCT等の高度な医療機器や屋上ヘリポートを有効に活用し、高度救命救急センター及び総合周産期母子医療センター等の機能を一層発揮させるよう努めます。

また、それぞれの県立病院が地域医療の拠点となるよう、一般医療をはじめ救急医療や周産期医療の確保と質の向上に努めるとともに、南海地震等の大規模災害発生時に災害拠点病院としての役割や機能が果たせるよう体制強化を図ります。

さらに、少子高齢化の進展や医療機能の分化など病院を取り巻く環境が大きく変化していく中で県立病院に求められる役割や機能が十分に発揮できるよう医療スタッフの確保や施設・設備の老朽化など喫緊の課題の解消に向けた検討を進めます。

5 医薬品等の安全対策

医薬品等に関する安全確保を図るため、医師会や薬剤師会等関係団体の協力の下、医薬分業率の向上及び「患者のための薬局ビジョン」に基づく薬局の再編に取り組みます。

併せて、医薬品製造業者や薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を強化することで、危険ドラッグの根絶と薬物乱用防止に努めるとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等関係法令の遵守を徹底し、県民の安全確保を図ります。

6 コロナ禍での安定した医療提供体制の構築と医療従事者への支援・確保

感染者の状態に応じた受入病床や宿泊療養施設の確保を行うなど、安定した医療提供体制を構築します。

また、感染のリスクを伴う検査や治療を行う医療従事者の負担軽減のための支援等を行うほか、医療従事者の確保又は派遣に対する支援を行います。

さらに、クラスター発生時に専門家チームによる早期収束を図る体制を構築するほか、かかりつけ医等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備し、感染防止対策の向上を図ります。

7 医療における情報伝達や共有の促進

医師不足地域において、5GやICTを活用した高精細映像の伝送など遠隔による医療支援体制の構築等に取り組むとともに、個人情報等にも十分配慮した医療情報の共有等を進めることにより、病診連携の促進や県民の利便性を考慮した環境整備を検討し、条件不利地域も含めた県内全域での医療提供体制の構築・維持確保を図り、県民誰もが安心して、希望する地域で暮らしていける安心な社会の実現に努めます。

施策27 救急医療体制の充実

目標

傷病者の状態に応じた適切な救急医療を受けられるようにしたい。

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
心肺停止患者の1ヶ月後の生存率	8.6% (平成28年度)	11.8% (令和5年度)
心肺停止患者の1ヶ月後の社会復帰率	6.7% (平成28年度)	7.4% (令和5年度)
二次救急医療機関の耐震化率	73.8% (平成29年度)	86.9% (令和5年度)

現状と課題

救急医療の需要は依然として増加傾向が続いており、本県の救急搬送人員は、平成18年の54,982人から平成28年の62,614人へと10年間で約1.1倍に増加しています。

しかしながら、近年の医師不足や地域偏在により、増加する救急医療ニーズに対応できず、救急医療体制の維持が困難になりつつある地域も認められており、救急患者の増加により、病院勤務医の勤務環境は過酷なものとなり、医師不足に拍車をかけていると言われています。

加えて、緊急性のない軽症患者が容易に救急病院を利用するといったいわゆるコンビニ受診が散見されているほか、救急車についても、軽症患者の利用が約5割を占め、真に重篤な患者の治療や搬送の妨げになるといった危険性もあるなど、本県救急医療は極めて厳しい状況が継続しており、効率的・効果的な救急医療体制の整備が喫緊の課題となっています。

また、今後30年以内の発生確率が70～80%程度と予想され四国地域全域にわたり甚大な被害を及ぼすことが危惧されている南海トラフ地震をはじめ、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故を踏まえた複合災害を想定した医療救護体制の構築等、平時から関係機関が連携し、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備しておく必要があります。

取組みの方向

傷病の程度に応じて適切な救急医療が提供できるよう、初期、二次、三次の重層的な救急医療体制を構築するとともに、救急医療に携わる人材の養成・確保に努めます。

また、医療機関と消防機関の一層の連携を図り、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施に努めます。

さらに、災害医療体制が迅速かつ有効に機能するよう、市町や医療関係機関、防災関係機関等との連携による総合的な医療救護活動訓練を実施するとともに、研修等を通じて、災害医療従事者の対応力向上を図るなど、一層の底上げに取り組みます。

主な取組み

1 病院前救護体制

病院前救護体制を充実させるため、気管挿管や薬剤投与等を実施できる救急救命士の養成に引き続き取り組むとともに、メディカルコントロール協議会において、症例検討会や研修会等の活動を継続し、救急医療機関等と搬送機関の連携強化を図ります。

また、平成29年2月に導入したドクターヘリのほか、消防防災ヘリコプターやドクターカー等の効果的・効率的な運用を図り、交通遠隔地における救急医療体制の確保に努めます。

2 三次救急医療体制

重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的かつ的確に提供できるよう、医療施設・設備の充実や専門医の確保等の機能強化に努めます。なお、来院患者には、初期・二次救急患者が含まれており、本来の機能を発揮する上で支障を来しているため、初期・二次・三次救急の機能分化の周知徹底を図ります。

また、搭乗医師等の人材確保・育成に努め、ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、消防機関や市町と連携してランデブーポイントの拡充を図り、ドクターヘリの効果的・効率的な運航体制の構築に努めます。

3 二次救急医療体制

救急告示施設の医師・看護師等の人員体制の充実や病院群輪番制病院の施設・設備の整備により、二次救急医療施設の機能を充実します。また、当番日以外にも救急患者を受け入れるなど二次救急医療体制を補完している医療機関等に対する支援を行い、医療従事者の負担軽減と二次救急医療体制の維持・確保を図ります。

さらに、二次救急医療機関の負担軽減を図るため、引き続き、県民に対し、医療機関の適正受診や救急車の適正利用について、普及啓発に努めます。

4 初期救急医療体制

身近な地域において必要とされる初期救急医療を提供できるよう、また、二次・三次救急医療機関の負担軽減につながるよう、休日夜間急患センター、在宅当番医制参加医療機関の診療体制の維持・確保に努めます。

また、初期救急医療機関の負担軽減を図るため、かかりつけ医機能の活用による病気や怪我の予防の徹底や健康管理についての教育等、救急受診を未然に防ぐための取組みを行うとともに、診療科目・時間や、対応可能な疾患・治療内容などをデータベース化して容易に検索が可能なシステムである「えひめ医療情報ネット」を活用して、住民に対して初期救急医療体制の周知徹底を図るほか、小児救急医療電話相談事業の実施等により、適切な救急受診の促進に努めます。

5 災害医療及び原子力災害医療

各災害（基幹）拠点病院において、医療施設の耐震化や衛星電話等の災害に備えた設備整備を促進し、拠点機能の強化を図るとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）の計画的な整備や、チーム間の連携強化を図ります。また、二次救急医療機関を対象に、災害医療従事者の育成・確保に努め、災害時の対応力向上を図ります。

さらに、医療機関自らが被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の策定促進や、院内防災訓練等の実施支援に努めます。

このほか、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関において、適切な原子力災害医療が実施できる施設、設備、資機材の整備に努めるとともに、原子力災害拠点病院に設置する原子力災害医療派遣チームの充実・強化に取り組みます。

6 救急医療システムのデジタル化の推進

救急医療システムのデジタル化を推進することにより、県内全域での救急医療体制の構築・維持確保を図り、県民誰もが安心して、希望する地域で暮らしていける安心な社会の実現に努めます。

えがお

《基本政策2》 やすらぎの愛顔 あふれる「えひめ」づくり

政策⑤ 快適で魅力あるまちづくり

目指す方向

やすらぎのある緑豊かで安全な住環境の整備を推進するとともに、既存の都市機能を有効に活用した、コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、周辺環境と調和した美しい景観や町並みの形成に努めます。

また、ICT環境や情報通信サービスを活用した新たなビジネスモデルや生活スタイルの構築を推進するなど、個性豊かで利便性の高いまちづくりを進めます。

そして、誰もが快適に暮らせる、魅力ある生活空間の形成を目指します。

— 施策28 快適な暮らし空間の実現

目標 もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

— 施策29 ICT環境の整備

目標 パソコンやスマートフォンなどを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

施策28 快適な暮らし空間の実現

目標

もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
街路整備密度	1.46 km/km ² (平成30年度)	1.49 km/km ²
景観計画策定数	15件 (平成30年度)	20件
県営都市公園の利用者数	2,708千人 (平成28年度)	2,870千人
耐震性を有する住宅ストックの比率	75% (平成25年度)	90% (令和2年度) ※1

※1 令和3年度以降は、次期愛媛県住生活基本計画の見直しで検討

現状と課題

職住分離やモータリゼーションの進展などにより、県内の多くの都市で住宅や商業施設、病院の郊外立地が進み、中心市街地は空洞化によりにぎわいを失う一方、高齢化社会を迎え、買い物や通院に支障を来す交通弱者が増加するなど、様々な問題が生じています。

快適な暮らしの実現等のため、本県では、全ての市町が景観行政団体となり、住民との協働による良好な景観形成を図りながら、地域特性を生かしたまちづくりを進めています。

一方、本県の街路改良率や街路整備密度は全国平均を大幅に下回り、地震・火災時の救助消火活動の支障となったり、渋滞・事故の発生につながることから、人家密集地区での街路整備が急務となっています。

取組みの方向

コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、緑豊かで周辺環境と調和した景観や町並みの形成に向けて、災害時の緊急利用も想定される街路や公園の整備、良質な住宅の維持確保など、快適な生活環境の整備に努めます。

また、JR松山駅付近連続立体交差事業をはじめ、地域の都市機能充実と地域全体の活性化に配慮した、市街地の再開発を含む総合的なまちづくりを推進します。

主な取組み

1 快適に暮らせる市街地の整備

公共施設などの郊外移転を抑制し、既存施設の用途変更を検討するなど、今ある都市機能を有効活用しながら、更なる機能集積を促進することで、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指します。

また、地域特性を生かしたまちづくりや歴史的な町並みの保存などを促進し、良好な景観の形成を推進します。

さらに、幹線道路における交通渋滞や歩行者の危険解消と、交通の円滑化による環境負荷の低減を図るため、街路や松山外環状道路の整備などにより、快適で魅力あるまちづくりを推進します。

2 都市公園の整備

都市公園は、レクリエーションのほか、良好な都市環境の保全や景観の形成、都市の安全性確保など、多様な機能を有する施設であることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の誰もが安全で安心して利用できるよう施設の整備・維持管理を推進します。

このうち、来園者数において中四国で1、2位を争うなど来園者から高い評価を得ているとべ動物園は、地域活性化に寄与する重要な役割を持った施設であり、将来を見据えた持続可能な動物園を目指し、ハード・ソフト両面から魅力向上に努めます。また、その実行にあたっては、隣接するえひめこどもの城や総合運動公園等と連携して地理的特性を生かした取組みも行います。

3 良質な住宅の維持・確保

老朽化が進んでいる県営住宅ストックを最大限活用するため、各種改善（長寿命化・バリアフリー化）や、地域の需要を踏まえた老朽団地の建替えを計画的に実施し、市場で適切な水準の住宅確保が難しい属性の世帯（低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など）に対し供給するよう努めるほか、民間住宅の耐震改修・バリアフリー化・省エネルギー化の促進や、老朽危険空家の除却の推進など、良質な住宅の維持・確保を図ります。

また、住宅ストックのリフォームやリノベーションによる品質・性能の向上と、中古住宅流通の活性化を促す環境整備の推進を図ります。

4 JR松山駅周辺における都市整備

JR松山駅周辺において、道路と鉄道との連続立体交差化により踏切を除却し、交通渋滞や踏切事故の解消など都市交通の円滑化や、鉄道により分断された市街地の一体化を促進します。

また、県都松山の陸の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを目指し、松山市が行う土地区画整理事業や関連街路事業と一体的な市街地整備を行うことにより、都市機能の充実した都心の形成を推進します。

5 データを駆使したまちづくりの推進

地域におけるデータの利活用の前提となるデータ収集の取組みを官民一体となって推進するとともに、仮想空間に現実の地形や建物、交通網等を再現し、人流・物流のモニタリングや輸送効率等を計測するためのシミュレーションを行い、現実世界での対策にフィードバックするデジタルツインの研究等に取り組むことで、地域・社会のスマート化を推進するとともに、データを駆使したスムーズな交通の確保など、誰もが安心して住み続けられるまちづくりに努めます。

施策29 ICT環境の整備

目標

パソコンやスマートフォンなどを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
オープンデータ取組数	10 県・市町 (平成30年度)	21 県・市町
自動車税(定時課税)のキャッシュレス納付率	3.2% (平成30年度)	10.0%

現状と課題

これまで、情報化の遅れた地域を対象に高度情報通信基盤の整備を推進してきた結果、移動系超高速ブロードバンドが99.8%、固定系超高速ブロードバンドも97.7%が利用できるようになりました。しかしながら、残る山間部や島しょ部等の過疎地域等における世帯との情報格差や、インターネット利用の世代間や年収の異なる世帯間における格差はいまだに存在しており、デジタル・デバイドの解消が引き続き課題となっています。

また、情報通信機器の世帯保有状況でスマートフォンの保有率が75.1%となり、パソコンの保有率の72.5%を上回るなど、スマートフォンやウェアラブル端末等が急速に普及し、ICTの利用形態も多様化しており、端末やセンサー類の小型軽量化、低廉化とそれに伴うデータ流通量の飛躍的な増大は、IoT、AI及びビッグデータの活用につながり、社会にこれまで以上の変革をもたらしつつあります。その一方では、情報流出やシステム障害などのリスクを伴うサイバー攻撃も一層巧妙化すると考えられます。

今後、ICTの利活用による便利で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、これらの情報通信を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、利活用を促進する人材の育成及び県民生活や地域活性化に役立つサービスの提供が求められています。

取組みの方向

ネットワークのブロードバンド化やモバイル化、サービスの高度化に伴う急速な構造変化が進行しており、大きな転換期を迎えている中、変化に対応しながら、超高速インターネットサービス等をいつでも、どこでも、誰でも使えるよう、高度情報通信基盤の整備を進め、地域における情報格差の是正を図るとともに、公衆無線LANや新たな移動通信システムである第5世代移動通信システム(5G)の災害時における活用をはじめとした地域での利活用の推進やICT利活用を促進する人材の育成など、ICT普及のための環境整備を推進します。

また、豊かな県民生活の実現に向け、医療・福祉や防災・防犯、産業、観光、教育、環境などの各分野におけるICTの利活用を促進するほか、ビッグデータの利活用やAIやIoT等の導入など各行政機関と連携しながら県民本位の効率的な電子行政の実現を目指します。

主な取組み

1 高度情報通信基盤の整備

超高速ブロードバンドネットワークをはじめとする高度情報通信基盤の整備を推進し、情報格差の解消を図るとともに、クラウドコンピューティングの利活用など新たな情報化社会へ対応できる基盤整備に取り組みます。

また、地域活性化や安全・安心の確保のため、携帯電話等の不通話地域を解消するとともに、「えひめFreeWi-Fi」を活用したインバウンド対策など、スマートフォンなどによる地域の情報収集や情報発信力の強化を図ります。

2 地域のICT利活用を促進する人材育成

行政や大学、企業、地域社会が連携し、地域社会におけるICT利活用を促進する人材を育成するとともに、地域経済や地域社会の活性化につながるネットワークづくりを支援するなど、地域のICT利活用を促進します。

3 情報通信技術を活用した新たな取組み

高度情報通信ネットワークにより、距離を超えた対面型コミュニケーションが低コストで可能となったことから、学校や自宅のICT環境を活用した新しい教育システムの構築や、遠隔医療等による効率的な医療サービス、柔軟な働き方が可能となるテレワークを実践するための環境整備など、ICTの特長を生かした新たなサービスの実用化に向けた検討を進めます。

また、誰もがインターネット等を通じて行政が保有するデータを容易に利用できるようオープンデータの公開及び活用に取り組みます。

4 県民本位の効率的な電子行政の実現

行政手続きのオンライン化を推し進める「官民データ活用推進基本法」の趣旨を踏まえながら、マイナンバー制度を利用した行政サービスの普及に努めるとともに、県民や企業等が行政機関に対して行う各種申請・届出等の手続きを、ICTを活用して便利で安全に行えるようにするなど、質の高い行政サービスの提供体制を構築します。

また、ビッグデータの利活用を推進し、分野横断的に活用することによる効果的な政策立案や住民サービスの向上等を図るとともに、AIやIoT等の積極的な導入、各行政機関が連携した情報システムの構築及び個人情報保護・情報セキュリティ対策の強化など、電子行政基盤の更なる高度化を図ります。

5 県民誰もがデジタル技術の恩恵を受けられる環境づくり

県内各地域でデジタル活用をサポートする人材の配置促進や、地域における自立的な活用の仕組みづくりなど、誰もがデジタル技術に親しみをもち、恩恵を受けられる環境づくりに取り組むとともに、産学官が連携し、ローカル5Gを含めた次世代情報通信基盤の整備促進に取り組むことにより、居住する地域にかかわらず、県民誰もがデジタル化の効果을最大限享受できる環境整備に努めます。